	提案事項				制度の記算			各府省からの第1次回答
管理番号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
163	理の改善等に関する法 律に基づく改善計画の	介護労働者の雇用管理の 改善等に関する法律に基づ き事業主が策定する改善計 画について、都直府県の認 定を廃止する。	[制度改正の必要性] 企業が当該計画の認定申請を行うのは国の助成金受給申請の条件になっていたかであるが、現在、当法律に基づく支援策のうち当該認定を条件としているものはな、認定そのもの必要性が導れていると思われる。 当該計画の認定を条件とする国の助成金がないなったことに伴い、本果への当該改善計画の認定を条件とする国の助成金がないなったことに伴い、本果への当該改善計画の認定申請は、平成23年度以降業績がないく室間的にも同様と推測)。 当該認定を条件とした支援策が新たに創設された場合においても助成金の受給資格認定申請を行う前に、下記22及び300手続が必要となることから、既存の助成制度と同様、当該改善計画の認定を条件としないことが、企業等にとつての助成制度と同様、当該改善計画の認定を条件としないことが、企業等にとつて①企業等は、改善計画が助成金の対象となるが、労働局に確定②企業等は、改善計画が助成金の対象となるが、労働局に確定30都直府県は、申請内容を確認し、認定手続等を行う。 ④企業等は、定められた期日までに、労働局に助成金の受給資格認定申請を行う。	介護労働者の雇用 管理の改善等に関 する法律第8条第3 項	厚生労働省	鳥取県、大阪府、徳島県	C 対応不可	現在、認定を受けた改善措置に対する国の助成援助措置は設けていないが、介護労働者の雇用管理改善の推進が重要な政策課題であり、個々の事業主が行う改善措置の実施を促進するため、事業主が改善計画を策定した場合にこれを認定する仕組みは必要である。なお、認定については、直接人の生命・身体を扱うという介護業務の性な上、介護分野の雇用管理の改善措置の内容の判断に福祉行政との知識が必要となる場合があること、介護業務は福祉行政の一環として都道府県が中心となって行っていることから、個々の介護事業主が行う改善措置に対する指導助言における都道府県の役割、社会福祉行政との連携を勘案すると、都道府県知事が行うことが適当である。
242	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法 様に基づく改善計画の 都道府県の認定の廃止	するために策定する改善計	【制度改正の必要性】 介護労働者の雇用管理の改善を促進するために設けられた助成金制度が平成 22年度末に廃止されており、設定制度が形骸化している。助成金制度廃止後 に改善計画の認定申請がわれた例はない。 助成金制度廃止前は、法における支援措置「助成金)を国(労働局・ハローワー の)へ申請する要件として、知事の改善計画の設定が蓋券付けられていたが、助成金受給の際には別途国へ申請が必要であり、二重に手続きすることとなり、申請者に大きな負担となっていた。当該認定を単とした支援政が新たに創設された場合においても、都道府県が計画認定を行い国(各地方労働局)が助成金等窓口になるのは企業の負担となるため、避けるべきである。		厚生労働省	広島県	C 対応不可	現在、認定を受けた改善措置に対する国の助成援助措置は設けていないが、介護労働者の雇用管理改善の推進が重要な政策課題であり、個々の事業主が行う改善措置の実施を促進するため、事業主が改善計画を策定した場合にこれを認定する仕組みは必要である。なお、認定については、直接人の生命・身体を対分という介護業務の性質上、介護分野の雇用管理の改善措置の内容の判断に福祉行政との知識が必要となる場合があること、介護業務は福祉行政の一環として都遠席県が中心となって行っていることか。個々の介護事業上が行う改善措置に対する指導助言における都遠府県の役割、社会福祉行政との達接を勘察すると、都遠府県知事が行うことが適当である。 163の回答を参照されたい。

	in the state of		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
163	理の改善等に関する法 律に基づく改善計画の 都道府県の認定の廃	改善等に関する法律に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。	介護労働者の雇用管理改善が重要な政策課題であることは当然であり、国による助成制度のの活用が精権的に進めるべきである。現在、国による助成制度はないが、仮に制度が創設された場合には、事務負担の最大限の軽減が必要であり、労働局への申請まなの時間転給を図り、事業実施削削開始予定までのスケジュールを立てやすくずべきである。 一方で、本果においては、近年当該改善計画に対する申請実績がないことた、介護労働者の雇用管理改善について、当法律に基づ公本書計画の設定を受け、不選明としたしない国の施集もあること例、介護報酬で、授職員処遇改善、類を受ける場合、事前に介護職員処遇改善計画書を果に提出することとなっている、等と答案は、定はおさな諸施策を整理した上で、当法律に基づく認定制度の存続について再検討すべき。	・提案団体の提案に沿って都道府県の認定を廃止する べきである。		
242	it	介護労働者の雇用管理の 改善等に関する法律に基づ き事事主が雇用を改善 っために原定する改善 画について、都道府県の診 定を廃止する。	改善計画認定が助成制度の支給要件でなくなってから認定申請が行われていない現状を踏まえれば、介護事業主が行う改善措置に対する指導助言の機会もなくなっており、社会福祉行政との連携を行う場面が乏しくなっている。	・提案団体の提案に沿って都道府県の認定を廃止する べきである。		

	提案事項				制度の所管・			各府省からの第1次回答
管理番号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	関係府省庁	提案団体	区分	回答
960	理の改善等に関する法 律に基づく改善計画の	き事業主が策定する改善計	企業が当該計画の認定申請を行うのは国の助成金受給申請の条件になっていたかであるが、現在、当法律に基づく支援策のうち当該認定を条件としているものはなく、認定そのものの必要性が薄れていると思われる。 当該計画の認定を条件とする国の動成金がなくなったことに伴い、本県への当該政会計画の認定申請は、平成23年度以降奏積がない(全国的)にも同様と推測。 当該認定を条件とした支援策が新たに創設された場合においても、助成金の受給資格認定申請を行う前に、下記②及び③の手機が必要となることから、既存の助成制度と同様、当該改善計画の認定を条件としないことが、企業等にとって負担軽減になる。 ②企業等は、改善計画が助成金の対象となるが、労働局に確認 ②企業等は、敬道所県に対して、改善計画の認定申請を行う。 ③和道府県は、申請内容を確認し、認定手機等を行う。 ④企業等は、定められた期日までに、労働局に助成金の受給資格認定申請を行う。	介護労働者の雇用 管理の改善等に関 する法律第8条第3 項	厚生労働省	中国地方知事会	C 対応不可	現在、認定を受けた改善措置に対する国の助成援助措置は設けていないが、介護労働者の雇用管理改善の推進が重要な政策課題であり、個々の事業主が行う改善措置の実施を促進するため、事業主が改善計画を策定した場合にこれを認定する仕組みは必要である。なお、認定については、直接人の生命・身体を扱うという介護業務の性質上、介護分野の雇用管理の改善措置の内容の判断に福祉行政の一環として都道府県が中心となって行っていることが、資本の介護事業主が行う改造府県が中心となって行っていることが、国体の介護事業主が行う改善措置に対する指導助言における都道府県の役割、社会福祉行政との連携を勘案すると、都道府県知事が行うことが適当である。
484	労働条件、労働者の保護などに関する監督等の移譲	労働条件、労働者の保護な どに関する監督等の業務を 都道府県に移譲する。		第101条、第102条 労働安全衛生法第	厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	労働者の生命身体の安全の確保、賃金の支払いなど経済的基礎の確保は、法令・通 素など基準の定立のみならず、基準の履行確保も国が行う必要があるため、主に以下 の自により、施設所供への移線に不可能である。 1) 基準の履行確保のために、専門加減を有する個質による実施体制を確保する必要 「例えば、労働者を監督官は、労働基準法、労働を全衛生法等に基づる最低労働条件 を確保するため、法違反に対する是正指導、使用停止等の行政般分、刑事訴訟法に基づ で引法警察等等の進行を任務している。また、労働基準監督官の提用試験に、他 の公路負款線に比べて労働関係料目の制的が高、(規則後は、全国統一の定期的な 研修を受調するとした、金額関係シーン労働基準監督官のキャリア等成の全貨間に より、専門性の確保・向上が配られており、労働基準監督官のキャリア等成の全貨間に より、専門性の確保・向上が配られており、労働基準監督官のキャリア等成の全貨間に より、専門性の確保・向上が配られており、労働基準監督官のキャリア等成の全貨間に より、専門性の確保・向上が配られており、労働基準監督官が が事を受講するとした、金額を担めてお客が高、 は、提供機会の事業を対しており、労働基準監督官が は、提供機会の事業を対してあり、の事の生を力を対しては、 は、提供機会の事業を対してあり、の事の生を力を対しては、 は、提供していましていました。 は、対していました。 現代は、全額に「大きするでの事態をかっためる場合とが挙げられる。 ・単規則する企業の労働者では、予修、主がよめの行後の全額をからました。 ・別はは、「投稿を関係を対していました。 ・別は、「投稿機関の整備を対していました。 ・別は、「投稿機関の整備を可能とないました。 ・別は、「投稿機関の整備を可能とないました。 ・別は、「投稿機関の整備を可能となり、 ・別は、「投稿機関の整備を可能となり、 ・別は、「投稿機関の整備を可能とないました。 ・別は、「投稿機関の整備を可能となり、 ・別は、「投稿機関の整備を可能とないました。 ・別は、「投稿機関の整備を可能とないました。 ・別は、「投稿機関の参析にないとは、 ・別は、「投稿機関の参析にないといました。 ・別は、「投稿機関の参析にないといました。 ・別は、「投稿機関の参析にないといました。 ・別は、「投稿機関の参析にないといました。 ・別は、「投稿機関の参析にないといました。 ・別は、「投稿機関の参析にないといました。 ・別は、「対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	. 提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
960	理の改善等に関する法律に基づく改善計画の	介護労働者の雇用管理の 改善等に関する法律に基づ き事業主が策定する改善計 画について、都道府県の認 定を廃止する。	介護労働者の雇用管理改善が重要な政策課題であることは当然であり、国による助成制度のの活用が積極的に進めるべきである。現在、国による助成制度はないが、仮に制度が創設された場合には、事務負担の最大限の軽減が必要であり、労働局への申請までの時間短縁位別、事業実施期間開始予定までのスケジュールを立てやすくすべきである。一方で、本展においては、近年当該改善計画に対する中籍実績がないことた、入援労働者の雇用管理改善について、当法律に基づ、改善計画の認定を受けることを要件としない國の施策もあること(例・) (接報酬で介護報過と退る改善力等を受ける場合、事前に介護報過、処遇改善計画書を果に提出することとなっている。等)を踏まえ、このような諸施策を整理した上で、当法律に基づく認定制度の存続について再検討すべき。	・提案団体の提案に沿って都道府県の認定を廃止する べきである。		
484	労働条件、労働者の保 酸などに関する監督等 の移譲	労働条件、労働者の保護などに関する監督等の業務を 都道府県に移譲する。	最低労働条件の履行の確保や労働者保護等は、関係法令により厳しく規定されるべきであり、法令を運用、実行する機関・公務員(例えば、労働基準監督署並びに労働基準監督官)の立場(国か地方か)に依存されるものではない。確かに専門的対策を持った議員を有しており、関係法令等にある。と、都道府第がその運用の全国第一性や公正な競争の確保について、監督官庁としての役割を果たすことができれば、国でも地方でも問題はない上に、現行の地方自治体の行政体制からも、地方においても実現可能であると考える。	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式		

	担实市场				和本の記集			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
485		労働基準監督官が司法警 緊員として行う捜査等の業 務を都道府県に移譲する。	一般的に労働基準行政は産業行政ときわめて密接な関係にあることから、その 地域の特性を踏まえたうえで、都道府県が一体的な行政事務として担うことで、 効果的かつ効率的かで放車務の執行が可能となることから、労働行政全般の事 務権限移譲を求める。 現状において、都道府県では権限はないものの、労働センター、労政事務所等 において同株企事務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが 余分にかかっている。権限を踏まえた司法警察官の業務自体は都道府県には ないが、他の労働基準行政と併せて当業務も国から都道府県に移譲されること により、行政コストを削減することができる。	第101条、第102条 労働安全衛生法第	厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	労助者の生命各体の安全の確保、賃金の支払いなど経済的基礎の確保は、法令・通 選など起棄の定立のみならず、基本の運行確保も固か行う必要があるため、主に以下 の自こより、通道等人の砂線は大字の単ででは、大学の関係は、 の自こより、通道等人の砂線は大字の単ででは、 の自こより、通道等人の砂線は大字の単ででは、 の利は、労働基準監督官は、労働基準法、労働安全復生法等・1基づる最低労働条件 を確保するかと、法違にに対する是工程導、使用中に争の行政処分、計事訴訟法に基づ がある。 例えば、労働基準監督官は、労働基準法、労働安全復生法等・1基づる最低労働条件 を確保するかと、法違にに対する是工程導、使用中に争の行政処分、計事訴訟法に基づ が、自然を受けるが、1を表している。また、労働基準監督官の平り7時の定制的は、他 の公務員は既にして労働の無利の影が高へ、採用機能、全額は一度、1で後年することに より、専門性の機能の上が認られており、労働基準管督の平り7時疾の全般的に おいて他の必需是とは実なる状況に置かない予心。 地方の発展に取得を含む状況に置かない予心。 地方の発展に取得を含む状況に置かない予心。 地方の発展に取得をする状況に置かない予心。 2 仮に、労働基準監督官が可決定整察員として行う機を等の取得が必要なと他に、全国 服計する企業の労務管理の全社的な差正が求められる場合などが挙げられる。 の人は、全国による情報を受けるといない。 例えば、全国に対立な場等を機能できたいには、労働基準関係と呼らなして、 を国際、の人を制度、は、 の人は、企業に対して信仰を必要がある。 の人は、企業に対して信仰を必要がある。 の人は、企業に対して信仰を必要がある。 の人は、企業に対して信仰を表しましている。 の人は、全国に対して信仰を必要がある。 の人は、会社のの実施に対しては、 の人は、会社のの実施に対して、 の人は、会社のの実施に対して、 の人は、会社のの実施に対して、 の人は、 のり、 のり、 のり、 のり、 のり、 のり、 のり、 のり
486	社会保険労務士に関する監督等の移譲	社会保険労務士に関する監督等の業務を都道府県に移 譲する。	社会保険労務士は、厚生労働省所管の国家資格であり、その目的を「企業の健全な発達とそこに働く労働者の福祉の向上」とし、労働者及び使用者の両者に対して、「労働条件」、「労働安全衛生」及び「労働保険・社会保険等の手続きに戻る事務」を行い、さらに「人事労務管理のコンサーマング」や「年金相談」も行うなど、広ぐ労働基準行政を開発を担っている。 また、今後増加が想定される個別分配を担っている。 また、今後増加が想定される個別分配を担っている。 は、ADR)」における「動争解決手続代理業務」もより帰広く行うべ、現在法改正も検討されている。 これらを整合的に制薬し、労働基準行政全般の都道府県への権限移譲を求めることと併せて、社会保険労務士の監管権限も都道府県「権限移譲をすることを求める。 現状において、国と都道府県で労働行政全体が二重行政となっており、行政コストが余分に力かっている。国から都道府県への権限移譲しまり、都道府県の人が会議を開て、本会に対したの業務で表している。 現状において、国と都道府県で労働行政全体が三単行政となっており、行政コストが余分に力かっている。国から都道府県への権限移譲しまり、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストが削減されるとともに、社会保険労務士は、といる。 労働相談をはためとした事業面でも都道府県の労働センターや労政事務所等と選携があり、他の労働行政と併せて都道府県が担うことで、効果的な事業展開にもつながる。	社会保険労務士法 第30条	厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	社会保険労務士及び社会保険労務士法人(以下、「社会保険労務士等」という。)は、社会保険労務士法の規定の範囲内で、労働条件、安全衛生、労働保険等に係る事務の代行等を行っている。これらの事務の適正な履行確保は国で実施すべきことから、社会保険労務士等の監督等に関する事務についても、全国統一的に国が行うべきである。仮に、これらの事務を所管していない都道府県において社会保険労務士等の監督等に係る事務を行うこととした場合、労働社会保険諸法令の専門知識を有する職員による実施体制が確保できず、全国統一的な監督等が行えないことから、労働条件、安全衛生、労働保険等に係る事務の適正な履行が確保できなくなる。このため、都道府県への移譲は不可能である。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
48:	労働基準監督官が司 法書祭員として行う捜 査等の移譲	7万と前2旦内 末1~1夕成りる。	最低労働条件の履行の確保や労働者保護等は、関係法令により厳しく規定されるべきであり、法令を運用、実行する機関・公務員(例えば、労働基準監督書)立立 (関助地方か)に依存されるものではない。確かに専門的実務ではあるが、都道府県も専門的知識を持った職員を有しており、関係法令等に基づき、都道府県がその運用の金国寿・性や心正な競争の確保について、監督官庁としての役割を果たすことができれば、国でも地方でも問題はない上に、現行の地方自治体の行政体制からも、地方においても実現可能であると考える。	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式 や社会実験による検討を求める。		
484	社会保険労務士に関する監督等の移譲	社会保険労務士に関する監督等の業務を都道府県に移譲する。	社会保険労務士に関する事務は関係法令により、厳しく規程されるべきであり、 法令を運用する、実行する機関・公務員(例えば、労働基準監督署並がに労働 基準監督官)の立場(国か地方か)に依存されるものではない。 国のよの都道府県が、関連法令によりそれたれた監督官庁として位置付けを明確に することにより、国による一元的な監督の必要はなく。事務の履行確保は可能で あり地方への程限移譲に問題はないと等える、そのためにはの 措置をとることが必要であり、国と地方公共団体、及び関係機関(協会)の役割 等を明確に位置付けることが不可欠である。 でもいる事業を担保して適合している。 では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、 でした。 ・では、一般では、一般では、一般では、 ・では、 ・の労働行政とが、 ・の労働行政とは、 ・の労働行政とが、 ・の労働行政と保証が、 ・の労働行政とが、 ・の労働行政とが、 ・の労働行政とが、 ・の労働行政と ・の労働行政と ・の労働行政と ・の労働行政と ・の労働行政と ・の労働行政と ・の労働行政と ・の労働行政と ・の労働行政と ・の労働行政と ・の労働行政と ・の労働行政と ・の労働行政と ・の労働行政と ・の労働行政と ・の労働行政と ・の労働行政と ・の労働行政と ・の労働を ・の労働行政と ・の労働を ・の労働行政と ・の労働を ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・の	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式 や社会実験による検討を求める。		

	提案事項				制度の所管・	45-45-71		各府省からの第1次回答	
管理番号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	関係府省庁	提案団体	区分	回答	
487	労働者災害補價保険 法に基づく労災保険の 認定 - 給付等の移譲	労働者災害補償保険法に基 づく労災保険の認定・給付 等の業務を都道府県に移譲 する。	労災に係る事務権限は、労働基準監督署が担っていることから、労働基準監督署そのもの及びこれに対する指導監督権限の移管を求めることに併せて、事務権限移譲を求める。 現状において国の都道府県で労働行政全体が二重行政となっており、行政コストが余分にかかっている。そこで、国から都道府県への機関移譲により、都道府県の一体的な業後とすることで行政コストが制金人わるともは、都道府県・の本の本とは、北海で県・和田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田		厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	労災保険制度は、労働基準法に定める使用者の災害補償責任を担保する制度として、全国統一的に公平・公正かつ迅速に実施されるべきであり。また、通用、徴収、認定・給付の各段につわり適正効率的な実務、運営を行う必要があるため、他の保険制度と同様に、企画責任、運営責任、財政責任を一貫して同一主体が負うべきである。保険者を国以外の主体に要ねることは制度の安定性を損ね、保険給付に支護が生じるおそれが強い。仮に、労災保険と監督・安全衛生行政を切り避した場合、適切な保険給付が国難になるとともに、労災保険の保険事故た名労働災害が増加する等のおそれが強い。また、仮に保険者を国としたままで、労災保険の認定・給付に関する事務についてのみ、地方自治体に権限移譲した場合、霊絵のおそれが高まり、制度の信用性を損ねるおそれがある、その上、知旦・集積が十分でないこと等から認定基準を設定しきれない疾病も存在する。典型的な職業性疾病については、表所医学的判断と管路またが受沈を強く力でないことであり、対する説明や行政争訟への対応は、すべて保険者が個別事業ごとにその責任を負うべきものであり、当該業務を保険者以外の主体に委ねることは適当ではない。	
488		労働基準監督署の指揮監 督権を都道府県に移譲す る。	労働基準監督署に対する指揮監督権限についても、一般的に労働基準行政は 産業行政と極めて密接な関係にあることから、その地域の特性を踏まえたうえ で、都道府県が一体的な行政事務として担うとで、効果的かつ効率的な行政 事務の執行が可能となることから、労働行政全般の事務権限移譲を求める。 現状において国を制道原県で労働行政全体が重行政とかっており、行政コスト が余分にかかっている。そこで、国から都道府県への権限移譲により、都道府県 の一体的な業後とすることで行政コストが開業されるとともに、都道府県が担う 産業施策との連携により、労働基準行政の効果的な指揮監督が可能となる。	労働基準法第99条 安全衛生法第90条	厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	労働基準法等に基づく事務については、いずれも国で実施することが必要であり、ILの第81号条約においても、労働監督は国の監督及び管理の下に置くものとされており、労働基準監督署の指揮監督についても引き続き国が実施すべきである。	

	in the state of		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
487	労働者災害補價保険 法に基づく労災保険の 認定・給付等の移譲	労働名及音補債保険法に基づく労災保険の認定・給付等の業務を都道府県に移譲	適正な法制度と全国統一基準を策定することで、保険者としての国と、業務運営を行う地方自治体の役割を明確化することができれば、制度の信用性を積ねる 窓給等の悪きは解消され、国による一元的な実施の必要はなく、地方への権限 移議は可能であると考え、国による一元的な実施の必要はなく、地方への権限 移議は可能であると考えいました。 なお、現状において国と都道府県で労働行政全体が二重行政となっており、行 改コストが余分にかかっている。そこで、国から都道府県への権限移譲により 報道府県へ仲林的な業務さることで行政ストが削減さんとともに、都道府 県が担う産業施策や建設士木施策との連携により、労災保険の効果的な認定・ 総付が可能となる。	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式 や社会実験による検討を求める。		
488	労働基準監督署の指 揮監督の移譲	労働基準監督署の指揮監督権を都道府県に移譲する。		・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式 や社会実験による検討を求める。		

	提案事項				制度の所管・			各府省からの第1次回答
管理番号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	関係府省庁	提案団体	区分	回答
489	各種法令に基づく事業 主への指導権履(報 告・微収・助言・指導。 の手の事が策法 ・運用的等法 ・高齢者雇用促進 等	各種法令(雇用対策法、高 餘者雇用安定法,商害者雇 用安定法,基づ4事業 主への指導権限(報告·徵 収·助言,指導。命令·勧告) を都道府県に移譲する。	各種法令に基づいた事業主への指導権限(報告徴収・助言・指導・命令・動告) については、事業主への支援や広報啓発活動を補言する業務であり、地域の実 情を熟知した地方自治体が取り組むべきである。 現状において、都直存限では権限はないものの、労働センター、労政事系所等 において同様な事務を行っており、国と都直存県の二重行政により行政コストが 余分にかかっている。そで、都道存果で業務を担うことで行政コストが何減され るととは、都道存集が担う産業施策との連携により、事業主への効果的な指導 が可能となる。	高年齢者等の雇用 の安定等に関する 法律第9条、第10条 障害者の雇用の促	厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	職業安定行政に関する各種法令に基づく事業主への指導に係る業務は、引き続き国が実施する。理由は①及び②のとおり。 ①ある企業において、これらの法的義務を達成するためには、人事機能を持つ本社を指導するととは、実際の改業場所となる支店等も指導し、企業全体での取組を進めさせる必要がある。 ②御指摘の事業主への指導は、実際に雇用を進めることが目的であるため、単に指導するだけではなく、広範囲に活動する企業の実際に合わせ全国カネットワークによる職業部がものとなる。 (現実に、ハローワークの全国ネットワークを活かした指導、職業紹介及び助成金の支給等の対策を一体的に実施することで効果が出ている。) 各種法令の目的を追成するためには、多様な取組が必要を進めることが、生め方自治体がそれぞれの強みを発揮し一体となって対策を進めることが、生め方自治体がそれぞれの強みを発揮し一体となって対策を進めることが、生か方自治体が見を進失を18年度を18年度を18年度であるため、広報容免や事業主支援など県の施策をきらに充実させつつ労働局と連携を一展変なていただきたい。また、雇用対策協定は平成28年7月末現在13自治体(6道府県)と締結されているが、このような協定の締結により、労働局及びハローアークの業務に辿り自治体の言義の意向が反映され、これまで以上に連携した取組が行われているので、参考にしていただきたい。 なお、ハローワークは全国に544カ所あり(さらに、一体的実施施設を206万所設置するなど地域に密着して業務と実施)、年間のべ600万~ おったりの新規を実施を終し、1日前17万人の利用者がある最も住民に身近な行政機関の一つである。
491	各種法令に基づ《事業 主个。敬小司。 一章, 一章, 一章, 一章, 一章, 一章, 一章, 一章, 一章, 一章,		都道府県では労働センター、労政事務所等において同様な事務を行っており、 国と都道府県の二重行政により行政コストが余分にかかっている。そこで、国から都道府県への権限移譲により、都道府県へ一体的な業務とすることで行政コストの削減が両能である。各世法令に基づよいた事業主への相違権限、報告が収、助言・指導・命令・勧告いこかでは、事業主への支援や広報啓発活動を補完する業務であり、地域の実情を熟知した地方自治体が取り組むべきである。	男女雇用機会均等 店別条第2項 店房外第2項 方5条 大き		神奈川県	C 対応不可	男女雇用機会的等法等については、①憲法の定める「法の下の平等」から導き出される性別による差別の禁止や②育児休業等千を安心して産み育てながら働にことのできる環境整備等に関する労働者の基本的な権利が保険される程度は、公平性の観点から、地域ごとに展立ってよい性格のものではなく、ナショナル・ミニマムとして維持・達成していく必要がある。このため、男女雇用機会均等法等の履行確保を求めるための事業との指導においては、地域の状況等によらも厳密な互動・性化が表かられること、公正競争の確保の観点からも厳密な互動・性化が表かられること、全国的な問題事実に一律・一方に対応する必要があることなどから、統一的な基準の策定のみならず、基準の原行確保についても国が責任を持つて実施する必要があるとなどから、統一的な基準の策定のみならず、基準の原行確保についても国が責任を持つて実施する必要がある。特に女性労働者数かパートタイム労働者数が増加、雇用管理の実態の多様化、複雑化が進む、これを迅速に施策に反映させることが必要がある。主た、男女雇用機会も等法等の履行確保の事務は、事務処理基準を下あり、本省と出先機関の一体的行政連定をもつが初て実効性及び効率性が確保されるものである。また、男女雇用機会も等法等の履行確保の事務は、事務処理基準を下あり、本省と出先機関の一体的行政企業をして初めて実効性及び効率性が確保とれるものである。また、男女雇用機会も等法等の履行確保の事務は、事務処理基準を事能に具体的かの網羅的に定から、吸に、地方自治体に事務を移管することで、通速等による定期・信申の報告題が出来、全局理様の見からの業務監察ができないこととなれば、各地方自治体の対応の相違等により労働者の基本的権利及び公正な競争について、侵害・制約のおそれがある。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
489	告·徵収·助言·指導· 命令·勧告)の移譲 ·雇用対策法 ·高齢者雇用安定法	で印追肘乗に物議する。	事業主への指導権限については、本社の所在する都道府県が担い、企業全体での取組を推進するために、必要に応じて、支店等の所在する都道府県と連絡開整すること、作機移権域しても支障はない。利用者である事業主にとつての身近さからすると、ハローワークに訪れる者と批べて都道府原はと地方公共に移の窓口に訪れる者の方が、労働者・使用者等によらず多種多様であり、各種法令等の広報・啓発効果が高く見込める。地域の実情を製加し、都道府県が生体となって、住民帰地、産業援興、別労支援、教育施策等とあいまって総合的な行政サービスの一環として実施するほうが、利用者にとってのメリットも多大である。	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式 や社会実験による検討を求める。		
	各種法令に基づく事業 主への指導権関(報 ・指導・命令・動告)の移譲 ・育児一提供金装 ・育児一提供金装 ・方児一大選供支援対策 推進法 ・パートタイム労働法	円促進法寺川-泰づく事業 主への指導権限(報告・徴	生活保護、義務教育や消防など具体的な事務の執行についてナショナル・ミニマムであるにもかかわらず、地方が担っている政策は多々あるため、労働分野のみ例外扱いする理由はお、 統一的な基準による履行については、都道府県間及び国との連絡調整を行え は、十分確定の質に関する懸念については、中でに都道府県は同様の事務研整を行え 職員の質に関する懸念については、すでに都道府県は同様の事務所を研究を 実施することで人材育成や都道府県をまたがるノウハウを共有化し、一定程度 の研修と経験があれば即戦力として実績をあげることも可能。	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式 や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	

	All others will				durt a Fran			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
492	紛争の解決に関することと例文雇用機会的等 法、バートタイム労働 法に課金動告、紛争調整 委員会による調停の事 務)の移譲	紛争の解決に関すること(男女雇用機会均等法、パート 女雇用機会均等法、パート タイム労働法に係る相談、助言・指導・勧告、紛争調整 委員会による調停の事務) を都道府県に移譲する。	現状において、都道府県では労働センター、労政事務所等において同様な事務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分にかかっている。そこで、国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政エストの削減が可能である。 現行の都道府県の事務(労働相談、雇用平等・仕事と家庭の雨立、若者、高年齢者、障害者等の政策支援、労働委員会における効や処理等と関連して考えることが可能であるとめ、さまざまな限点から紛争解決に向けて動くことが可能であるとともに、地域の実情や特性を踏まえた総合的で柔軟な対応が可能である。 さらに、県行政の課題として取り上げることで、各種施策に生かすことも可能であることからも、都道府県に権限を移譲するべきである。	男女雇用機会均等 注第17条、第18条 育児・介護休業法第 52条の4、第52条の 5 バートタイム労働法 第21条、第22条	厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	粉争解決援助制度は、男女雇用機会均等法等で定められている事業主が講すべき措置に関する労働者と事業主との紛争の早期解決のために設けられた制度である。 当該業務は関係法の施行業務を担う機関において実施することにより、単に紛争の解決策を示すにとどまらず、紛争の原因となっている雇用管理制度や慣行等について検証し、法の趣旨を答案えた解決薬を提示することができるため、利用者に対して、質の高いサービスを迅速かつ円滑に提供できる。また、法を施行する機関において実施されることで、法制度に熟知し専門性を有する職員等が業務に当たることとなるため、利用者への質の高いサービスの効果的、効率的な提供が可能となっている。さらに、紛争解決業務を行う過程で法違反が確認された場合、法の履行確保の観点からは行政指導を迅速に行う必要があるが、紛争解決業務と行政指導と一体的に実施することで表の効果的、効率的を設定している。仮に紛争解決援助制度のみを都道府県に移管した場合、違法状態を優に紛争解決援助制度のみを都道府県に移管した場合、違法状態を優に紛争解決援助制度のみを都道府県に移管した場合、違法状態を及に影が表したり、利用者に大きなうにいる。のに紛争解決援助制度のみを都道府県に移管した場合、違法状態を表してきれるという利用者と、法施行機関に別途出向くこととなると、行政社導のというといる。このため、ワンストップのサービスを提供するという利用者の利便性及び注意の効果的か効率的な履行確保の観点からも一体的に業務を実施することが必要である。上記のとおり、行政指導業務は、引き続き出先機関の事務・権限とすべき業務である。といることが必要である。
563	いる「普通職業訓練に おける職業訓練指導員	は市町村の条例に委任された「普通職業訓練における 職業訓練指導員の資格」に 関する基準は、法と異なる 内容を条例で定めることが できない「従うべき基準」とされているが、地域の事情に	【制度改正の必要性】 普通職業訓練における職業訓練指導員の資格に関する基準については、職業能力開発促進法施行規則(以下、(省令)という。) 第50条の1526合字 第48 条の2と省今46条により、一定の幅広い人材が普通職業訓練と関わることが可能となっているが、職業訓練指導員免許良が普通職業訓練を担当することはできませたとしても、普通職業訓練を担当することはできまた。職業訓練指導員免許以外の公的資格所有者命が普通職業訓練を担当することにた意の変ものの、その範囲は限定的となっている。 ころした法の定めについては、職業訓練の質を保つうえでの必要性は認められるのの、技術革新の進展変が加速していることや、それに伴い新たな技術的資格等が生まれる可能性もあり、今後は法の基準を参酌基準と、都道府県や市町村付島職業訓練計算免免許道格所者者と同等な名を定めている地方規定を設けることで、都道府県や市町村が自島職業訓練計算急免許道格所者者と同等な名を定めているを設けることで、都道府県や市町村が主体的に、地域の事情を踏まえた効果的な訓練を、幅広い人材を登用しながら速やかに実施していくことが可能となる。	職業能力開発促進 法票28条第1項 職業能力開開発促進 職業能力開開発30条 の15,第46条、第48 条の3	厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	指導員免許は訓練の質を担保するものである。 優秀な人材を幅広く活用する観点から、一定要件を満たした能力保有者については、指導員見認める特例規程を定めているが、あくまで限定的なものであり、これを参助基準とすることは、指導員免許数化させ、訓練の質が保たれなくなる恐れがあるため、困難である。 なお、例示の高字者、中卒者については、既に一定の実務経験を経た後、職業訓練指導員民餘受験が可能になっていることから、改めて職業訓練指導員免許資格所有者と同等な者を都適府県や市区町村が定められるように緩和する必要はないと考える。

	in the state of		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
	法、パートタイム労働 法に係る相談、助言・	紛争の解決に関すること(男女雇用機会均等法、パートタイム労働法に係る相談、助言・指導・紛争調整委員会による調停の事務)を都道府県に移譲する。	都道府県でも同様の業務を行っており、「法制度を熟知し専門性を有する職員」を有している。 むしろ、労働問題に係る紛争援助制度については、都道府県に各合命はの下 成サービスとして運用することで、工量行政を解消できる。また、都道府県の中 体的な業務とすることで、現行の都道府県の事務(労働相談、雇用平等・仕事と 家庭の両立、著者、高年館者、贈書者等の経験変支援、労働を見中に等してある。 ないことが可能となるとが可能であるため、さまざまな観点から紛争解決 に向けて動とことが可能となる。 さらに、果行政の課題として取り上げることで、各種施策に生かすことも可能で あることからも、都道府県・増職を移譲するべきである。 また、将来的には、都道府県・労働局の全での業務を都道府県に移管することを 求めており、これは国の行政改革に大きく質すると考える。	・国と都道府県がそれぞれ労働相談や紛争解決を行う 二重行政が生じていることから、地域の実情やニーズに 応じて一元的、総合的な対応が可能な地方に移譲すべ き。		
563	地方に条例委任されている「普通職業訓練における職業訓練活導員の資格」が従うべき基準とされていることに対する規制緩和	職業訓練指導員の資格」に 関する基準は、法と異なる 内容を条例で定めることが できない「従うべき基準」とさ	提案においても記載したように、技術革新の進展速度が加速している。 職業能力開発促進法第50条の2における職業削線指導員資格の特例では、高 度職業削線について指導員を許を所有していなよる者も削線を行うことができ ることに加え参酌基準とされている。 高度職業削線のみならず、普通職業削線についても指導員免許の有無を基準 とした現行の要件を緩和することで、今後の技術の変化に速やかに対応した訓 練の推進につなげることができると考える。	・公共職業能力開発施設の職業訓練指導員の資格に関する「従うべき」基準については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ参酌すべき基準に移行するべきである。		

	提案事項				制度の所管・			各府省からの第1次回答
管理番号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	関係府省庁	提案団体	区分	回答
578	認定職業訓練助成事 業養(運営費)における 補助対象経費の算定 基準の緩和	算定基準第2の2で規定されている。補助金の交付対象となる訓練との人数要件(5人)を撤廃し、1人でも訓練生がいれば、補助対象と	【現行制度】 観光制度】 観光が開発校設備整備費等補助金は、事業主等が行う労働者の能力開発のうち省令であら基準に適合する職業訓練を張が認定し、運営費等を補助することにより民間における職業訓練を振りるといるより、地域の企業が求める人材の育成にとって事要。の補助要件として、訓練料当とりの訓練生が5人以上であることが必要なが、普通課程では、これを満たさない場合でも振わ3年(特に必要な場合は5年)を自然に訓練生を破保できる見込があれば、この期間/は前功象とすることができる。 (制度改正の必要性) 中小企業の財援用の抑制等により訓練生が3人以上いる場合も補助対象とすることができる。 (制度改正の必要性) 中小企業の財援用の抑制等により訓練生の確保は年々困難になってきており、本果では平成26年度に「訓練4が補助対象からがれることとなった。今後同様に多くの別は終れが補助対象外となる可能性があるが、訓練4かかはい訓練材では会費等の収入による運営は困難であり、補助対象外となわた場合、訓練14年かない訓練材では会費等の収入による運営は困難であり、補助対象外となれた場合、訓練14年からない訓練されたるとから訓練 村が休廃止されると訓練生が職場から通うことができなくなり、地域での職業訓練の実施は困難となる。 はは困難となる。 しかし、こうした訓練によりモンダシの不可欠であり、現在の訓練料を継続させていてとが訓練はよりモンダシの関係とない、対策である。 しかし、こうした訓練には地域を乗り発展にとって必要不可欠であり、現在の訓練料を継続させていてとが訓練生が取り、は一次では、場合であっても引き者となって、選客できるよう、訓練生ち人以上という補助要件の撤廃が必要である。	雇用保險法第63条、 雇用保險法施行第 則第123条、職業能力開 突校取儘整等 補助金交付要綱	厚生労働省	長野県	現に向けて対 応を検討	当該補助金については、訓練生の確保が困難となっている現状を踏まえ、若年労働者の人材育成を強化するため、今年度から、1訓練料において訓練開始時に補助対象訓練生のうち38歳未満の若年労働者が3人以上いる場合は補助対象とする要件緩和を行ったところ。 さらなる要件緩和については、この制度改正の施行状況等を踏まえながら検討してまいりたい。
686	国が都道府県に設置 する緊急雇用創出事 東臨時特例金盾 定都市への設置	緊急雇用創出事業臨時特 例交付金の基金事業の実 施主体に指定都市を追加	【現状】 緊急雇用創出事業臨時特例基金(厚生労働省所管)を財源としている事業は、基金の造成主体は県となっている。県に基金があることで、固との調整等は県がとりまとめて行うものの、県に阪住された基金の方と、どの程度本市が活用できるかが、固から県に交付された時点ではわからず、事業の確実性が担保されないため、地域の実情に応じた効果的な施策展開を迅速かっ計画的に行うことができない。また基金の積み地等が行われた場合。各市利力だこの活用額がすぐには判明しないため、結果として市町村の予算計上のタイミングを造することになり、対応が遅れる場合がある(市では25年度は5月補正、9月補正、26年度は5月補正を行っている)。 (効果) 基金の造成を指定都市にも認めることで、基金事業に関する指定都市の裁量による主体的かつ弾力的な取組を計画的かつ迅速に行うことが可能となる。	紧急雇用創出事業 等実施要領	厚生労働省	横浜市	C 対応不可	緊急雇用創出事業臨時特例基金については、平成25年度補正予算で 都道用県に造成している基金を積み増して「地域人づくり事業」を削設し、 以手度中に一事業を開始すれば平成27年度末までの事業実施を可能 としている。 ご提案の点については、すでに全額、都道府県に交付しており、また、 当該基金の平成27年度以降の新規事業開始の取扱いが決まっていないため、現時点で対応することはできない状況。 なお、当該基金については、地域の実情に応じた取組が可能となるよう、基金の配分を都道府県和の雇用失業情勢を基準に決定するとともに、各部道府県に交付した基金は、市町村に補助できる仕組みとしているところであるが、ご要望の点は、平成27年度以降の基金の扱いとあわせて検討してまいりたい。 また、市町村レベルでの雇用情勢が厳しい地域については、地域の関係者の創室工夫による産業長限施変とありまった人材育成や雇用制出の取組を支援する「実践型地域雇用創造事業」を実施しており、こりした事業も活用することにより、地域の雇用機会の創出を図っていただきたい。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
578	が補助対象経費の算定 基準の緩和	象となる訓練生の人数要件(5人)を撤廃し、1人でも訓	当県では、来年度以降も、建設分野の訓練料を始め、訓練生の減少により補助対象外となり、訓練を休庫止をする団体が増えてくることが予想される。 認定職業訓練は、長年、地域に必要な産業人材の育成を担づてきており、将来の場合では、一般では、地域に受けていかなくではならないものである。 若年労働者の人材育成の強化のための要件緩和がなされたところであるが、訓練生が一人で礼削対象の訓練科とするよう、さらなる要件緩和について、速やかに実施していただきたい。	なし	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	
684		緊急雇用創出事業臨時特 例交付金の基金事業の実 施主体に指定都市を追加	政令市に基金の造成を認めることにより、より主体的かつ弾力的な取組を計画 的に行うことが可能となると考えているため、27年度以降の基金の扱いと併せ て、ぜひご検討いただきたい。	・都道府県が実施する雇用創出事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、引き続き都道府県の事務・権限とするべき。	【全国市長会】 提業団体の意見を十分に尊重されたい。	

	提案事項				制度の記答			各府省からの第1次回答
管理番号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
205	中山間地域における旅 館業法の客室延床面 積要件の緩和	農林漁業者が営む民宿については、旅館業法施行令に 規定する客室延床面積要件 が緩和されている上のであるが、これを申山間地域に 存在する非農株漁家でも拡 適用対象としては、過味地 は自立促進力が増加されば、 連盟を は自立保証が 東京では、 が 東京では 東京では 東京では は 東京では は で は で は で は で は で は で は で は で は で	【改正の必要性】 少子高齢化に伴う急速な人口減少は、大きな問題であり、少子化対策と合わせて、他の地域からの移住促進を図ることも合わせて取り組む必要がある。移住に際しては、気候、風土、その土地に住む人の気質等を知るとともに、地域に溶けこむ必要がある。 移住への段階の一つとして、中山間地域に存する民家等に滞在して生活体験を持つことが含られるが、現行法規制では、農林漁業者が体験を提供する民宿を営む場合においての分規制緩和されており、非農林漁業のこいでは規制緩和の対象となっていない。 農林漁業体験でなくとも、中山間地域に存する民家等に滞在して行う生活体験を信候する民宿を営む場合においての分規制緩和を投棄する。 【具体的な支援事例】 非農林漁業者が生活体験を提供する民宿を開業しまうせる際、客室延床面積が33㎡以上なければ開業で当ります。人民宿を開業とようせる際、客室延床面積が33㎡以上なければ開業で当り、内容的にも大幅な施設改修を行うことが予想される等、非常に難島度の高いものである。 無林漁業体験のみが農山漁村体験ではなく、農地等を持たずとも、地域の伝統、文化、生活等を伝える体験を提供することは可能である。 【改正による効果】 転売を中山間地域の交流が促進され、移住者確保の一翼を担うと考えられる。また、その交流を通して、中山間地域の文化が見直されることで、地域住民の誇りたなり、たの交流を通して、中山間地域の文化が見直されることで、地域住民の誇りたなり、人口流出的によるのまり、自己による効果】 市たく中山間地域の交流が促進され、移住者確保の一翼を担うと考えられる。また、その交流を通して、中山間地域の文化が見直されることで、地域住民の誇りたなり、人口流出的はたるがありまするのである。	旅館業法第3条 旅館集法施行令第1 条、第2条 旅館集法施行規則 第5条		安芸高田市	C 対応不可	旅館業法施行令第1条第3項第1号の客室の延床面積の基準は、宿泊する場所を多人数で共用する施設の適正な適當を確保するため、簡易宿所営業の施設に最低基準として求めているものである。御提案の、中山間地域に存在する非農株油家の場合については、他の施設と営業形態においても衛生の確保の面でも現なるものではないので、簡易指所営業に適用される客室の延床面積の基準を遵守して営業していただきたい。 なお、事前に提案内容を照会したところ、「農林漁業体験でなくとも、民宿業を営む者と、食事を共にし、地域の話を聞くことが、責重な場合に、会していただきたい。 なお、事前に提案内容を照会したところ、「農林漁業体験でなくとも、民宿業を営む者と、食事を共にし、地域の話を聞くことが、責重な場合に、最大のであると考える。」「よって、非農株漁家がこのような農社(農村体験を提供する場合と同様、の規制緩和を提案するもの」とのことであってが、農山漁村滞在型会暖 活動のためる整整備の促進に関する法律を発気条第5項において、農林漁業体験民宿業とは、「施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動いためな、を集び、を集び、を集び、を集び、を集び、を集び、を集び、を集び、を集び、を集び
357	滞在施設の旅館業法 の許可制の見直し	外国人旅客の滞在に適した 旅設を賃貸借契約に基づき 一定期間以上使用させ、外 一定期間以上使用させ、外 務を提供する事業は、旅館 業法の許可の対象外とず る。	2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京五輪オリンピック・パラリンピックに続き、2021年にはワールドマスターズゲームズ(生涯スポーツの国際大会)が関西一円で開催されることが決定しており、政府も外国人観光客告増全打ち出していることから、今後、増加が見込まれる(また、それに向けた各種施策展開が図られる)外国人誘客に対して、国内における円滑な役務提供のためには、旅館業法の規制緩和が必要である。	旅館業法第3条	厚生労働省	徳島県	C 対応不可	御提案は、国家戦略特別区域法第13条が規定する旅館業法の特例を同法の国家戦略特別区域以外の区域にも適用することを求めるものと思われるが、同法は、本年4月1施行も、今後、同法の区域計画において、特定事業として国家戦略特別区域外国人海在施設経営事業が定められ、当該区域計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合に、同条の特例が適用されることになるものである。この特例措置については、今後、国家戦略特別区域において、その効果。等音を含め、施行状況を評価がることとされているものであり、現時点で、同条の特例を同法の国家戦略特別区域以外の区域にも拡大することは困難である。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
208	中山間地域における旅 5 館業法の客室延床面 積要件の緩和	規定する客室延床面積要件 が緩和されているとこめであるが、これを中山間地域に 存在する非農林漁家にも拡 大すること。 適用対象としては、過疎地 域自立促進特別措置法第2	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項 に規定する農林漁業体数保留には当たらないということは理解する。 かしながら、本市のようる連球地域の自治体においては、この土地に暮らす人 の家に宿泊し、食事を共にし、この土地の話を耐ぐという「農村体験は、農林漁 業体験に匹敵すらものであると考える。また、都市と農村との交流、地域の活 化という観点からも非常に有益であると考える。 よって、農林漁業体験民宿ではな、漁嫌地域において、非農林漁家が営む「農 村体験」民宿というものを新たに盛り込み、農林漁家が農林漁業体験を置む場 合と同等の規制緩和措置をお願いしたい。	委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又 は条例による補正を許容するべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に向	【全国市長会】 提案団体の意見を十分草重されたい。 なお、適用対象となる地域における伝統・文化・生活等 の範囲の絞り込みや選定などについて熟慮は必要。	
35	滞在施設の旅館業法 の許可制の見直し	国人旅客の滞在に必要な役務を提供する事業は、旅館	2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京五輪オリンピック・パラリンピックに続き、2021年にはワールドマスターズゲームズ(生涯スポーツの国際大会)が関西三円で開催されることが決定しており、政府も外国人観光客倍増を打ち出していることから、今後、増加が送しまれる(また、それに向けた各種施策展開が図られる)が国人誘客に対して、国内における円滑な役務提供のためには、旅館業法の規制緩和が必要である。	施設の構造設備の基準については、地方分権改革推進 委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又 は条例による推正を許容するべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に向 けて、積極的な検討を求める。		

	担安市区				制度の記算			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
328	毒物劇物取扱責任者 の資格要件に係る規 制緩和	格要件の認定基準の一つである「高等学校」において30 単位以上の化学に関する科目を修得していること」について、指導要験の保存年限 (20年)を経過した場合は証明できないため、単位取得 数までの確認を求めず、「応 用化学に関する学科を修了	【支障】書物劇物取扱責任者の資格については、毒物及び劇物取締法第8条第1項第2号において「厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者が資格要件の1つとなっている。資格の確認方法については、第4所で13年2月7日医薬化免第6号厚生労働省医薬食品局需查管理課化学物質安全対策至長通知 事物放び劇物取締法に係る法定連結等務の実施について」の第書金管理課化学物質安全対策至長通知「毒物劇が成者性子の大き、自然を表現である。1001号早生労働省医薬食品局需查管理課化学物質安全対策企業化等の11001号早生労働省医薬食品局需查管理課化学物質安全対策企業化等の11001号早生労働省医薬食品のいて」による以下「高等学校においては、「高等学校においては、同年学の大きに対していることを確認すること」となっており、現代は成績証明書等で確認している。しかし、学校教育法施行規則第28条第2項の規定、均指導要録等の保管期間20年が経過している場合に、成績証明書等の発行が受けられない場合である。といいては、厚生労働省医薬食品局差管理限化学物質安全対域を要体の取扱いについては、厚生労働省医薬食品局差管理限化学物質安全対域を変から当時の教育課程が明記された事業と卒業証書の両方が必須なる。高等文学等に確認のうえ、確実に保存された。また、政権証明書等の発行が受けられない場合を対象に対しては、「学校要更」等が該当については、厚生労働名を発展と発表を表しましては、「学校要更」等が該当していた場合、当該高等学校に保存されていない可能性がある。以上のことから、資格要件を表記しているにもかかわらず個人の責によらず毒物劇物取扱責任者になれない事例が発生している。	毒物及び劇物取締 法第8条第1項第2 号	厚生労働省	大分県、福岡 東、長崎県 東 県	C 対応不可	毒物劇物取扱責任者は、毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たらせるため、毒物劇物営業者の店舗等ごと「専任で置ぐことが養務付けられているものであり、その職務を果たす」で、十分な知識等を有している必要がある。このため、毒物劇物取扱責任者の資格の確認については、的確に行われる必要があるものである。また、今回の検討要請に係る資格の「高等学校等で」応用化学に関する学課を修了した者」であることを確認するためには、30単位以上の化学に関する背景を修了した者」であることを確認するためには、30単位以上の化学に関する計目を修得していることの確認が必要であり、その確認のためには成績証明書等が必要となる。以上のようなことから、成績証明書等が必要となる。以上のようなことから、成績証明書等の発行が受けられない等の理由により、毒物劇物取扱責任者の資格の確認手続を省略等することは認められない。
342	管理栄養士免許の免 許者を、厚生労働大臣 から各都道府県知事と する。	管理栄養士の免許は、管理栄養士の免許は、管理栄養土国家試験に合格した者に対して、厚生労働水臣 が与える(東東原県知事がある。ときずる。ときずる。ときずる。ときずるを登録するととずるがといるに同じま第3条の2 第2項が、のは同じは一般である。ときずるなど、学者のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	管理栄養士免許の免許者は厚生労働大臣であるが(栄養士法第2条第3項)、その名簿の登録。訂正、抹消に係る申請や免許証の交付は、都追前県知事を経由して行われる(同法施行等別、第2項簿)。 現在、東で当該免許に係る申請を受けた後、(申請事等を国し達し、国から幹証の送付を受けて、)を計配の送付を受けて、)を計配の送付を受けて、)を計配の送付を受けて、)を計配の送付を受けて、)を計算の場合を受けた。(申請申請者に免許証を交付するまで、2~3箇月の開間を要している。他方、同じく栄養士法に基づ久免許である栄養士免許については、免許者が都道府規知事であり(栄養士法第2条第1項)、申請から交付まで、大学が1週間程度で完結している。免許者を、厚生労働大臣から都道府県知事に変更することにより、申請から交付までの期間を短縮することが可能とり、住民サービスの期間を短縮することができる。 都道府県で、管理栄養士免許に係る名簿の登録や免許証の交付に係る事務が増えることになるが、既に行うている栄養土免許のそれと共通する部分が多く、その実施は可能である。また、管理栄養士国家試験に合格した者に対して都道府県知事が免許を与えるのであれば、地域によって免許取得の疑思度が変わるといった弊害は起こらない。(なお、栄養士免許は、厚生労働大臣の指定した養成施設において2年以上必要な知識及び技能を修得した者に対して交付する。(栄養士法第2条第1項))	栄養士法第1条第2 第3条第3項、第4 第3条第3項、第4項、第 条第3項。第4項、第 5条第2項·第4項	厚生労働省	香川県	C 対応不可	管理栄養士制度は、昭和37年に栄養士の資質向上措置として創設され、栄養士のうち複雑又は困難な栄養の指導に従事する適格性を有するものは、厚生大臣の登録を受けて管理栄養士となることができるとれた。 現在も、栄養士法第1条第2項において、管理栄養士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のために必要な栄養の指導等を行うことを業とする者と定義されている。 このように高度の専門性を有する管理栄養士として必要な知識及び技能について、的確に評価するために、厚生労働大臣が管理栄養土国家試験を行っているところである。 このことから、管理栄養士国家試験に合格した者に対して与えることとしている管理栄養士国第二位のとから、管理栄養士国第一位のとなる。また、名薄への登録日及び登録番号については、申請者の利便性の向上を目的として、申請者の利望になり、日登録済証明書と考ることは困難である。また、名薄への登録日及び登録番号については、申請者の利便性の向上を目的として、申請者の利望にない、「登録済証明書」を発行しており、一定期間、免許証に代わる証明者として利用することを認める措置を講じている。

	AD only the vE		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
328	毒物劇物取扱責任者 の資格要件に係る規	等物制物が放棄生命ののでは、 を要件の認定基準の一つのである。高等学校において30 単位以上の化学に関する料目を修得していること月こつ いて、指導要線の保存年限 (20年)を軽過した場合は証明 敬までの確認を求めず、「応 用化学に関確認を認めて終 したこと」の認定で認定するようにすることを求めるも	回答では、貴省の通知が前提となっているが、当該通知に基づいた運用で、現実し、資格要件を満たしているにもかかわらず。学校側の保存年限経過により、必須科目以外の確認ができない等により、成績証明書等の発行が受けられず、素物劇物取扱責任者になれない事例が発生しているものである。ついてはま議通知において、大学等や高等専門学校では求めているい30単位以上の修得を専門学校及び高等学校に求めていること及び単位数を30単位以上としていることについて、その理由をお示しいただきたい。また、『「(高等学校等で)応用化学に関する料目を修得していることの確認が必要であり、その確認のためには、30単位以上の化学に関する科目を修得していることの確認が必要であり、その確認のためには、成績証明書等が必要となる。』ということであれば、成績証明書等の発行が受けられないことが当該の置かといったことがあば、成績証明書等の発行が受けられないことが当該の置かといこれるため、関係所省(文部科学省)と協議し、問題の解消に向けた取り組みを行っていただきたい。			
342	管理栄養士免許の免 許者を、厚生労働大臣 から各都道府県知事と する。	管理栄養士の免許は、管理 栄養土国家試験生労働スを 活に対して、実養工法第25年 が与えることをする。 、会養工法第25年 、会養工法第25年 、会養することをする。 、会養する管理栄養工業第2年 、会養する管理栄養工業第2年 、借えている(同法第3条の2 第2項が、私ど、栄養工業 、会社の、会社の、会社の、会社の、会社の、会社の、会社の、会社の、会社の、会社の		手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		

	担实市环				NIE OEE			各府省からの第1次回答
管理番号	. 提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
394	係る平均単価要件の 廃止		【支障事例】 水道事業者毎に異なる地域性及び経営状況を反映した水道料金によって算定される平均料金を補助金の採択基準とすることは、水道料金を低卵える経営努いよって低度な料金を維持している事業体が当該補制的制度を活用できないこととなり、重要給水施設配水管及び老朽管更新事業等の財源を確保する一つの精が断たれることとなっている。 おお、当企業団の当該採択基準における料金は997円であり、採択基準を満たしていない。 (制度改正の必要性) で対料金を採択基準する現要綱では、収益的収入と支出のバランスが考慮されておらず、水道料金が平均料金を上回りさえすれば、給水に係る費用が開えているか否かは関係な、維制金の変付対象となっている。 また、過去の建設改良事業実施に伴う企業債残高が多額に上る事業体にあっては、その利息の支払いが未た大きな負担となっており、給水に係る費用を押し上げている。 ・後経年化を迎える水道施設の更新には膨大な費用を要するため、新た企業費の発行は不可避となり、更なる利息負担が生じると見込まれる。それにより、安易に水道料金の値上けが行われては、水道利用金の生活に少なからず影響を及ぼすことから、水道料金の値、機能等に大きが影響を及ぼすことから、水道料金の値、上げが行われては、水道利用金の生活に少なからず影響を及ぼすことから、水道料金の高騰を防ぐため当該補助採択基準の緩切を減失。 「歴念の解消策】料金回収率(算定式、供給単価)給水原価)及び企業債利息の負担割合を示す 持續(算定式、費用機成と、支払利息、収益的費用合計)を補助採択基準とし、これまでよりもさらに踏み込んだ基準を採用する。	水道水源開発等施 設整備費補助金国 庫補助金交付要網	厚生労働省	越谷 松伏水 道企業団	C 対応不可	水道施設整備は水道料金による整備を基本とした上で、高料金化対 策等のために補助を行っているため、平均料金以上の事業者を補助対 象にするなど一定の採択要件を付しているところである。限られた財源 を配分していく観点から、補助採択基準の緩和は難しい。
232	上水道の耐震化に対する国庫補助事業の 採択基準の緩和		【制度改正の経緯】 国土強釈化基本法が施行され、水道施設の耐震化は重要な課題として挙げられている。と対け、南海トラフ地震防災対策推進地域にある本果にとって、水道施設の耐震化は、喫緊に取り組むべき課題となっている。【支障事例】 中央防災会議が発表した前帯・ラフ地震の被害想定では、高知県は被災直後の形水率が996、被災1ヶ月後でも5196であり、被害物定されている都道府県の中でも群を抜いた数値となっている(被害想定(40都道府県の断水率の平均):被災直後3166、被災1ヶ月後でも5196であり、被害が恵定されている都道府県の断水率の平均):被災直後3166、被災1ヶ月後でも5196であり、被軍・保全の上が近事業体は、資本単の一切・以上が道事といるとは、資本単位を乗り、10円では上がが重めませることができていない、場内上水道事業体16市町村の平均資本単価は551円/m)ため、上水道施設の耐震化が進んでいない。小震化進んでいない。最近に資本単価要件を課すことが会理の対し、耐震化をすることに資本単価要件を課すことが合理的でない。また、資本単価要件が90円/mであるが、その設定根拠が明確でない。 このことから、南陽トラン地震防災対策推進地域に指定された地域において、国土強弱化政策大綱による水道施設の耐震化を促進するには、上水道の耐震化事業に対して、資本単価要件を課さないことが必要である。	水道水源開発等施 設整備費国牌補助 金交付要網	厚生労働省	高知県	C 対応不可	水道施設整備は水道料金による整備を基本とした上で、高料金化対策等のために補助を行っているため、資本単価要件など一定の採択要件を付しているところである。限られた財源を配分していく観点から、補助採択基準の緩和は難しい。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
39-	水道水源開発等施設 整備費国庫補助金に 係る平均単価要件の 廃止	水道水溶開発等施設整備 費国庫補的保証を対け要例内の 「給水人口の方人以上の水 道事等名における更大の大以上の水 道事等者における更、125万人以上の水 道事(平成と高い大の大場)(平成を高い大なった場合、 「緊急時治水型点が、大型に、 「緊急時治水型点が、大型に、 大型に、大型に、 大型に、 大型に、 大型に、 大型に、 大型に、		_	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め る。	
23:	上水道の耐震化に対 2 する国庫補助事業の 採択基準の緩和	南海トラフ地震防災対策推進地域においては、上水道の耐震化に対する国庫補助事業の採択基準の資本単価要件を撤廃すること。	一般的に、水道施設整備は水道料金による整備を基本とした上で、高料金化対策等のために補助を行うことについては理解できるが、当県のように南海トラカビ大地震により基大な被害が超定されている地域においては南海トラル他震対策特別措置法及び国土強制化基本法に基づく水道施設の耐震化事業のための補別・企業の理由としては、土地の取得接受か水質が悪いために浄化設備に高額を理由としては、土地の取得接受か水質が悪いために浄化設備に高額を経費がかること等が想定されるが、耐寒化に係る経費(工事単価)は、どの事業体であっても大きな差異はないと考えられるため、高料金化対策等の理由で資本単価を耐震化事業の採択基準とすることは不合理と考える。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め る。	

	提案事項				turn o er m			各府省からの第1次回答
管理番号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
285	水道水源開発等施設 整備費国庫補助金の 採択基準の緩和	水道水源開発等施設整備 受し特定広が受け衰變を 費」の採択基準を緩和(居 投入口50万人以上1及び 「給水量の増大」を削除)す ること。 また、い道広域化促進事 業費」の採択基準を緩和(就 合協定書における「3年以 内」を延長)すること。	【現状】 水道事業は水需要低迷のため給水収益が減少するなどの厳しい財政状況の中で、老朽化した施設更新や耐震化のための費用増加、今後の職員の退職による技術力の低下等、様々な課題に直面している。 水道の広域化は、スケールメリットによる効率化や更新を控えた施設の続廃合等に有効を手法である。 本県では、平成20年3月1増玉県水道整備基本構想」を改定し、埼玉県水道ビジコと位置付け、将来(はおむね半世紀行)の「水源から蛇口までの一元化した県内水道一本化「を見据え、広域化を投階的に取り組みつつ、水道事業の運営基整強化を推進し、県民に利用し続けていただく水道を目指すことしている。「制度改正の必要性等」この広域化の推進に関して現行でも国際補助があるものの、そのうち「特定広域化能設整備費」の対象には居住人口の万人以上や給水量増大に伴う新設・増設が、「水道広域化促進事業費」の対象には居住人のの下入以上や給水量増大に伴う新設・増設が、「水道広域化促進事業費」の対象には居住人のでの放定書の結構等が条件とないる又は核合予定日が3年以内の事業者間での放定書の結構等が条件となている。したし、小規模な市町村の区域では人口や施設更新等に関する要件を満たすことが、日間では、日間では、日間では、日間では、日間では、日間では、日間では、日間では	厚生労働省発健Q4 Q1第月1日写平成生6 年月1日写平成生6 传働專門於空作水整備 關別発補助金交付 要網」	厚生労働省	埼玉県	C 対応不可	水道施設整備は水道料金による整備を基本とした上で、高料金化対策や政策的に推進する必要があると認められる事業を対象に補助を行っているため、広域化の規模や事業統合など一定の採択要件を付しているところである。限られた財源を配分していく観点から、補助採択基準の緩和は難しい。
478	等の移譲	ている登録検査機関の登録 等の事務の移譲を求める。 ②現行の実施主体:地方厚 生局 移譲後の実施主体:都道府	従来から各都道府県が許認可及び監視指導している食品等事業者と併せ、食品の検査機関の登録等についても、都道府県で一括して監督したほうが、食品常生行政を効率的かつ効果的に送行することができるため、移譲を求める。ただし、登録検査機関に対する指導については、全国統一的な基準に基づき行う必要があることから、国が登録検査機関に問題があった場合には、食品の輸出入に深刻な影響を与えることも想定されるため、国の権限を残すことも検討する必要がある。	食品衛生法第33条 ~第47条	厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	本提案は、「地域主権大綱(平成22年6月22日間議決定)」において、本提案と同様の提案がなされており、その後の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないたの対応することはできない。 登録検査機関は、食品の安全性を確保するために甲生労働大臣や都道府県知事等の委託を受け、食品衛生法上の各種検査を行う機関であり、厚生労働大臣等は、登録検査機関の検査結果を基に、輸入禁止や回収命令などの権限を行何することができる。輸出・輸入食品については、その検査機関の精度管理について、諸外国においては国になる監督等がなされており、現が国においても国の責任においては国体があた場合に任において監督することが求められている。納入食品に違反があった場合にに実対な影響するとが求められている。関の責任において対応しているかどうかを確認とれる、検査機関に問題があった場合にに実対な影響を及手おされがあり、国として責任を問われることから、引き続き国の責任において実施することがまる。として責任を問われることから、引き続き国の責任において実施することとなった。 また、当該事務を自分体に移管した場合、問題のある登録検査機関を直接是正する仕組みがなくなることから、事故発生時の迅速な検査に支障をきたすおそれがある。

	in the trans		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
285	水道水源開発等施設 整備費国庫補助金の 採択基準の緩和	質」の株状基準を被和い店 住人口50万人以上」及び 「給水量の増大」を削除)す ること。	十版2/7年度子東保算差米において、地行の水道水源開発寺施設整備資イ棚の のうち、水道広域化施整整備養 補助が創設される。とある。 今後、新たに整備される制度の補助金については、各水道事業体の現状を鑑 よ、施設整備が得まてかたり継続的かの確実に進められるために、各水道事業		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め る。	
478	等の移譲 ・食品衛生法の登録検 査機関	①現在地方厚生局で実施している登録検査機関の登録等の事務の移験を求める。 ②現行の実施主体:地方厚生局 移譲後の実施主体:地方厚 集、保健所設置市及び特別 区	「地域主権大綱(平成22年6月22日開議決定)」で結論が出ているとしているが、このことをもって、提案募集要項上では提案募集方式の対象外とはされておらず、新たに核討すべきである。 従来から各都道序県分財を可及び監視指導している食品等事業者と併せ、食品の検査機関の登録等についても、都道府県で一括して監督することにより、二室行政が解消されるともに、より一体とした対応により、食品等の安全な提供に資すると考える。 なお、地方で監督等を実施する場合にも国の監督水準と同等の実施は可能であり、固と地方で設合等を支充がある。 別国と地方で投資が関係ですることにより、食品衛生行政をより効率的かつ効果的に近行できることから、諸外国の理解は得られると思われる。現に、国も本名と地方原生局で役割分担しているところである。また、事故発生時の迅速な検査や是正に係る懸念については、国と地方で適切に情報共有することや、国が新たにガイドラインを示すなどして、対応可能と考える。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 登録検査機関に関しては輸入食品の検査問題等がある ため、慎重に検討すること。	

	担实市环				制体の配体			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
633	規格基準が定められた 添加物からの、粗製海 水塩化マグネシウム (にがり)の除外	加物製造業に関して、平成 19年3月30日付け国の通 知により規格基準が定めら れた、63の添加物から、粗 製海水塩化マグネシウム(に がり)を除外すること。	【支障・制度改正の必要性】 組製海水塩化マグネンウム(にがり)を含む63の添加物については、「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する仲について)平成19年3月30日付け厚生 栄第1項が定められた。 栄第1項が定められた。 大型が動物を変えるの登集計可と食品衛生管理者の設置が観発付けされ、平成20 年4月1日より施行されることとなったが、租股海水塩化マグネンウムの営業計 可等に係る経過措置期間が設けられており、現在も使前の例(営業計可及び専 任の食品衛生管理者の設置が不要)によることができるとされている。 の大型が高くないで、の軽過期間が終了した場合、添加物設達家の営業計可と食品 衛生管理者の設置が不要)によることができるとされている。 衛生管理者の設置が不要)によることができるとされている。 衛生管理者の設置機が発生するが、「食品衛生管理者」は、医師、歯科医院、 素利師、数医の質報を等しても、ので、海水を突、農業計可と食品 衛生管理者の設置機が発生するが、「食品衛生管理者」は、医師、歯科医院、 素料師、数医の質様を等したもの等の要件がある。 県内の租製海水塩化マグネンウム製造業者は、経営者を含め従業員に要件は、 多額の費用と期間を要するため、廃棄せざるを得ない事業者が多数生じること 「参考」 租製海水塩化マグネンウム(にがり)とは、海水から食塩を製造する際に副産物 として発生するもので、事業者はこれまで豆腐凝固剤や調味料として販売し、広 〈利活用されている。	食品衛生法第11条、 第48衛生法施行令 第13条、第35条第36 第13条、第35条第36 平成第9年3月301日号 「食品添加物等的 で食品添加物等的 で食品添加物等的 でなる。 でしていていていていていていていていていていていていていていている。 では、第48年のでは、第4	厚生労働省	長崎県	C 対応不可	食品衛生法第48条及び第52条の規定に基づき、同法第11条に基づき 規格基準が定められた添加物については、添加物製造業の許可及び食 品衛生管理者の設置が義務付けられている。 無効などのでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般
183	被災した子どもの健 原本主流対策等を総合支援 原本事業(予章で支援対 策教術助金)の実施主 体等の拡大	被災した子どもの健康・生活 対策等総合支援事業(子育 て支援対策費補か訪問事業 の中の「子とも健全した子とも等 への相談・提助事業(について、実施主体及び事業者に 被災県以外の別に避難者を 受け入れている都道府県を 加えること	【見直しの必要性】平成26年度に創設された「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(子育で支援対策費補助金)」における「子とも健やか訪問事業」は、東日本大震災により被災し仮設性でを規制の選出では「経済などれる。」といる子どもを持つ家庭等に対し訪問計議を行う事業であり、「観をでした子ども等への相談・援助事業」は、被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助を行う事業である。 両事業にいずれも事業主体は被災県(総手県、宮城県、福島県)及び被災指定都市(仙台市ほか)に限定されており、被災児童を受け入れている都道府県では活用することが出来ない、被災児以外に避難されている家庭等では、重生活、活用することが出来ない、被災児以がに避難されている家庭等では、正重生活、による生活責の情かりましか父親のかそはこれる子どもへの影響、親のストレス等多くの問題を抱えている。避難先がどこであろうと避難している子どを持つ家とで、の事業が活用できるよう見直しを行う必要がある。 に異体的な支援等の例で表しまりませなる。といる子とを持つ家がら事業を実施しているが、上記事業の実施要網に基づ着投資場が比較差を対している子とを持つ家が、表記手を実施しているが、上記事業の実施要網に基づ着投資場が、企業をといるが、大きないのでは、大きないないのではないないないないないないないないないないないないないないな	被災した子どもの健合 康・生活対策等する 支援事業を 援対策費補助金) 実 施要網	厚生労働省復興庁	秋田県	D 現行規定可により対応可能	本事業は東日本大震災復興特別会計を財演としているため、その使 途については、被災地域の復旧・復興に直接資するものを基本とするこ ととされていることから、使途の厳格化を図る報点により、実施主体を被 災果(治事果、宮城県、福島県)、被災指定都市等(仙台市等)及び被災 果内市町村に設定しているところである。 しかしながら、運用においては、実施主体の判断により、実施主体以 外の自治体の避難者に対しても支援が可能となるよう ・実施主体から避難者のいる自治体への委託 ・実施主体から避難者のいる自治体への委託 ・実施主体から避難者のいる自治体への委託 ・実施主体から要託を受けた民間団体から避難者のいる自治体の民間団体への委託 ・実施主体がら要素を受けた民間団体から避難者のいる自治体の民間団体への委託等、 被災自治体が実施主体として事業の委託を可能としているところである。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	生 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
633	水塩化マグネシウム	かま このの 活動機 かき 相	にがりは、塩を精製する際の副産物であるため、海域によっては海洋汚染による不純物の混入のおされが危惧されるとあるが、塩の原料となる海水の採取海域を指定するなどにより対ができないが検討無いたい。食品衛生管理者要成譲習金の受講者の負担軽減については、現在30日程度の受講開は、にがりの製造に限っては、数日間というような大幅な短縮を行い、受講者の負担軽減を図っていただきたい。			
183	展・王/d 対象 守総 ロ 又 3 援事業(子育で支援対 策費補助金)の実施主	でく接列来貨幣が並りの中 の「子ども健やか訪問事業」 及び「親を亡くした子ども等 への相談・援助事業」につい て、実施主体及び事業者に 被災県以外の現に避難者を	実施主体からの委託による事業が実施可能なことは理解しているが、本果には岩手県、宮城県及び福島県から避難している子ども達がおり、それぞれに支援するためには県支養託する必要がある。また、被災県にあっては事業を行いたいと考える各自治体と委託契約するとなると、かなりの事務量が発生すると思われる。事業の必要性が認めたるのであれば、各部道府県で築能できると思さ改正した方が効率的ではないか。また、「被災地域の侵旧・復興に置接するものを基本とすることとされていることから、使金の厳格化を図る観点」とされているが、受人都道府県が行う事業については厚生労働省に事業計画書を提出させるなど要綱等を定めることで厳格化は図られると考える。	所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」と なっているが、事実関係について提案団体との間でナ		

	All other star of				turn o er tr			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
587-1		①人口動態調査事務システ 上の導入申請に関する添付 整理の廃止 ②人口動態調査事務システ ムに係るパソコン・プリン・ 今更専的の変更時の変更時の変 少人の動態の調査事務 システ イン報告システム関連の申 請事務における軽由機関 (都道府県・保健所)の省略	による事務の簡素化が図られているところであるが、導入を申請するに当たって	・平成24年7月17日統人第017第1号 日統人第017第1号 「人口勁」等の調子のい 「人口勁」等の可導力。 「自身動」等では一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個	厚生労働省	京都府、大阪 府、兵庫県、 徳島県	A 実施	○ 以下のとおり一部実施 人口動態調査事務システム(以下「事務システム」という。)の導入申請 に関する添付書類については、提出先機関のオンライン報告システムに より確実に取込むことが出来る行むなっているか、また、厚生労働名 に設置しているのに調査票整 に設置しているのに調査票となっているか。また、厚生労働名 に対しているのに関金票と なっているの等。 事務システム導入に当たり人口動態調査の報告に支 贈がないよう事前に確認が必要である。そのため、添付書類の全てを廃 止することは困難であるが、要求仕様書等の中で最低限値影が必要な 部分を精査、検討した上で、省略可能な書類については添付不要とした い。 なお、当該検討については、8月中に範囲の確定、9月上旬にペン ダーに意見聴取を行い、9月中旬に結論を得る。 なお、①②③については、各種通達、要領等の改正が必要であり、数 回に分けての改正は混乱を招く恐れがあることから、同一時期とした い。
587-2	人口動態調査事務システム及び人口動態調査オンライン関係となる デオンライン観合システムの導入等に関する 手練の簡素化	ター変更時の変更申請の廃	[制度改正の必要性・支障事例] 人口動態調査事務については、手書き紙媒体での報告方法から、システム導入 による事務の簡素化が図られているところであるが、導入を申請するに当たって システム仕様書を添付する必要があり、導入POの仕様や技練プリンターに変更 があった場合にも、その都度変更申請を提出することとなっている。また、経由 機関から進達する必要があるため、利用機関だけでな、経由機関における事 類量も頻雑である。 また、府内市町村からのシステム導入・変更申請において承認に半年程度を要 するなど、原生労働省においても事務遅滞が見受けられ、事務の簡素化のため に申請を行った市町村が長期にわたり手書き報告で対応せざるを得ないなどの 事象が起こっている。 [効果] ボラのパフコン・プリンターは人口動態統計死亡票等に使用する字体に対応して おり、導入申請時にチェックする必要性が低いことから、システム導入時の届 ており、導入申請時にチェックする必要性が低いことから、システム導入時の届 でおり、導入申請時にチェックする必要性が低いことから、システム導入時の届 ない。 ない、第二年は一般である事業をの簡素 化を図ることで、人口助態調査事務システムに係る事務手続きが大幅に簡素化 され、市町村、都道府県、厚生労働省それぞれの事務量軽減につながる。	・平成24年7月17日統入祭の177第1号 「人口、外別では、1781号の 「人口、外別では、1781号の リカーので、1791号の リカーので リカーので リカーので リカーので リカーので リカーので リカーので リカーので リカーので リカーので リカーので リカーので リカーので リカーので リカーので リカーので リカーので リカーので リカーので リカーの リカーの リカーの リカーの リカーの リカーの リカーの リカーの	厚生労働省	京都府、大阪、 京府、兵庫県、 徳島県	C 対応不可	事務システム等に係るパソコン・ブリンタの変更申請については、厚生労働省で申請パソコンの変更処理や①のとおりのた調査票の読み取りの可否について、人口動態調査の報告に支障がないよう事前に確認が必要であることから、廃止は困難である。なお、流付書類については、①と同様に検討を行い、9月中旬に結論を得る。なお、①②③については、各種適達、要領等の改正が必要であり、数回に分けての改正は混乱を招く恐れがあることから、同一時期としたい。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
587-1	人口動態調査事務シ ステム及び人口動態調 査オンライン報告シス テムの導入等に関する 手続の簡素化	①人旦動態調査事務システムの導入申請に関する添付 登別の乗込申請に関する添付 ②人口動態調査事務システム「フリーン・ブリンター変更時の変更申請の廃止 ③人口動態調査事務システム以前必能調査者事務システムの場合の必要を表示と関連の申請事務における経由機関 (帯道府県・保健所)の省略	回答のとおり進めていただきたい。	なし	【全国市長会】 事務軽減となるよう、提案団体の意見を十分に尊重され たい。	
587-1	人口動態調査事務シ ステム及び人口動態調 査オンライン報告シス テムの導入等に関する 手続の簡素化	ノー友史时の友史中前の用	深八事節(-ついで)+枠をいただけてしのこしたので、同文のした(進みで)ただ	なし	【全国市長会】 事務軽減となるよう、提案団体の意見を十分に尊重され たい。	

	提案事項				制度の所管・			各府省からの第1次回答
管理番号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	関係府省庁	提案団体	区分	回答
587-3	人口動態調査事務システム及び人口動態調査オンライン報告システムの導入等に関する手続の簡素化	ムの導入平調に関する添計 書類の廃止 ②人口動態調査事務システ ムに係るパソコンプリン ター変更時の変更申請の廃止 3人口動態調査事務システ ム及び人口動態調査すンラ イン報告システム関連の申 請事務における経由機関 (郷道府県・保健所)の省略	による事務の簡素化が関られているところであるが、導入を申請するに当たって システム仕様書を添付する必要があり、導入PCの仕様や接続プリンターに変更 があった場合にも、その都度変更申請を提出することとなっている。また、経由 機関から進達する必要があるため、利用機関だけでなく、経由機関における事 務量も煩雑である。	・平成24年7月17日統、発行17年17年 日統、発行117第17等 17年 行人口動態の導入等に シスする中語につい で 17年生労働省大臣 官房動態・強化で ・平成24年7月12日 ・・平成24年7月12日 ・対発の12第13十5月 ・対発の12第13十5月 ・対策の労働者を で 18年 ・対策の労働報告が で 18年 ・対策の労働報報 ・対策の対策を ・対策の対策を ・対策の対策を ・対策の対策を ・対策の対策を ・対策の対策を ・対策の対策を ・対策の対策を ・対策の対策を ・対策の対策を ・対策の対策を ・対策の対策を ・対策の対策を ・対策の対策を ・対策の対策を ・対策の対策を ・対策を ・対策を ・対策を ・対策を ・対策を ・対策を ・対策を ・	厚生労働省	京都府、大阪府、兵庫県、徳島県	A 実施	O 要望府県以外の都道県、保健所、市区町村も本提案を了承することを前提に以下のとおり実施可能 申請事務における関係側の経由については、システム導入申請前にスケジュールについて、市区町村においては保健所の、保健所においては指定都市、都道府県の了承を得ることに変更し、廃止したい。 なお、①②③については、各種適逢、要領等の改正が必要であり、数 回に分けての改正は混乱を招く恐れがあることから、同一時期としたい。
372	保育所保育士定数へ の准看護師算入を可 能とする規制緩和	児童福祉施設の設備運営 基準(名令)により乳児4人 以上を入所させる候替所に おいては、定数に算外ではるに が保育さきとは、正数にするに が保育さきを、民間保育が、 会る国庫を参酌 基準、民間保育が、 お 送びだした。 となどによります。 となどにより、 まる と数算 入対象とすること。	【支障】保育所における乳幼児の受入れが増える中、こどもの体調急変への適切な対応などのため、看護師など医療・保健の有資格者を保育所に配置する必要性が高まっている。省令では、乳児4人以上を入所させる保育所に配置する必要性が高まっている。省令では、乳児4人以上を入所させる保育所に配置したした。しかしなが、保育所からは、保育主変数に算んできるのが正看護師に限定されていることに加え、医療機関においても看護師不足が課題となっている中、保育所においる者護師を保防避となっており、准看護師まで認めてほしいという意見が上がっている。 (改正の必要性)当該規定を参酌基準化することや、省令改正により算入対象を准着護師まで拡大する規制緩和を行うことで、安心な子育て環境の整備、また女性の就労促進につながる。 (懸念の解消費〕1人限って保育所に配置できる対象範囲を拡大することを考えており、保育士を無限定に看護師などに置き換えることは想定していない。	児童福祉法 第45条 児童福祉施設の設 児童 (関する 基準 附則第2項	厚生労働省	九州地方知事会	C 対応不可	保健師助産師看護師法(平成二六年法律第八三号)において、看護師は療養上の世話又は診療の補助を行うことを集とする者とされているが、准有護師については、療養上の世話を表でするためには、医師、歯料医師のは看護師の指示が必要とされている。また、資格取得に係る要件も異なることから、看護師と准看護師を同等とみなすことは困難である。加えて、看護師等を保育士によみなす措置については、従来も人以上の乳児を入所さる保育所には、看護師等の配置の努力義務があり、看護師等を配置した場合には配置基準上保育士に含むのとしていたが、平成の年に判別に対する保育」の配置 基準を6:1から3・1に引き上げ、看護師等の配置数力義務を廃止した際に、当分の間の軽過措置として、乳児6人以上を入所させる保育所については、看護師等八人に限り、保育士とみなずことができるものとしたものであって、保育の実施にプログログログログログログログログログログログログログログログログログログログ

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	単風争項35項目につれて 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
587-4	人口動態調査事務シ ステム及び人口動態調査 素オンライン報告シス テムの導入等に関する 手続の簡素化	①人口動態調査事務システムの導入申請に関する添付書類の廃止②人口動態調査事務システムに係がパンコ・ブリッター変更時の変更申請の廃。③人口動態調査事務システムを近人力動態調査事務とステスを観音が重か申請事務に記する軽由機関(都道府県・保健所)の省略	回答のとおり進めていただきたい。	なし	【全国市長会】 提案により、事務軽減となるかについて、十分な検討が 必要である。	
372	保育所保育士定数への准看護師算入を可能とする規制緩和	基準(省令)により、乳児4人 以上を入所させる保育所に おいては、看護師と保健師 が保育士定数に算入するこ とができるとされている(従う 本多国庫負担対象)が、当 該既定を参酌基準化するこ	看護師と准看護師の間には、法律上の資格要件、医療現場における業務内容に違いがあることは承知しているが、佐賀県内の保育所からは、保育所における業務東と整路すると、准確譲師でも対応できるという意りが寄せられている。 ※保内で、看護師と准看護師の一切でできるという意りが寄せられている。 ※将内で、看護師と准看護師の一間とできるというできるという。 ※将内で、看護師と准看護師の周方を雇用している保育所において、双方の業務内容に差を設けている保育所にほない。 ※看護師と推看護師を雇用している保育所の居ますべてが、看護師と准看護師の保護師の保育業務における専門性に差はないと回答している。 本提案は、こうした現場の業務内容を踏まえたものであり、過去構造改革特区においても提案してつきた。 しかしながら、厚生労働省は、保育士とみなすためには、保育士に準じると認められること保育職としての専門性が必要としながら、准看護師と推護師の看護をしたのよど保育職としての専門性を教験とする。 と書護師が保育所において保育では考えとして行っている業務を、准看護師が行うことができない理由を売れていない。 また、より看護職としての専門性を業務の場合といることを表れていない。また、より看護職としての専門性を業務の容の差を理由に准看護師の配置を認めないとするこれまでの説明に矛盾を感りる一方で、保育所における保育職の配置について、看護職としての専門性や業務内容の差を理由に准看護師の配置を認めないたするこれまでの説明に矛盾を感りない理した。 保育所における保育職の配置について、看護職としての専門性や業務内容の差を理由に准看護師の配置を認めないとするこれまでの説明に矛盾を感りないませないませない。 本書護師をよるといたすると、対象者を確保することが今後ますます厳しくなることが考えませないます。	保育所の保育士の配置数に関する(党)へき基準(については、地方が機定本権進業負金第2本)動きを踏まえ 標準とし、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情 に応じた異なる内容を定めることを許容するへきであ る。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に向 けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 看護師を保育士の定数に算入できるとする省令の経過措置は、乳児6人以上の保育所に1人な可養護師の配置を認める制度を4人以上の保育所に1人とする特区制度を全国展開した段階で、性質を変えており、保育土不足に対応するとの性質を持ったのではないか。本来は保育士で定数を満たすべきとの説明であったが、それをおは信頼が、不々は経過措置的な位置付けたった規定を特区制度から全国展開したのか、理由を示されたい。〇 その意味では、保育所にも看護師の役割は、看護師が本来担り養養上の世話等ではなく、一定の医療に関する専門的知識を持つ立場で保育に参加するというものと考えられる。そうであれば、待機児童が解消されない状況の下で准看護師も認める制度とすべきではないか。算入が認められているところ、待機児童の解消にいう政策目的に適った方法でその職種を追加するだけであり、保育土の定数を減じるものではないため、保育の質に影響しないのではないか。むしろ、働き手の確保に資するのではないか。

	10.5.5.7							各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
702	保育所の保育士定数 への准者護師の算入 を可能とする規制緩和	児童福祉施設の設備運営 基準(省令)により、乳児4人 以上を入所させる保予に保 が保育定なと保健が でき基準、最間保育所に ができ基準、長間保育所が当 該をとれている でき基準、最初基準化することなどにより、生 をどにより、生 数算入対象とすること。	【支障事例】保育所における乳幼児の受入れが増える中、こどもの体調急変への適切な対応などのため、看護師など医療・保健の有資格者を保育所に配置する必要性が高まっている。 名令では、乳児4人以上を入所させる保育所にあって、看護師な保健師を1人に限って保育すとみなして配置することができることとされ、看護師配置を促進している。しかしながら、保育所においては、保育士定数に算入できるのが正看護師に限定されており、また、適當費に保育士と看護士の人件費差額が反映されていないこと等から、看護師の確保が難しく看護師の配置が進んでいないのが現状である。 の必要性 3 当該規定を参酌基準化することや、省令改正により算入対象を准看護師まで拡大する規制緩和を行うことが必要。 准看護師まで拡大する規制緩和を行うことが必要。 推看護師は、嘱託医の指導の下、適切な保健指導など看護師と同様な役割を指着では別よっている。 推看護師まで拡大する規制緩和を行うことが必要。 推看護師は、嘱託医の指導の下、適切な保健指導など看護師と同様な役割を 推看護師まで拡大の表別である。	児童福祉法第45条。 児童福祉の設備及 び運営に関する基準 附則第2項	厚生労働省	鹿児島県		保健師助産師看護師法(平成二六年法律第八三号)において、看護師は療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者とされているが、准看護師については、療養上の世話を業とするためには、医師、歯科医師又は看護師の指示が必要とされている。また、資格取得に係る要件も異なることから、看護師と程着護師を同等とみなすことは困難である。加えて、看護師等を保育士にみなす指置については、徒条ら入止の乳児を入所させる保育所には、看護師の配置の勤務があり、看護師等を配置した場合には配置基準上保育士に含むものとしていたが、平成10年に乳児に対する保育士の配置基準を行から3・1151号上げ、看護師等の配置対象後度止した際に、当分の間の経過措置として、乳児6人以上を入所させる保育所については、電館師等人に関い、保育士とかすことができものとしたものであって、保育の実施については、保育士がその専門性を活かし実施することが本来の姿であることをご理解願いたい。
204	「保育支援員(仮称)」 の保育士配置定数へ の算入	程を受講した者を「保育支援 員(仮称)」と位置づけ、原則 的な保育時間以外の時間帯 において、保育士とみなして 保育業務に携わることがで きるよう、従事できるよう配	[制度改正の経緯] 瑞穂市は交通至便な位置にあり、人口流入が続き、平成15年度合併後、10年間で5、000人余り(約11%)人口が増加している。この地域の土地橋から公立保育所が多く、その中で要支援児を保育する保育上(補助職保力ある保存)は、全て保存上有資格者である。)を要支援児に対する加配保育士等、保育の質を確保する取り組めを長年実施してきた。[文障事例]しか、朝・夜の時間帯の保育士確保に支障を来している。これは、結助職員としての保育士の就労希望時間帯がら時から15時までが主流であるため、朝・夜の短時間労働の保育士がはいからである。例表を実施の場所が動の保育士がはいからである。(制度改正の必要性)銀下の少予上的対策は、経済の活性化と労働力の市場への国策であるが、子どもの居場所である第1億先の保育所の保育士の時間本経の状況下にあるが、子どもの居場所である第1億先の保育所の保育工の健価を経り、大生状況下にあるので、早期に保育所の体制化を図り、子女のを担保して、女性の就労機会の拡大を図るべきである。保育実務の安全・安のを担保して、女性の就労機会の拡大を図るべきである。保育実務の安全・安のを担保して、女性の就労機会の拡大を図るべきである。保育環境化を別と、保育所の保育の検証を併せて実施しながら、地域の実情も加味して政策を総動員すべきである。保育実務の実をである。保育に表していました。大学の保育を開発に表しての「子育で支援員(仮称)」を保育所における原則的な保育管間は外の時間帯においては、おきつ交換やおや一等のでは、対の原則的な保育時間以外の時間帯においては、おきつ交換やおや一等の支援が主となるため、保育士と人のうち、人の「保育支援員(仮称)」として保育主といるでは、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本	児童福祉法第18余 の4、第45条 児童福祉施設の設 備及び運営に関する 基準第33条		瑞穂市	C 対応不可	保育所における保育の質を確保するためには、保育に関する専門的な知識と技能を有する保育士資格を持った保育士による保育が行われる必要がある。 保育の質を確保するうえで、提案のような様々な状況や地域の実情に対応するためとはいえ、保育士以外の者を保育士とかなすことは適当ではない。 なお、保育士確保については、「待機児童解消加速化プラン」による保育士資格取得支援等の対策を講じているとこでもあが、年内に策定予定の「保育土確保プラン」等に基づき更なる対策を講じていく。

	in the state of		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
702	への准看護師の算入	児童福祉施設の設備運営 基準(省令)により、乳児4人 以上を入所させる保育所に おいては、看護師入する保育 ができるとされている(従う 守基準、長間保育所に分。 がき基準、毎日間保育所が、当 該会国庫参酌的基準化することなどにより、准看護師も定 数算入対象とすること。	保育所における看護師等の設置については、看護師等の配置努力義務を廃止した際の経過措置として規定されたものであるが、保育所において見が別等の依頼急変等の際、看護師等がその専門性を活かい対応することは、乳幼児等の健康保持、ひいては保育所の安全・安心につながることから、その配置が望ましいと考えている。 一方、看護師と准有護師の薬剤については、法律上差夷所性の差はほとんどが、保育所の保育業所における役割においては、両者の専門性の差はほとんどないところであり、実際、「病児・病後児保育事業」では、看護師の配置と同時に准者護師の配置を認めている状況がある。このため、保育所の現状を考慮し、保育士定数への算入対象を准看護師まで拡大すべきである。 なお、保育所関係団体から、看護師より配置が容易な准看護師を保育土定数に算入することができるようにしてもらいたい旨の要望があるところである。	保育所の保育士の配置数に関する「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次動告を踏まえ 推準とし、合理のは一般では、地方のはでは、 に応じた異なる内容を定めることを許容するべきであ る。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、 、積極的な検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 看護師を保育士の定数に算入できるとする省令の経過措置は、乳児6人以上の保育所に1人の看護師の配置を認める制度を4人以上の保育所に1人の名替に割した金国展開した観察で、性質を変えており、保育工不足に対応するとの性質を持ったのではないか。本来は保育士で変数を満たすべきとの説明であったが、それであれば何故、元々は経過措置的な位置付けだった規定を特区制度から全国展開したのか、理由を示されたい。〇 その意味では、保育所における看護師の役割は、看護師が本来担う療養上の世話等ではなく、一定の医療に関する専門の知識を持つ立場で保育に参加するというものと考えられる。そうであれば、待機児童が解消されない状況の下で准着護師も認める制度とすべきではないか。〇本提案は、看護師一人に限して変への算入が認められているところ、待機児童の解消という政策目的に適った方法でその職種を追加するだけであり、保育士の定数を減じるものではないため、保育の質に影響しないのではないか。むしろ、働き手の確保に資するのではないか。
204	「保育支援員(仮称)」 の保育士配置定数へ の算入	程を受講した者を「保育支援員(仮称)」と位置づけ、原則	当市は転入人口も多く、待機児童が発生している。加えて、3歳未満児童が長時間保育を受けることによる保育時間敬の増加と、支援を要する児童が多くなったことにより、多くの保育主が必要となっている。障がい児童や支援を要する児童が多くなったことにより、多くの保育主が必要となっている。障がい児童や支援を要する児童への手厚い保育を実施し、保育の資産確保・向上させることは、公立保育所の使命であると位置づけ運営してきた。 育児休業保育士の代替職員の採用など機動的な運用が可能となるよう、条例を平成25年3月に成正し、背門休業中は定敵が扱いを行い、任期付採用保育土の採用を可能とした。また保育土有貨格者である補助職員の雇用条件を改立、し、保育主権保い努力してきた。しかしながら、任期付採用保育土では希望かいなく、また補助職員においては、朝と安の時間帯に勤務できる保育土が少なく、経果的に確保に至っていない状況が経過している。非常動職員としての補助職員保育土の任用問題や、ワーキング・プア問題、また正規職員においては、東が生物の関題を抱えながら、任用・保育業務に苦度している現実がある。施策推進をしていることは理解するが、効果が当市において十分発現していない状況についてどう把握し認識されているのか、保育士の育成と保育業務への提供状況や保育士の労働環境の状況の把握・改善市において十分発現していない状況についてどう把握し認識されているのか、保育士の育成と保育業務への提供状況や保育士の労働環境の大変の推進・収集できるみ、保育主権保ブラン両においてどう把握し認識されているのか、保育工の育成と保育業務への関切にから対している立ちなり、経り、企業の保証を対しているが、再放すの活用により、潜在保育主において、後年の活用により、潜在保育主において、他別と明確なの場合で、対しているが、日本のでは	保育所の保育士の配置数に関する「従うべき基準」については、地方分検改革推進委員会第3次動告を踏まえ 標準とし、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情 に応じ、異なる内容を定めることを許容するべきであ る。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に向 けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 次の理由から、提案の実現に向け前向きな検討を求める。 ・第1次回答の中で、地方分権改革推進委員会の第3次勤告で決定済であることを指摘するが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(下限元な守法(東京)明第46条にの表して、東京都の場合を明定では、「政府は、「(中略)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	提案事項				制度の所管・			各府省からの第1次回答
管理番号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	関係府省庁	提案団体	区分	回答
247		とされている認可保育所の 人員配置の基準について、2 人のうち1人については、保 育士補助者的な者で可とす	[具体的な支障事例] 中山間地域等の保育所では少子化の影響で、保育所の入所人数が減少している。一方、中山間地域等では、就労人口の減少とともに、保育士不足が顕著になっている。 保育士の人員配置は入所児童数により算定し、入所児童数は変化するため、特定の保育所における具体例を示すことは難しいが、集の中山間地域に所在する市において、保育士が見びいため、定負数の入所児童数を受けることができないことがある」といった状況がある。 派が運営する保育士人材・ンクにおいて、中山間地域では、求人情報94人に対し来職人数は11人となっており、人口減少が顕著な中山間地域における保育士不足は更に実別な状況となっている。 「制度改正の必要性」 このような中、保育士配置の最低基準の2人の確保も難しい場合もあり、左記のような承載な対応が必要である。基準緩和の具体的内容としては、例えば、一定程度の研修を受けた保育の支援員のような人材の配置などが考えられる。	児童福祉法第45条 児童福祉施設の設 備及び運営に関する 基準第33条	厚生労働省	広島県	C 対応不可	保育所における保育の質を確保するためには、保育に関する専門的な知識と技能を有する保育士資格を持った保育士による保育が行われる必要がある。 保育の質を確保するうえで、提案のような様々な状況や地域の実情に対応するためとはいえ、保育士以外の者を保育士とみなすことは適当ではない。 なお、保育士確保については、「待機児童解消加速化プラン」による保育士資格取得支援等の対策を講じているところであるが、年内に策定予定の「保育士確保プラン」等に基づき更なる対策を講じていく。
319	保育所における給食の 自園調理原則の廃止	児童福祉施設の設備及び連営門はより保養所はより保養所付けられる基準により保養所付けられる。 関連要室 関連を対象 関連している。保持所、小・中学校を含め、地域でもとむ運営と進め合理を制度の合理の合理、の金保観についても、3、健康理学の設置の登録の養養、機関、4、年間、4、年間、4、年間、4、年間、4、年間、4、年間、4、年間、4、年	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和22年厚生省第83条)第11条 第1項において、「児童福祉施設において、入所している者に食事を提供すると きは、当該児童福祉施設内で調理する方法により行わなければならない。」とさ れている。 現在、一定の要件を満たす保育所においては、満ま7以上児の給食の外部搬入 は認められているが、3才未満児の食事の提供については、株日区定を受け 場合を除き外部搬入は認められていない、地方都市では少子化が進行し、市街 地保育所を除き、周辺即の保育所により所理が減少しているにも消し、市街 地保育所を除き、周辺即の保育所により所理が減少しているにも決しているにも 員の配置が必須となっている。 過越地域においては、公室の共同調理場等を活用することにより、職員配置の 台理化をすることができるともに、地域における一体的な食育を推進すること 切可能となる。 現在も分園のある園については、本園から給食を搬送しており、特例の要件で 現在も分園のある園については、本園から給食を搬送しており、特例の要件で 現在も分園のあると聞いて、本園から給食を搬送しており、特別の要件で アレルギー児童が増加傾向にあるなか、公室の共同課理場等から使用所へ基で アレルギー児童が増加傾向にあるなか、公室の共同課理場等から使用所へあて アレルギー児童が増加傾向にあるなか、公室の共同課理場等から使用所へあて アレルギー児童が増加傾向にあるなか、公室の共同課場等のの対応がスムーズ に行えるとともに、地域における保育所・小学校・中学校を一体とした食育活動 の展開が期待でき、速室の会理化が可能となことから、金素素児の給食に いても、調理室の設置の義務付けや自園調理の原則を緩和し、外部搬入を認め るよう求める。	児童福祉施設の設 備及び運営に関する 基準第11条第1項	厚生労働省	萩市	C 対応不可	平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係所省庁の調査において弊審の除去に引き続き課題が認められたことから、「関係所省庁は、調査結果を適該まえ、上記学書を除去するため、相回の評価を実施を請求えた特別のため、作成したガイドライン等を開助、働・調査委員をはそれを請求えた発育の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員をはそれを請求え、平成28年度に改めて評価を行うこととされた。 したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは適切ではなく、今後の評価の結論を踏まえて検討していくことが必要。

	in the trans		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	軍点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
247	児童福祉法に基づく保 育所の保育士数に係 る基準緩和	人のうち1人については、保 育士補助者的な者で可とす	保育士の不足している状況は深刻であり、規定数の保育士を確保できない結果として、関連を受けれたないケースが生化で場合は、保育の提供をわものができなくなる。これを回避するために、やむを得ない場合について一定の要件の下で基準緩和の選択肢を増やすことも必要ではないかと考えたものであり、保育の質の確保を否定するものではない。	標準とし、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 次の理由から、提案の実現に向け前向きな検討を求める。 ・第1次回答の中で、地方分権改革推進委員会の第3次動管で決定済である。 たを指摘するが、1地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(1平成20年法律第37号)(第1次一括 法)附則第46条の規定では、股府は、(1十0条)・新見電船社法・(1中格)・・第四十五条・・・(中略)・・並びに時別第四条の規定の施行の状況等を勘察し、これら規定に基づる協争及び定め、もの規定に基づる協争及が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を請するものとする。」と規定されている。 ・東京都のように認証保育所(認可外保育所)を懸めに増やしても侍機児童が経済されていない地域が存在する一方で、こうした独自の疑証を育所が高い評価を得ている実態もあることは、財削第46条に照らしても「事情の変更」と言えるのではないか。 ・特視児童解消のため、認可保育所と異なる基準を持った地域型保育事業をのではないか。 ・特別・特別を指しても「事情の変更」と言えるのではないか。 ・翌可保育所に対ける保育体である。12年は表別をよりう「事情の変更」であり、これも、財削第46条が想定していることではなのか。 認可保存所における保育後事者にすべて保育士を要求もないのか。 認可保育所における保育後事者にすべて保育士を要求も知りに対しているが、地域型保育等の新制度において、認可保育所以かては全てが保育士であることを義務付けていないことは、説明の一貫性を欠いている。
318	保育所における給食の自園調理原則の廃止 又は過疎地域等での 適用除外	児童福祉施設の設備及び運営育所は、設定を開発を開発を開発した。 を関する基準の設置を原則としている。 保育所けられ、自動調理を原則としている。 保育所は、小・中・学校を含め、地道・ウェール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	発達段階に応じた給食の提供、体調不良児やアレルギー児への対応など、弊害の除去については、ガイドライン等の周知、徹底により各保育所へ求められるのであれば、平成28年度に先送りすることなく、保・小・中の一体とした食育の推進、運営の者性(等の製造から、自園調理の原則を緩和し、3歳未満児の給食の外部搬入を認めるよう求める。	第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌す べき基準へ移行するべきである。	提とした十分な検討が必要である。	 ○ 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。 ○ 課題を充版するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択該を与えるべきである。 ○ 特区認定を受け外部撤入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

	提案事項				他性の記憶			各府省からの第1次回答
管理番号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
518	保育所における給食の 外部搬入の拡大	児への給食の提供に限り外 部搬入が認められている	保育所の給食は原則自園調理であるが、3歳以上児への給食の提供に限り一定の条件の下、外部機入(保育所以かで調理し搬入する方法)が認められている。3歳未満児への外部搬入は、構造改革特別区域法による認定を受けた場合に限り、立文保育所のみ認められている。本県所管域では3歳以上児のみの保育所は存在せず、全立急未満児を保育している中で、3歳以上児のみが部搬入、3歳未満児を自園調理とするメリットはなく、全ての園で自園調理を行っている。3歳未満児を自園調理とするよりが終め、3歳未満児を自園調理とするよりがはなく、全ての園で自園調理を行っている。3歳未満児を自園調理とするよりが出ば、外部搬入に切り替え、不要となった調理室を保育室に転用することで受入児童数が増え、待機児童解消に資することが期待できる。	児童福祉施設の設 備及び運営に関する 基準第32条の2	厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査において弊害の除去に、引き続き課題が認められたこから、関係府省庁の調査において弊害の除去に、引き続き課題が認められたこから、同傾保育庁に、調査者長を踏まえ、上等書を除去である。前回の評価を見全路まえて作成したガイドライン等を周知・極度し、ガイドライン等を踏まえた弊高の除去を保育所へ水子育で関連が、動場を責任状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う」こととされた。 したが、て、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは適切ではなく、今後の評価の結論を踏まえて検討していくことが必要。
724	ターから保育所への給	小学校、中学校の給食センターから、保育所に給食を 搬入することができるよう、 国の規制を緩和すること	保育所においては、3歳未満児に対する給食の外部搬入は原則として認められていない、本県では、特に過疎地域において、保・小・中一貫教育に取り組んでおり、この取組みをさらに推するに当たり、保育所の給食を小学校、中学校の給食センターから搬入できるよう、国の規制を緩和する。	児童福祉施設の設 備及び運営に関する 基準第32条の2		德島県、京都 原 京 山 東 京 山 東 京 山 東 、 大 版 府 東 、 大 大 、 大 大 、 大 大 、 大 大 、 大 、 大 、 大 、		平成25年9月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係所省庁の調査において弊害の除去に引き続き課題が認められたことから、「関係所省庁の調査において弊害の除去に大きな人と、即の計算を制度、自然を指するため、即回の評価を見と確まえて作成したガイドライン等を高数が、関係の原本を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを潜まえ、保育所の状況なびチとも・プライ区関連の活力に必要を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行うこととされた。 したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは適切ではなく、今後の評価の結論を踏まえて検討していくことが必要。

	to the trace		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
518	保育所における給食の 外部搬入の拡大	保育所の給食は、3歳以上 児への給食の提供に限り 部搬入が認められているが、3歳未満児についても外 部搬入を認めること。	保育所については、新制度移行にあたり、現在外部搬入で給金を実施している 認可外保育所から認可保育所となる場合、3歳未満児の保育に係る給食の外 部搬入が認められていないために、期理室の整備が必要となり、資金的・保育 所のスペース的に国籍な事業者がいるため「新制度以降に検討」ではなく、保緊 の課題である持機児童対策に支障が生じるため、極力早期に対応することをご 検討いただきたい。	第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌す	提とした十分な検討が必要である。	○ 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。 ○ 課題を思するための版しる基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢を与えるべきである。 ○ 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。
724	ターから保育所への給	小学校、中学校の給食センターから、保育所に給食を 搬入することができるよう、 国の規制を緩和すること	保・小・中一貫教育の中で、自園調理と同様の対応が可能であり、給食の外部 搬入に伴う弊害の除去ができる場合に限り、平成28年度の評価を待つことな く、3歳未満児の給食の外部搬入を認めてもよいのではないか。	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会 第3次動告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌す べき基準へ移行するべきである。 それまでの間でついては、提案団体の提案の実現に向 けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】 提案団体内意見を十分に尊重されたい。 【全国町大会長を受ける。 「全国では、対する安全に配慮しつつ、効率化の観点から 「従うべき基準」を廃止、又は標準もしくは参酌すべき基準への移行を検討すべきである。	○ 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つとし、(市町村の委託を受けた)私立であっても立立であっても対応は可能を受けた)私立であって、 ○ 課題を別版するための版しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢を与える人きである。 ○ 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

	提案事項				制度の所管・			各府省からの第1次回答
管理番号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	関係府省庁	提案団体	区分	回答
518	認定こども園における 給食の外部搬入の拡 大	り外部搬入が認められてい	食の提供に限り一定の条件の下、外部搬入(保育所以外で調理し搬入する方法)が認められている。 幼稚園から設定こども園化の相談を受ける際、地域のニーズとして3歳未満児 の受入れを検討しているが、自園調理(調理室の設置)がハードルとなり、認定 こども圏化に影み切れないという現状がある。	総合的な提供の推 進に関する法律第3 条第2項及び第4項 の規定に基づき文 部科学部と厚生労	内關府、文部 科学省 等省 省	神奈川県	C 対応不可	平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式 の容認事業」についての構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会 の評価では、関係存省下向調査において野客の除去に引き続き課題が 認められたことから、関係府省庁は、調査報息を踏まえ、上記等客を除 去するため、関係原省下は、調査報息を踏まえ、上記等客を除 去するため、関係所省庁は、調査報息を踏まえ、上記等客を除 去するため、開任・調査委員会はされを踏まえた保育の所以及なレチとと・子育で関連 3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う」こととさ れた。 したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全 国的に認めることは適切ではなく、今後の評価の結論を踏まえて検討していくことが必要とされており、これは、3歳未満児を受け入れる認定こ ども園についても同様である。
708	型認定こども園に移行 する際に必要な設備基 準(自園調理)の緩和	幼保連携型認定こども園に 係る省令に規定される食事 の提供について、満っ蔵児 いの現代について、満っ蔵児 いのみ認め施められるいいではす ペイの年齢の園児に対して 外部搬入による食事の提供 を認めるよう、当該年齢制限 を撤廃すること。	現在、当市では保育所の食事の提供については、「構造改革特別区域法第3条に基づ、構造改革特別区域基本方針別表2の「820 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定を受け、給食センター方式による外部搬入により、0・1・2歳児の給食を提供している。公立保育所及切納程園が幼保連携型送ことも個に移行する原文程は満3歳未満別について、自園調理が義務付けられているため、当市では公立施設が幼保連携型認定ことも個へ移行することが顕維になっている。とが顕維になっている。とた「銀柱(なみでいる)とは「大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	幼保連携型認定にども ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	科学省、厚生	安城市	E 提案の実現に向けて対応を検討	公立の保育所と同様に、公立の幼保連携型認定こども園における3歳 未満児の食事の提供についても、特区の枠組みの中で、外部搬入方式 を認める方向で検討していく。

	In the street		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	. 提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
518	認定こども園における 総食の外部搬入の拡 大	認定こども圏の給食は、3歳以上児への給食の提供に限り外部搬入が認められているが、3歳未満別についても外部搬入を認めること。	3歳未満児の保育に係る給食の外部搬入が認められておらず、20人以上を受け入れる場合には、調理室の設置が必要となる。 特に幼稚園から認定ごども園へ移行するにあたって、調理室の設置は移行の妨げとなっている。 関として認定こども園化を促進するということであれば、「新制度以降に検討」ではなく、権力早期に対応することを検討いただきたい。 20年度の評価・副書志書食の評価を踏まえての検討に固執しては、喫緊の課題である待機児童対策に重大な支降が生したが速やかに対応すべき。 また、搬入力と搬入先の連携を課題として挙げているが、事前準備を入念に行うことにより、解決できると考える。	「死力へで基準」」これでは、ポカク権収率性重要資 第3次動告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌す べき基準へ移行するべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に向 けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 【全国町村会】 子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化の観点から「従うべき基準」を廃止、又は標準もしくは参酌すべき基 準への移行を検討すべきである。	○ 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張 するが、市町村が実施責任を持つは上、(市町村の委託を受けた)私立であって も公立であっても対応は可能であるはずである。 ○ 課題を免験するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選 択肢を与える人きである。 ○ 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないと いった支障事例もある。
708	型認定こども園に移行	効保連携型認定こども間に 係る省今に規定される食事 以上に関いて、満二歳日 以上の関のは対する場合に かが認められが部散入 を、公立施設についてはす くての年齢の圏門に対して 外部搬入による食事の提供 を認めるよう、当該年齢制限 を撤廃すること。	安城市では子ども・子育て支援事業計画内で、0・1・2歳児の量の確保策の一つとして、公立幼稚園を認定こども圏化すること考えている。ただし、現在安城市立の保育園で構造改本者特区によりの・1・2歳児に対する給食の外部搬入方式が認められている一方で、認定こども圏では認められないことにより、認定ことも圏への移行についての具体的検討が進められないでいる。そこで、認定ことも園にないて、外部搬入方式で3号認定者を受け入れることができ、保護者にとっても選択政が成がるため、特区の拡充により、3号認定者への給食提供を容認していただきたい。実施時期については、現在策定中の事業計画で、平成30年度に認定こども圏化を実現しる93号認定者の受け入れを行いたいと考えており、市民及び在圏児の保護者への周知期間が64年程度必要であるため、平成26年度末までに方針を定めていただけるとありがたい。	参酌すべき基準へ移行するべきである。	提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求め る。	○ 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市前村が実施責任を持っは上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。 ○ 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢を与える人きである。 ○ 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

	担党市环				制度の影響			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
159	児童発達支援センター における利用者への食 事提供方法の基準の 緩和	児童福祉施設の利用者への食事提供方法については、「児童福祉施設の利用者への食事提供技法院の設定に関する基準がにより、活力を利力を表す、別金倉業・提調理・対したものを設め、人し提供する方法等施設め、人し提供する方法等施設める。	【現行制度】 児童発達支援センターを利用している障がい児に食事を提供する場合は「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」により、当該センター内で調理をする方法により进快しなければならないことから、当該センターを設置する場合は、調理員の確保や調理用設備などの整備が必要である。 【支障者例】 本系のような人口が少ない果では、児童発達支援センターの規模が小さく、利用者も少なく、かつサービス提供に係る報酬額(収入額)も少ない中で、自前の施設で食事を提供することは、非常にコストがかかり、非効率的であり、当該センターの設置や施設の投営上大きな問題となっている、「提制緩和の必要的経営上大きな問題となっている、機動を制かる施設で中体的に調理した食事を提供、地域の学校給食センターが調理した給食を搬入、関連する施設でも大きにより、人口の少ない地域においても、児童発達支援センターの設置促進と安定的な運営が可能となる。 【規制緩和の効果】 外部機入の対策が可能となれば、児童発達支援センターの設置や運営に係るコストが削減できるとともに、食事の提供数が少数であっても、食材の質の確保とび種類量は食物が生が発しまり、接営の効率化が図られることから、新たる児童発達支援センターの設置により、接営の効率化が図られることから、新たな児童発達支援センターの設置を促し地域支援機制の強化が図られることから、新たな児童発達支援センターの設置により、接営の効率化が図られることから、新たな児童発達支援センターの設置を促し地域支援機制の強化が図られることから、新たな児童発達支援センターの設置を促し地域支援機制の強化が図られることから、新たて児童発達支援センターの設置を促し地域支援機制の強化が図られることができる。	児童福祉法第45条 児童福祉施設の関する 基準第11条	厚生労働省	鳥取県	C 対応不可	ご提案については、児童発達支援センターにおける運営の合理化を進める等の観点から、一定の要件を満たした場合、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入が可能となるよう、構造改革特別区域法に基づき児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方でおの容認事業」による特例を設け、鳥取県を含め、一部の自治体で外部搬入を実施しているところであるが、全国展開については、現在実施件数が少な十分な評価を行うことができないことから、平成20年度に予定している別金実施中の保育所の外部搬入についての評価とあわせて評価を行い、対応を検討してまいりたい。
951	児童発達支援センター における利用者への食 事提供方法の基準の 緩和	設外で調理されたものを搬 入し提供する方法等施設内	【現行制度】 児童発達支援センターを利用している障がい児に食事(給食)を提供する場合は、児童智福社施設の設備及び運営に関する基準」により、当該センター内で調理をする方法により提供しなければならないとされていることから、当該センターを設置する場合は、調理員の確保や調理用設備などの整備が必要となってくる。 (支険事例) しかし、本根のような人口が少ない場では、児童発達支援センターの規模が小さく、利用者も少なく、かつサービス提供に係る報酬額(収入額)が少ない中さり前の施設で食事を提供することは、非常にコストがかかり、非効率的であり、当節センターの設置や施設の経営上大きな問題となっている。「規制提和の効果」を事提他の方法として、施設内へ調理をする以外の方法、例えば、外部搬入方式が可能となれば、設置や運営に係るコストが削減できるとともに、食事の提供数が少数であっても、食材の質の確保及び種類豊富な献立を効率的に提供するこか可能となるに、表材の質の確保及び種類豊富な献立を効率的に提供することが可能となる。たまないこのでで表して、経費の実施等値が、児の処遇の向上に完てることがで発となる。また、コストの削減により、経営の効率化が図られることから、新たな児童発達支援が少数であっても、後村の資本経費を発達支援でよっの設置を促し地域支援体制の強化が図られることから、新たな児童発達支援とよっの設置を促し地域支援体制の強化が図られることから、新たな児童発達支援が関係の必要性、児童発達支援となっの設置促進と安定的な経営を行うため、施設内調理以外の方法、修定を行っている反問事業者が調理した食をと外部搬入する方法、関する施設では特に調理した食をとが出る方法、地域の実情に合わせた柔軟な対応ができるよう、基準を経知すべきである。	児童福祉施設の設 備及び運営に関する 基準第11条	厚生労働省	中国地方知事会	C 対応不可	ご提案については、児童発達支援センターにおける運営の合理化を進める等の観点から、一定の要件を満たした場合、児童発達支援センターにおける結合の外部搬入が可能となるよう、構造改革特別反域法に基づき「児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業」による特例を設け、一部の自治体で外部搬入実施しているころであるが、全国展開については、現在実施件数が少なく十分な評価を行うことができないことから、平成2年度に予定している別漁業後中の保育所の外部搬入についての評価とあわせて評価を行い、対応を検討してまいりたい。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	軍点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	生 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
15:	児童発達支援センター における利用者への食	児童福祉施設の利用者への食事提供方法について は、「児童福祉施設の段は、「児童保証を 及び連営に関する基準に 及び連営に関する基準に 務付けられているが、児童 養達支程セカスについて、施 設分で調理が表しているで、 し提供方法について、施 数分で調理されためる権 入し提供する方法等施設内 ての調理以外の方法も認め る。	評価実施後、その評価結果を踏まえて、全国展開について検討すべき。	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会 第3次動告を語まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌す べき基準へ移行するべきである。 それまでの間については、提集団体の提案の実現に向 けて、積極的な検討を求める。		○ 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張 するが、市회中が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であって も公立であっても対応は可能であるはすである。 ○ 課題を表験するための扱い。基準を示した上で、これを守れる施設には選 択肢を与えるべきである。 ○ 特区限定を別けが部換入を実施していた公立保育所が民営化できないと いった支障事例もある。
95	児童発達支援センター における利用者への食 事提供方法の基準の	児童福祉施設の利用者への食事提供方法については、「児童福祉施設の設備 及び適当に関係していまり、施設のでは、「児童福祉施設基準が義 務付けられているが、児童 発達支援センターにおける 食事・で譲渡されたものを設 人し提供する方法等施設内 人し提供する方法等施設内 あ。	評価実施後、その評価結果を踏まえて、全国展開について検討すべき。	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会 第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌す べき基準へ移行するべきである。 それまでの間でついては、提案団体の提案の実現に向 けて、積極的な検討を求める。		○ 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市割村が実施さ作を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であったも対応は可能であるはずである。 ○ 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢を与えるべきである。 ○ 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

	提案事項				制度の所管・			各府省からの第1次回答
管理番号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	関係府省庁	提案団体	区分	回答
274	数や居室面積に係る	保育所における居室等の面積、保育士の配置について、従うべき基準から標準あ あいは参酌基準に変更し、 が地域の実情に応じて基準を 設定できるようにすること。	【制度改正の必要性等】住民に身近な行政サービスである保育所の設置運営基準については、地域ごとの事情は千美万別であることから、全国一律の規制を行うのではなく、地方自治体の影量の余地を広げ、地域の実情に応じた基準を設定できるようにすることが必要である。 (特機児童が多く、地価が高く市街地が過密した都市部と、待機児童が少なく、地価も比較的安価で土地利用にゆとりのある地域とを一律に同じ基準で縛ることは不合理である。) そのため、児童精社法等45条第2項第2号等により従うべき基準とされている保育所における歴学のある。 そのため、児童精社法等45条第2項第2号等により従うべき基準とされている保育所における歴学の面積、保育士の配置について、標準あるいは参酌基準に変更し、地域の実情に応じて基準を設定できるようにすべきある。 (制度改正の基度学の面積、保育士の配置について、標準あるいは参酌基準に変更し、地域の実情に応じて基準を設定できるようにすべきある。ただし、保育所の居室面積基準について、地価が高く、特視児童が100人以上いる地域において原生労働大臣が指定する地域にあっては、政令で定める日までの間は、標準上でも特別性置が制度があって、中で認知を同じる場所が指定され、その後の追加等で現在は40都市(埼玉県口は3市)) 均玉県においては、平成24年12月議会で埼玉県児童福祉法施行条例を制定し、第1次一括法所削等4条の規定により厚生労働大臣が指定され、その後の追加等で現在は40都市(埼玉県口は3市)付いて、平成24年12月議会で埼玉県P豊福祉法施行条例を制定して第12年1月第4年2月3日までの間、清護以上海2歳未満の幼児に限り、1人当たり居室面積を2.5㎡まで緩和可能とした。	児童福祉法第45集 児童福祉法第45集 第24集 第24条 総施館 児童友び 個和23年12月29 見地域の設す 自主改をがある 日野地域である 日野地域である 日間の 日本の個別はは 日本の 日間の 日本の 日本の 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	厚生労働省	埼玉県	C 対応不可	子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるぐきであり、保育の質等に深刻な影響が生じ得るものについては「統分・各基準」として全国一律の基準としている。その理解の下、既に「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日開議決定)といる。との理解の下、既に「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日開議決定)が「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45条2項)を、条例(制定主体は都通時限、指定都市、中核市(た上し、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。)及び児童相談所設置市)に委任する。条例制定の基準にのしては、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の設に関する基準に係る規定は、「従うべき基準」とし、統定の利用者を以その家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「健うで基準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「健うで基準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「健うで基準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「健すと、存動にし、保育所にあっては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「標準」として、大定し、保育所にあっては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「標準」とする。
744		保育所の基準にかかる条例を都道府県が制定するに当たり、従わなければならないとされている所含やで定める事項について、参酌化すること。	【現在の制度】児童福祉法第45条にて、都道府県は、児童福祉施設の設備及び 適営について、条例で定めることを求められている。条例制定にあたっては、同 条第2週により厚生労働省令の定めるところに後うこととされている。 条第2週により厚生労働省令の定めるところに後うこととされている。 (制度改正の必要性1単成:3年度1金割と、経動自の基準を実かた認証保育所 では、基準面積の年度途中の弾力的適用を認め(2億未満児居室面積について 年度当初30㎡ 一年度途中25㎡)。産体、育体制けなどの年度途中の保育に 子家に対応している。また、保育従事職員の資格要件につい 、保育士以外の多様な人材の活用を可能にするため、保育士については常勤 6割としており、制度開設後12年を経過しているが、これまで適切に適営され、身 様な保育ニースに応えている。 こうした地域の実情に応じた基準により設置している認証保育所は、制度創設 以来、毎年度情況に表しまりを置しているのが、これまで適切に適営され、身 形容86所で、自然の保育所が「430か所、2016年で大き な実積を上げている。それでもなお、部内の存機児重製は8年人を超えており、 解消に向けた保育サービスの拡充が急務である。 そのため、児童福祉施設の整備及び運営に関する基準の方保育所に係る「従 うべき基準」について、「参称で、2巻準」に関する基準の方と保育で、係る「従 うべき基準」について、「参称で、2巻準」に関する基準の方と保育所に係る「従 これにより、認証保育所と同様に、認可保育所についても基準面積の弾力的選 用が可能となり、特視児童対策や要支援児童への適切な保存の提供に関する。 また、保育」以外の資格を持つ者の活用や資格要件の緩和により、現状でも不 足している保育人材の有効活用が図られる。	児童福祉法第45条 児童福祉施設の設 備及び運営に関す32 条の2、第33条、第 35条	厚生労働省	東京都	C 対応不可	子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については 国が最低限の基準を定めるべきであり、保育の質等に深刻な影響が生 じ得るものについては「従うべき基準」として全国一律の基準としている。 その理解の下、既に「地方分権改革推進計画(平成21年12月15日間議 決定)において、以下のとおり結論が出ており、その後の特段の事情変 更も認められない。 ※地方分権改革推進計画(平成21年12月15日間議決定)抄 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45条2項)を、条例(制 定主体は都道府県、指定都市、中核市(たたし、動産施設、母子生活支 援施設及び保育所に限る。)及び児童相談所設量前にを任する。 条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係 る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に 関する基準に係る規定は、「様子)と、その他の設備及び運営に 関する基準に係る規定は、「様子)と、その他の設備及び運営に 関する基準に係る規定は、「様子)と、その他の設備及び運営に 関する基準に係る規定は、「様子)と、その他の設備及び運営に 関する基準に係る規定は、「様子)と、その他の設備及び運営に 関する基準に係る規定は、「様子」と、その他の設備及び運営に 関する基準に係る規定は、「様子」と、その他の設備及び運営に 関する基準に係る規定は、「様子」と、「極度の計算を 新生に係る規定は、「様子」と、その他の設備及び運営に 関する基準に係る規定は、「様子」と、「様年」とする。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	- 生衆 提案募集機計専門部会から指摘された 主な再検討の視点
274	保育所に配置する職員 数や居室面積に係る 義務付け・枠付けの見 直し	積、保育士の配置について、従うべき基準から標準あるいは参酌基準に変更し、 地域の実情に応じて基準を	本提案は、保育所における居室等の面積、保育士の配置について、従うべき基準から標準あるいは参酌基準に変更し、地域の実情に応じて基準を設定できるようにすることを提案するものである。 本来、地方自治体がサービス、施策等のあり方についての説明責任を負うべきであり、何らかのニーズに対応する見直しの必要性の判断も、地方自治体の責任において行うようにとはければならないと考える。 この趣旨から、地方自治体に権限の移譲を求めるものである。	本接案は、保育所における開室等の面積、保育士の配管について、視つへ名基準から標準あるいは容的基準に変更し、地域の支援 に広びて基準を設定できるようにすることを提案するものである。 本来、地方自治体がサービス、施策等のあり方についての認即者 を負うへきつい。何のかのエーに対応する見違しの多種化の 利断も、地方自治体の更任において行うようにとなければならない。 の難りから、地方自治体、性限の経緯を求めるものである。 高、次配管では、平成と自治体、特徴の事情変更も起かられている。 のでは、平成と自治体、特徴の事情変更も起かられている。 現代の音では、平成と自治体、特徴の事情変更も起かられている。 現代の音では、平成と自治体を持つまでは関本が必要なる。 以外のでよっており、現実の見止が必要である。 設定のまち・ひとして、台間生本部が9月12日に決定した「基本方 がにおいては、基本目標として「投資の取締の基準に上はない大元の異なる大胆な破策を活から結集が出るまで断固として実施 (14) にいくたっているとこである。 が基本方針(中成26年9月12日まち・ひとしことが生本部決定) 基本目標 (第) 人口減少・超流条件にない次元の異なる大胆な破策とも大胆なのまな、中表例の現 の数値の基集線上にない次元の異なる大胆な破策と中表例の現 の数値の基集線上にはない次元の異なる大胆な破策と中表例の現 の数値の基集線上にない次元の異なる大胆な破策とも、中表例の現 の数値の基集線上にない次元の異なる大胆な破策と中表例の現 の数値の基集線上にない次元の異なる大胆な破策とも、中表例の現 のが他の基準を指していたので、単一表の発 のから、値かな結果がであまで断個としてが強く実行していく。 2 基本的規模 (1) 割に世代の変が、生物・子のの単の来型 の上のまでを表示されませたが変も、手が重要がある。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	【保育士配置・居室面積基準の参酌基準化] 〇 改の開始から、提案の実現に向け前向さな検討を求める。 - 第1次国をかって、地方が発生を構造を発力をなって決定することを指摘する が、地域の自主性支化両立性を高めるための成るの資金を含むための間点法律の影響に関する が、地域の自主性支化両立性を高めるための成るの資金を含むための間点法律の影響に関する が、地域の自主性支化両立性を高めるための成るの資金を含むための間底法律の影響に関する が、地域の自主性支化両立性を高めるための成るの資金を含むための間底法律の影響に関する を実現る程を注め、一体の動・環知する事金・(中島・・遊びに制度が高の対策の必能する状況を参 譲変したれるの規定に規定する基準及びたれるの規定に基づき国の行政機関の条が変める基 第7をものとする。」と規定されている。 - 東京教のよび起放を育所が高い特徴を持ている実践を設置を 選するものとする。」と規定されている。 - 東京教のよび起放を育所と懸めに増やしても特種児童が解消されていな い地域が存在する一方で、こりに地自の認識を背所が高い特徴を持ている実践もあることは、 ・ 東京教のよりに経験を表し合えるのではない。地域投資・事本を導入することも 特別別が経験によっては事の変としても、をのないない。地域投資・事本を導入することも 特別別が経験によっては事の変とは含めないを組みが変わるという事情の変更」であり、これも期間 等場合が設定していることではないから、 - 北京の資産資産業別のために保育制度全般の体制がよが多としている。 - 北京の資産資産業別のために保育制度全般の体制がよりました。 - 北京の原産業積の特別はこり によっていまい、雇用する保育との発達と、開墾があるため返司検索等の動物質においている。 の 接近性がは、期限付きの特別制度であるによる機関がよるといる場でありまま用が進 の実になっていまい、雇用する保育との発達と、開墾があるため返司検索等所での制度法用が進 の実になっていまい、雇用する保育との発達した。 - 北京経過によりにありまました。 - 北京経過である。 - 北京経過かるとのより、主に対した。 - 北京経過であるとの機能がある。・ 北京経過で表した。 - 北京経過で表したの機能がある。・ 北京経過で表した。 - 北京経過であるとの機能を表して、一般を表した。 - 北京経過であるとの機能をある。・ 北京経過で表した。 - 北京経過であるとの機能を表して、一般を開発した。 - 北京経過であるとの機能をある。・ 北京経費を表していると、・ 大田・ ・ 北京と北京経過である。 - 北京経過で表している場合を表して、・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
744	保育所に関する基準に 係る地方の裁量拡大	を都道府県が制定するに当	保育従事者の資格要件について、来年度からの子ども・子育で支援新制度では、新たに区市町村認可となる家庭的保育や小規模保育において、保育士の配置を、5割に可としている。 また、新において認証保育所基準(面積基準を年度途中2.5㎡まで弾力化可能、保育体育者を保育士后割以上)で認定している地方裁量型認定ことも個や認可外部分も含む幼稚園型認定ことも個を制度では給付の対象となる。このように、国は保育従事者の保育士資格受けについて、2部で保育所には10割配置を求める一方、小規模保育や地方裁量型・幼稚園型認定ことも園では、10割配置を求める一方、小規模保育や地方裁量型・幼稚園型認定ことも園では、10割配置を求めていないという事実が示すように、国の定める基準は整合性を欠いている。 面積基準の緩和について、特例による時限措置の場合では、時限措置終了後に待機児童数が増加することが懸念される。また、時限による定負増は、職員配置の面でも臨時雇用にせざるを得ないため、現在の時限的な総相措置も使いつらい制度となっている。そのため、特別能置の選長ではなく、地域の実情に応じて、地方自治体が安定的に保育サービスを提供できるよう、保育所の基準は、参酌基準とすべきと考える。	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会 第3次勧告を譲まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌す べき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	【保育士配置・居室面積基準の参酌基準化】 〇 次の理由から、提案の実理」向け前向さな検討を求める。 - 第1次国各の中で、地方分体を牽推差更負金の第3次報告で決定済であることを指摘するが、「地域の自主性及び自立性を高めるための電本の理差を固めための関係法律の整備に関するが、「地域の自主性及び自立性を高めるための電本の理差を固めための関係法律の影響に関する法律(平成3元半検第379)、「以一 括法)別門制金の免疫では、近郊は、近郊は、一 (中略)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	提案事項				制度の所管・			各府省からの第1次回答
管理番号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	関係府省庁	提案団体	区分	回答
790	保育室面積、食事の提 供方法、園舎及び園庭 の位置等に関する事項 等、「従うべき基準」とさ	室の面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等 に関する事項等について、 「従うべき基準」とされている ものについて、必要となる財	【支障事例】 児童の年齢などの状況に応じた職員配置基準や地域の実情を踏まえた面積基準の設定など、自治体が主体的に決定することができない。中でも特に、児童一人当とりの面積を全国一様の統一基準として維持するのは、土地の確保が難しい都市部では問題がある。 乳幼児の減少から、設備や護理員の確保が必要となる自園調理が施設運営の大きな負担となっている態度がある。 都市部において、土地不足や資料が高い等の理由から、園舎と同一敷地内に固庭を設けることが困難な地域がある。 【改正による効果】 「改正による効果」 「改正による効果」 「改正による効果」 「改正による効果」 「表記でして基準を定めることにより、待機児童の解消や施設の合理化を図ることができる。	就学前のこどもに関 する教育、保育等の 総合的な提供の推 進に関する法律第 13条第2項	科学省、厚生 労働省		C 対応不可	子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきであり、保育の質等に深刻な影響が生じ得るものについては「従う合基準」として全国一律の基準としている。その理解の下、既に「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日間譲族定)において、以下のとおり結論が出ており、その後の特段の事情変更も認められない。 ※地方分権改革推進計画(平成21年12月15日間譲決定)抄「児童福祉施設の設備度び運営に関する基準(45条2項)を、条例(制定主体は都道時限、指定都市・中核市(たたし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。)及び児童相談所設置づけこ委任する。 条例制定の基準に同る。)及び児童相談所設置づけに委任する。 条例制定の基準に口には、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置をの面積に関する基準に係る規定を当な業に係る規定、国生変の面積に関する基準に係る規定を当ていた。「標準とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「後か今基準」とし、施図の利用者の表に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「後か今基準」とし、施図の利用者の数に関する基準に係る規定は、「後か今基準」とは、第0利用書の表準に係る規定は、「後か今基準」とは、第0利用書の表準に保る規定。は、「後か今基準」とは、第0利用書の表準に関する基準に係る規定並びに振り、「標準とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参介・基準」は一等の利用を引き、ために関する基準に係る規定は、「後の十基準」として、原金の一部の目は、「標準」として、原金の面積に関する基準に係る規定は、「標準」といる。
520	児童福祉施設の設備 及び運営に関する基準 における「使うべき基 準」の緩和	省児童家庭局長)では、当 センターに配置する職員を 「相談・支援を担当する職員 員」(2名)と心理療法等を担 当する職員(1名)と示しており、児童福祉施設等に附置 している場合、入所者等の 直接処遇の業務は行わない	国が示す「社会的養護の課題と将来像」では、施設で生活する子どもが9割、里 観家庭で生活する子どもが1割である現状を、①ユニット化した本体施設、②グ ルーブホーム、③里繋・ファミリーボームで生活する子どもの割合を3分の1ずつ にするなどの目標を掲げており、これを実現するため都道府県計画の策定が義 務付いました。これであるが、特に③重線・ファミリーホームについては、3 割へ引き上げるには相当の行政によるパップップが必要な状況にある。 施設内別置の方法による同センター設置が現実的なところではあるものの、条 施設とも人員配置しの条件も少なく、専従要件を満たずことができない。一般的 には、職員配置については、子どもの処遇に直接影響する内容ではあるので安 度大型センター」の職員配置に関しては、業務に支障のなり経過時される「児童女 支援センター」の職員配置に関しては、業務に支障のない範囲での兼務であれ ば、子どもの処果への大きな影響は考えにくく、むしろセンターを設置することに よるメリットの方が大きいと考える。	児童福祉法第45条 第2項 児童福祉施設の設 備及び運営に関する 基準第8条等		神奈川県	C 対応不可	子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきであり、保育の質等に深刻な影響が生じ得るものについては「従うべき基準」として全国一律の基準としている。その理解の下既に「地方が検定な事業計画」「平成1年1月15日間議決定)において、以下のとおり結論が出ており、その後の特段の事情変更も認められない。また、「児童家庭支援センターの設置適等について(「平成10年5月16日間議決定」といる。日本の地域では、「中では、「中

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	軍点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
79	保育室面積、食事の提供方法、園舎及び園庭 の位置等に関する事項 等、「従うべき基準」とさ	室の面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等 に関する事項等について、 「従うべき基準」とされている ものについて、必要となる財	以下の点について、厚生労働省等関係府省の見解を求める。 ・・平成1年度以降、少子化が深刻化し、保育の必要性が高まっていることから、 間の基準を参酌し、地方がそれぞのの実情に応じて定めることができる仕組みとすべき。 ・また、基準は条例で定めることから、議会の議決を要することはもちろん、新制度を踏まえ、地域における子ども・子育で支援方策については、保護者、地域の事業者や学協会等の幅広い関係者が参加する地方版子とも・子育て会議や児童福祉審議会等において議論するシステムが構築されている	「従うべき基準」については、地方分積改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは 参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 【全国町村会】 子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化等の観点から「役うべき基準を廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準を廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準への移行を検討すべきである。	【保育士配置・居室面積基準の参酌基準化】 〇 次の理由から、接案の実現に向け前向きな検討を求める。 - 第1次回答の中で、地方が検査支着進業負金の第3次動作で決定済であることを指摘するが、1地域の自主性及び自立性を高めるための政革の推進を図れための東では、1数解は、一、140年の大阪・保護・保護・保護・保護・保護・保護・保護・保護・保護・保護・保護・保護・保護・
52	児童福祉施設の設備 及び運営に関する基準 における「従うべき基準」の緩和	省児童家庭局長)では、当センターに配置する職員を 相談・支援を担当する職員 員」(2名)と心理療法等を担 当する職員(1名)と示してお り、児童福祉施設等に附置 している場合、入所者等の	児童虐待通告が増加の一途をたどり、児童相談所の体制がそれに追いつかない状況の中で、児童家庭支援センターには、比較的軽微な内容で児童相談所でなくても対応可能なケースを分担してもらることで、地域の児童虐待へ対応する体制の充実強化と、施設を退所した児童のアフターアの充実を期待したいが、特に心理職員の実践の経済が厳しくセンターが開設できない状況にある。職員体制については、事業の資を左右する重要な要素と理解するところではあるが、心理機員の実質的な業務の内容としても、例えば、対象となる子ども自身が学習等のためにセンターに不在の時間もあり、また、施設併設型であれば、必要に応て、直ちに駆けつけることもできると考えことから、専従としなければ直ちに児童の処遇に多大な影響があると考えにくい。よって、特に施設併設型については心理職員の兼務を認めていただきたい。よって、特に施設併設型については心理職員の兼務を認めていただきたい。	児童家庭支援センターの職員の配置数に関する「従う べき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次 勧告を踏まえ標準とし、合理的な理由がある範囲内で、 地域の実情に応じた異なる内容を定めることを許容する	但家団はの音目太上公に首重されたい	○ 次の理由から、提案の実現に向け前向きな検討を求める。 ・第1次回答の中で、地方分権改革推進委員会の第3次動告で決定済である とを指摘するが、「地域の自主性を及り自立性を高めるための改革の推進を図 るための関係法律の整備に関する法律(「甲成24年法律第37号)第、22~括 法)附則第46条の規定では、「政府は、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	相安東西				制体の影体			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
270	認可外保育施設の届 出受理等の市町村へ の移譲	認可外保育施設の設置届 出の受理、立入検査、報告 徴収、改善勧告等は、市町 村に移譲すること	【制度改正の必要性等】児童福祉法第59条の2に基づく認可外保育施設の設置 届出の受理や第59条等に基づ立入入検査、改善勧告等については、法律上、 県の権限とかっているが、本限では特例条例により保育行政の主体である市町 村に移譲が進み、全市町村に移譲済みである。 地域の実情に関しい市町村が処理することで、保護者 施設の情報を詳しく提 供できるなど、迅速で的確な対応ができている。 特例条例で移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって特に支障は 生じているい。 こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見 直すべきである。	児童福祉法第59条 第1.345.67項、第59 条の2第1.2項、第59 条の2の5第1.2項	厚生労働省	埼玉県	C 対応不可	認可外保育施設の設置届出の受理等の事務を一律に市町村に権限 移譲することは、市町村の事務に大き(影響を与えるものであり、また、 来年度施行予定の子ども・予官で支援新制度の施行準備に影響を及ぼ す可能性もあり、適当ではない。 なお、地方自治法(年成26年法律第83号)第252条の17の2の規定に基 づく事務処理特例制度を活用して、当該事務を市町村の事務とすること は、現行制度において可能である。
136	放課後児童健全育成 事業の設備及び運営 に関する基準の「職員」 基準の緩和	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 の設備及び運営に関する基準 のして、南町のの大原域の 重健全育成事業の実情に応 した運用を可能さするよう にた運用を可能される必要が した運用を可能される。 ではついたである。 ではいたではいたである。 ではいたである。 ではいるではいる。 ではいるではいるではいる。 ではいるではいるではいるではいる。 ではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいる	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)の「職員」基準において、放課後児童支援員については、当該基準第10条第3項の規定に該当し、都道府県が実施する研修を修了した者と定義された。 (従うべき速として規定された「職員」基準が、長岡市において支障が生じることから、長岡市の実情に応じた運用が可能となるよう別紙のとおり緩和を望む。	放課後児童健全育 成事書(関係及び 原本書(関本名等第63 (厚生労働金令第63 号)第10条第3項	厚生労働省	長岡市	C 対応不可	省令で定める股備および運営に関する基準については、社会保障審 議会児童部会に「放棄後児童クラブの基準に関する専門委員会」を設置 し、都道府県、市軒村の担当者、放棄後児童クラブの関係者や専門家 による議論を行い、平成26年12月25日に報告書を公表した。この報告書 を踏まえ、平成26年4月30日に基準となる自今を策定したところである。 当該省令を踏まえ、現在各市町村においては、条例による基準の策定 を進めているところであり、現段階で「後うべき基準」として規定された 「職員」基準を変更することは、市町村の事務に混乱を生じさせるおそれ があり適当ではない。 さらに、本基準は、放課後児童クラブの質を確保する観点から、現場 の担当者や専門家の議論を踏まえて定められたものであって、基準を報 和すると質の担保ができなくなる危険があり、慎重に検討する必要があ る。

	40-th-07		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	. 提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
270	認可外保育施設の届 出受理等の市町村へ の移譲	認可外保育施設の設置届 出の受理、立入検査、報告 徴収、改善動告等は、市町 村に移譲すること	認可外保育施設に関する権限については、地域の実情に詳しい市町村が処理することで、事業者に対する指導監督や保護者への情報提供など、迅速で的確な対応が可能となる。 また、子と・子育て支援新制度では「地域型保育事業」を市町村が認可するものとされている。 28年度以際の移譲であれば、子ども・子育て支援新制度の施行準備に支障はないと考える。 したがって、認可外保育施設の設置届出の受理等の事務を市町村に移譲することは、実情に合った対応と考えるので、市町村に移譲すべきである。	収、改善勧告等については、市町村に移譲するべきで ある。	【全国市長会】 移譲については、手挙げ方式による移譲を求める。	○ 権限移譲にあたって、市町村の人員体制上の懸念を指摘するが、都道府県 においても多数の認可外保育施設を監視しきれない現実もあることや、地域型 保育事業などについて市町村が単独事業として推進している事例も増えてきて いる以上、市町村に権限移譲すべきではないか。
136	放験後児童健全育成事業の影像及び適営に基準の影像及び適営に基準の職員」	の設備及び連営に関する基準(厚生労働省令)で定める 「職員」基準(従うべき基準) ついて、市町村の放課後児 重健全育成事業の実情に応 した運用を可能とするよう	長岡市では、地域の子どもたちを地域の中で見守り育むことを基本理念に、放 課後児童クラブの運営をコミュニティ推進組織に委託し来能している。このような 中、限られたコミュニティの中での、人材確保は難してかってきており、当該省令第 10条第3項の規定に該当する者が各コミュニティで確保できない場合は、児童ク プブ目体が運営できなくなり、何よりも利用者に迷惑をかけることになる。 今回の「職員」基準で、職員の質の確保という観点から規定されていることは承 規をしているところである。施行日において、第10条第3項の規定に該当しない 規定の従事者が職を退かなければならなくなるため、引き続き従事できるよう経 退措置を設けてもらいたい。 また、あらゆる方法で募集等を行っても規定に該当する者が見つからなかった 場合において、児童クラブを休止することは避けなければならないため、その場 場合において、児童クラブを休止することは避けなければならないため、その場 場合において、児童クラでを休止することは避けなければならないため、その場 研修の目か、市が実施する研修また児童厚生真と級資格取得研修などを受けて もらいながら夏の確保を図り後率できるようにしてもらいたい。 現在、地域の人々が主体となって放課後児童クラブの運営を行うことで、地域の 中で成長していく子どもたちにとって、よりよい程金育成事業が展開されている。 の環境を整備していくために、第10条第1回の規定に該当しないもできません。 もたちの成長を見守り支える人材として、資格要件にとらわれない運営が可能と なるよう地域の実情を汲んだ運営が図られることを切望する。	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会 第3次勧告の適旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは 参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 制度移行期に一度に基準を引き上げることとしているため、施設運営上の 支障が生じることが明らかになっているケースがある。特に経験に関する要件は 2年間必要であるのに、省市が定められたのは平成20年4月、施行は平成27年4 月からである。経過措置のありた事機対す、全である。 ○ 併せて、ヒアリングの際に検討すると述べられていたとおり、各今第10条3 項第分号にいう放酵後炉運送舎育成事業に類似する事業」に係る通知を見直 し、従事者の多様な経験を広く認められるようにすべきである。

	提案事項				制度の配件			各府省からの第1次回答
管理番号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
799	事業の設備及び運営 に関する基準のうち 「従うべき基準」の見直 し	放課後児童健全育成事業に 従事する者の資格及びその 員数について「従うべき基 等しているものを、必え で、「参酌すべき基準」に見 直すこと。	【現行】	改正後児童福祉法 第34条の8の2第2 項	厚生労働省	兵庫県 【共同提案】 和取出県、島県 取県、徳島県	C 対応不可	省令で定める設備および運営に関する基準については、社会保障審議会児童部会に「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」と設置し、都道府県、市町村の担当者、放課後児童クラブの関係者や専門家による議議を行い、平成25年12月25日に報告書を公表した。この報告書を踏まえ、平成26年4月30日に基準となる省令を策定したところである。当該省令を踏まえ、現在各市町村においては、条例による基準の実定を進めているところであり、現段階で「従うべき基準」として規定された「職員」基準を変更することは、市町村の事務に混乱を生じさせるおそれがあり適当ではない。 放課後児童クラブの賈を確保する観点から、現場の担当者や専門家の議議を踏まえて定められたものであって、基準を報和すると質の担保ができなくなる危険があり、慎重に検討する必要がある。
781	臨床研修病院の指定、 研修医分定員調整 機関の都道府県への 移譲	この辺血体研修にし速率等 プログム、 プログム、 加えて、国が一方的に定めてい る施定研修病院の相定、研修医 受入定負額整について、都道府県 が地域有情か数単介かる要性も 勘案にて設定できるよう制度を見 直すこと。 (1) へき地とそれ以外の地域に所 在する協議に研修病院をグループル して領護型研修実施を力の 研修希望まが研修定を記述し 十種。影画や発調等理念体制	[現行] 臨床研修病院の研修医受入定員に関し、国が示す定員枠は、各都道府県の人 口、医師養成数、面積、離島の有無など、地理的条件等を考慮して資出されて おり、医師が大都市へ集中しないように一定程度の配慮がなされている。 【支障事例】 本果は、10万人あたりの医師数の平均が全国平均並であるものの、圏域によっ では、全国平均及び県平均を下回る圏域が存在することから、特にへき地の医 簡増を図る辺掛が必要である。 国の医学部入学定員の緊急・臨時的増員も含めた地域や出身の臨床研修医 も、各無約で置内数として知理されていることから、へき地等における医師不 足病院においては現状以上の臨床研修医の確保が困難な状況にある。 (管辖によるが、日本の監察研修医の確保が困難な状況にある。 (管辖によるが、日本の監察研修医の確保が困難な状況にある。 (管辖によるが、日本の監察、日本の監察、日本のであることから、研修医のへき地等における医師不足が一定程度緩和されることになる。	医師法第16条の2第 1項に規定する臨床 研修に関する省令		兵庫県 【共同提案】 京都府、徳島 県	により対応可	臨床研修制度における研修医の募集定員の設定については、平成25年12月に取りまとめられた報告書(医道審議会医師分科会医師臨床研修部金)医師臨床研修部金)医師臨床研修部金)医師臨床研修研修医の募集は平成26年度から衛門することしている。 具体的には、今後、地域枠学生も含めた医学部の入学定員増により臨床研修の研修希望者が増加するため、全国の研修希望者を推計するなど、医学部卒業生の増加を繰り込んだ制度設計を行うとともに、地域医療の安定的確保の観点から、地域枠の状況等も踏まえつつ、都直所県が、都道府県上限の範囲内で各病院の定員を調整できる枠を導入することとしている。 提案内容は、平成26年度の研修医募集から適用される上記見直しによって、都道府県の調整枠により対応可能である。

	in the state of		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
798	事業の設備及び運営 に関する基準のうち	従事する者の資格及びその 員数について、「従うべき基 準」とされているものを、必 要となる財源を措置したうえ	以下の点について、厚生労働省等関係府省の見解を求める。 ・放課後児童クラブ等について、現状では受入能力が不足しており、国ではその 情増を打ち出ている。その美观のためには、地域の美情に応じたクラブの設置 が可能となるよう、「従うべき基準」の参酌基準化が必要である。 ・「従うべき基準」ではかは役割が担保できないとの理由は適当ではなく、放課後 児童健全育成事業的基準とされた事項についても市町村において適切に基準 の策定が進められている。 ・現在、名市前村で条例による基準の策定が進められているが、「従うべき基 準」が「参酌すべき基準」となったとしても、条例の改正を適切に行うだけであり、 「従うべき基準」を「参酌すべき基準」に変更しない理由にはならない。	第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 制度移行期に一度に基準を引き上げることとしているため、施設運営上の 支障が生じることが明らかになっているケースがある。特に経験に関する要件は 全年間必要であるのに、省令が定められたのは平成の年4月、施行は平成27年4 月からである。経過措置のあり方を再検討すべきである。 ○ 併せて、ドアリングの際に検討すると進んられていたとおり、省令第10条3 項第9号にいう「放課後児童健全育成事業に類似する事業」に係る通知を見直 し、従事者の多様な経験を広く認められるようにすべきである。
781	臨床研修病院の指定、 研修医受入定員調整 権限の都道府県への 移譲	・人口10万人に対する医師数が 全国及び保平均を下回るへき他 の医師婚生の原本を一切のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、		手挙げ方式や社会実験による検討を求める。 なお、所管(府)省からの回答が現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		○ 第4次一括法において国から地方に移譲された養成施設の指定(柔道整復 師、理学療法士、保健師、助庭師、看護師、あんまマッサージ指圧師、ほり師、 語の動に集合もの)については、養成施設の指定基準の決定に際して医道審 議会の意見聴取が義務付けられているところ。 意見聴取を行うこととすれば、指定権限を移譲すると研修の質が確保できないと が表現しま行うこととすれば、指定権限を移譲すると研修の質が確保できないと が制度医道審議会への意見聴取を行う必要性があるのであれば、その理由を具 体的に示すべきである。 ○ 兵庫県が要望するところは、地域枠出身の臨床研修医数を基礎数に入れる ことで確実に「都道府県が定員を調整できる仲」に変せできる側を設すして にいということである。この向について、平成27年度から適用される新制度では 対応できているとは言えない(将来、「都道府県が定員を調整できる枠」が削減さ れうることも懸念される)ため、対応を検討すべきである。

	提案事項				制度の所管・			各府省からの第1次回答
管理番号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	関係府省庁	提案団体	区分	回答
21	水道事業(絵水人口5 万人超)の認可・指導 監督権限の移譲	業への認可及び指導監督事務は、厚生労働大臣の権限 とされているが、これを全て 都道府県知事に移譲すべ き。		水道法施行令第14 条第1項	厚生労働省	愛知県	C 対応不可	他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている 水道事業、取水量が多く他の利水者に大きな影響を与える水道事業等 について、風が河川守政や水資源行政と連携しつつ、広域的調整により 水資源の合理的配分を実現するため、企正・中立な立場から水利調整 と水道事業を一体的に連用する必要がある。 現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性に ついて、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年12月)時点からの事 情変更は認められない。
150	立方メートルを超える 水道用水供給事業)に	る水垣用水供給事業)に関する認可等の権限を、都道 府県に移譲する。	【改正の必要性】 都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官庁を分離することは非効率である。 なお、水利脚を吸受否が、終験するか否かの判断基準のひとつとされているが、計画給水人口5万人以下の水道事業においても水利調整を要するものは存在している。 また、厚生労働省の新水道ビジュン(付25.3策定)では、都道府県は圏域の水道事業者間の調整役としての役割を果たすことが求められている。 [移譲による効果】 国の認可審査期間は都道府県(本県では水道事業の認可等の標準処理期間は21日)に比して見事であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいことから、衛生対応迅速作による水道外の安全性確保や将果にわたる安定性かたからかの方策等について地域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。	水道法施行令第14 条第1項、第2項	厚生労働省	鳥取県・大阪 府	C 対応不可	他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている水道事業、取水量が多く他の利水者に大きな影響を与える水道事業等について、固が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調整により水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から水利調整と水道事業を一体的に適用する必要がある。現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性について、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年13月)時点からの事情変更は認められない。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	基本系列表の記録 提案募集検討門部会から指摘された 主な再検討の視点
21	ホ追争業(結ぶ入口5 万人超)の認可・指導 監督権限の移譲	給水人口5万人超の水道事業への認可及び指導監督事業への認可及び指導監督事務は、厚生労働大臣の権限 とされているが、これを全て都道府県知事に移譲すべき。	厚生労働省に河川行政や水資源行政と連携して一定の水利調整を行う役割があることは理解しているが、その役割は水道事業の認可権限と直接対応するものではない。県内市町村等の水道事業を指導監督する上で支限となっている事項があるため、県に移譲する。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	非効率である。 また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期であ り、指導監督の密度は都道府県に比して小さいことか	になる、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業 看に対して、十分な指導力を発揮でき、また、他県と法 的な指導内容に差異が発生しないよう体制を整えること が必要。さらには、県境を超えた水道事業の広域化など も踏まえ、どのような形で事業者へ関与すべきか、国と	○ 平成8年の地方分権権運要員会第1次動きの時点から約20年が経過している。現在の状況を当地と比べると、人口の遊少や部次度鍵の選まり第1により水需要が減少し、将来的にも減少傾向が軽く思えまれている等、一定の事情変更が認められるのではないか。 ※参考 1日平均が至く原本の変更度を発動自書より)1995年(平成7年)44(23)リットル 0 河川に高づく外利権協議に「極高整度に生労働自書より)1995年(平成7年)44(23)リットル 0 河川に高づく外利権協議に「極高整については、水道事業の認可権限を都道府県に移籍した場合であった。東生労働省が全部道府県上電量協力し、情報を共有することにより、競差が、大き場合であった。東生労働省が全部道府県上電量協力し、情報を共有することにより、競差が、大きした、水道事業の認可と可用は上の木利整地は、直接がなっるものではないと考えられ 5。 ハ 木利課整を要する水道事業について国認可と都道府県と関すのではないと考えられ 1、不利認なの理とではないと考えられ 1、不利認なの理ととは関係ないように思われるが、5万人という範囲に関係があるのではないと考えられ 1、河川はの規定とは関係ないように思われるが、5万人というを側に視察があるのでおれば具 1、河川はの規定とは関係ないように思われるが、5万人という場合にが特別が入口の方人と対している。 の間、市町村台伊等により水道事業が実現を化し、都道府県立つら国認可に変わる事業が出てさている。日本、自体体の行政権がよりましまする等、状況が大きく変わってきている中で、今なおち 万人という選件を維持する理由は何か。 2、税利・経済を持ていている。現まれた。北京、状況が大きく変わってきている中で、今なおち アムしたり、現られたり、最らないるが、日本の一様が下十分な都道府県については、権限が最後の対象がな大人という、他の表別を保持した。第2年の一様が下十分な都道府県については、権限が長の対象がな大人口比で少数であるために、最られたのではないか。またかにより、地の都府県にも同様に移移が可能なのではないか。できないとすれば、具体的な事例を示されたれ、
150	立万メートルを超える 水道用水供給事業)に 開まる関東等の機関	5万人超の特定水源水道事 業並びに1日最大給水量が	水利調整が国の果たすべき役割であるということについては、現に水利調整を必要とする5万人以下の水道事業において、水道事業認可を都道府県で実施していることから、水利調整と水道事業認可は密接の服务があるものの一体不可分とまではいくず、国と都道所が連携することによって適切に水道事業の認可・指導が可能と考える。 また、今後水道事業の広域化を推進していく中で、5万人以上の水道事業者は広域化の核となるぐ音存在である。しかし、これら核となる水道事業者についての許認可・指字を都道府東が行うことができなければ、事業計画の把握・助言が困難となり、広域化を検討する際に大きな障害となる。	師連門所以で元昭3の小連事業の認可・指導監督に しては、事業の規模等により監督官庁を分離することは 非効率である。 また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期であ り、指導監督の密度は都道府県に比して小さいことか に、関連対策の迅速化による水道水の安全性確保や将 サールと、2年の単級の上の工管等について特徴のま サールと、2年の単級のよりの工管等について特徴のま	なお、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業 者に対して、十分な指導力を発揮でき、また、他県と法 的な指導内容に差異が発生しないよう体制を整えること が必要。さらには、県境を超えた水道事業の広域化など も踏まえ、どのような形で事業者へ関ラすべきか、国と	平成8年の地方分権推進委員会第1次動告の時点から約20年が経過している。現在の状況を 当時と比べると、人口の減少や部水整線の高史い等により水需要が減少し、得来的にも減少傾向 が核と受政されている等、一定の布得変更化認めたものではないか。 ※参考 1日平均能水量(平成20年度返算生労働に書より) 回20年(平成20年度返算生労働に書より) の3月12年(平成20年度返算生労働に書より) の3月12年(平成20年度返算生労働に書より) の3月12年(平成20年度返算生労働に書より) の4月12日といるのではないか。 の4年の都設庫県内で発制している河川については、都道府県人ので調整できるのではないか。 の4年の都設庫県内で発制している河川については、都道府県人ので調整できるのではないか。 の4年の都設庫県内で発制している河川については、都道府県とので調整できるのではないか。 の5年の地が表するが連事業について国認可と都道府県設可を分ける総水人口5万人の要件 体的に示されたい。 の大部時を含ずまたいない。 の1年の第2年度の大部を対している河川については、都道府県設可を分ける総水人口5万人の要件 体的に示されたい。 の1年の部が表示とされた昭和53年のと都道府県設可を分ける総水人口5万人の要件 体的に示されたい。 の1年のを対象があるがよるが大部を対している場所と30年間で限かるからのであれば具 体的に示されたい。 の1年のを対象があるが大きないと考えられた。 の1年のでは、1年の

	提案事項				制体の配体			各府省からの第1次回答
管理番号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
237	水道事業に係る厚生 労働大臣の認可・指導 監督権限の都道府県 知事への移譲	水道法に基づき厚生労働大 臣が行っている水道事業等 (計画給水人口5万人超の 特定水源水道事業の江海東後の日 長大給水量が2万5千立方 大半トルを超える水道用水松 給事業)に関する認可等の 権限を都道府県に移譲す る。	【制度改正の必要性】 事業認可の事前協議及び審査に要する時間は(国よりも)県の方が短いため、 市町からは県への移験棄望あり(担当者レベルで間取り) 国が担ち3に少表した「新水道ビジュン川は、都道府県の役割について「認可権 関等の枠組みにとらわれることな、反域的な事業問調整機能や流域単位の連 携推進機能を発揮することが求められる。」と記述されている。これを棄現するためには、平素からの認可や指導監督を通じた水道事業者との連携関係の構築 や水道事業者の状況把握が必要であるところ、現行制度ではこれを図ることが できない。 【懸念の解消】 総水人口が5万人を超える水道事業であっても、認可事務の基準は同様であり、 技術的な問題はない。	水道法第6条ほか 水道法施行令第14 条第1項	厚生労働省	広島県	C 対応不可	他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている 水道事業、取水量が多く他の利水者に大きな影響を与える水道事業等 について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調整により 水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から水利調整 と水道事業を一体的に運用する必要がある。 現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性に ついて、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年14月)時点からの事 情変更は認められない。
299		厚生労働大臣が行う計画絵 水人口5万人程の水道事業 及び一日最大総水量2万5千 立ち半乗の記車用水 快査等について、その権限 の全部又は一部を都道府県 知事に移譲する。	【現状と課題】 水道事業及び水適用水供給事業の認可と立入検査等の事務は、厚生労働大臣 が行うこととされているが、そのうち、同法第46条により、総水人口が5万人以下 の水道事業及び一日最大終北豊かな5000㎡以下である水道用水供給事業は、 都道府県知事が行うものとされている。 都道府県知事が行うものとされている。 最大の増大など厳しい経営環境の変化に直面している。また、小規模な事業体が 多く、技術的基盤が総領であり、変を的に水を供給し続けるための中長期的な 経営を考慮した遺産基盤が十分に構築されていない現状にある。 【課題解決に保る施策の方向性】 これらの課題解決には、近海がは事業者等との連携により運営基盤の強化を図 ることが有効であるが、その具体化には、地方の中様となる水道事業者等の存 在が不可欠である。 厚生労働省が平成さり年発表した「新水道ビジョン」において、都道府県や中核 となる水道事業者等には、地域全体の最適化の観点から、連携体制への積極 的な関与が期待されているところである。 【態策に係る支障】 しかしながら、都道常型等は、地域全体の最適化の観点から、連携体制への積極 的な関与が期待されているところである。 【態策に係る支障】 しかしながら、都道常型は、地域の中核とな計画給水人口5万人超の水道事業 表及び一日長な意味。 北域の中核とな計画給水人口5万人起の水道事 表及び一日長な意味。 北域の中核とな計画給水人口5万人起の水道事 表及び一日長な意味。 北域の中核とな計画総水人口5万人超の水道事 表及び一日大り、 北域の中核とな計画総水人口5万人超の水道事 表とでしていないため、当該地域の関係水道事業体間の調整等に支障を未している 状況にある。 「提案事項】 持続可能な地域水道の整備に都道府県が積極的に関与するためにも、都道府 県知事に移譲している事業認可や立入検査等の権限の範囲を拡大すべきである。	水道法第46条第1 項、水道法施行令第 1項及び第2 項	厚生労働省	福島県	C 対応不可	他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている 水道事業、取水量が多く他の利水者に大きな影響を与える水道事業等 について、園が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調整により 水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から水利調整 と水源の余年・体内に運用する必要がある。 現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性に ついて、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年15月)時点からの事 情変更は認められない。

	to the state of		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	. 提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
237	水道事業に係る厚生 学働大臣の認可・指導 監督権限の都道府県 知事への移譲	臣が行っている水道事業等 (計画給水人口5万人超の 特定水源水道事業及び1日 最大給水量が2万5千立方	都道府県の技術的ノウハウについては、国が示した審査基準に基づき適切に 数類可事務を実体するととは、事業者への立る検査も実施的に実施してい	非効率である。 また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期であ	【全国市長会】 提案団体の意見を十分尊重すること。 なお、移譲する場合は、都追解展が、県下の水道事業 者に対して、十分な指導力を発揮でき、また、他県と法 的な指導内容に差異が発生しないよう体制を整えること が必要。さらには、県接を超えた水道事業の成化など も踏まえ、どのような形で事業者へ関与すべきか、国と 各都道府県において十分な議論、調整等を行うこと。	平成8年の地方分権推進委員会第1次勧告の時点から約20年が経過している。現在の状況を 当時と比べると、人口の減少や部水整線の高見り等により水需要が減少し、得来的にも減少傾向 が核と足込まれている等、一定の有情変更が認めい点のではないか。 ※参考、1日平均略水量(平成26年度版厚生労働白書より) 1995年(平成74年)40.611リケル 2012年(平成24年)40.611リケル 2012年(平成24年)40.611リケル 2012年(平成24年)40.611リケル 2012年(平成24年)40.611リケル 2012年(平成24年)40.611リケル 2012年(平成24年)40.611リケル 2012年(平成24年)40.611ウトル 2012年(平成24年)40.611ウトル 2012年(平成24年)40.611ウトル 2012年(平成24年)40.611ウトル 2012年(中国24年)40.6110年)4
299	(用水供給)事業の認	立方メートル超の水道用水供給事業の認可事務、立入検査等について、その権限の全部又は一部を都道府県知事に移譲する。	<回答> 平成9年12月の地方分権推進委員会第一次勧告の内容を踏まえ、平成9年に 水道法施行令が改正され、広域的な水利調整と一体となった水道事業認可が 必要としている現代制度となった当時の経緯は理解しているが、認可す立入検査 等の権限が異なることにより、地域の水道事業体間の調整等に支障を来してい る現状の状況を勘案し、提案に沿った見直しをしていただきたい。 累次の水道ビジョンや平成27年度水道関係概算率水においても、水道事業広 域化の推進が前面に打ち出されているように、地域の実情に応じた広域化の実 施に向けて、これまで以上に都道府県がリーダーシップを発揮する必要があると 考えられる。	り、指導監督の密度は都道府県に比して小さいことから、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地域の事	なお、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業 名に対して、十分な指導力を模仿でき、また、他果と法 的な指導内容に差層が発生しないよう体制を整えること が必要。さらには、関略を超えた水道事業の広域化など も踏まえ、どのようた形で事業者へ関与すべきか、国と 各都道府県において十分な議論、調整等を行うこと。	平成8年の地方分権推進委員会第1次勧告の時点から約20年が経過している。現在の状況を 当時と比べると、人口の流かや部水重機の高まり等により水需要が減少し、将来約にも減少傾向 が核と受益されている等、平位の市情変更が認めためではないか。 ※参考 1日平均線が重(平成26年度返算生労働自書より) の12年(第26年4、40名119)))。 の12年(第26年4、40名119)))。 の12年(第26年4、40名119))。 の12年(第26年4、40名119))。 の12年(第26年4、40名119))。 の12年(第26年4、40名119))。 の12年(第26年4、40名119))。 の12時会であった。理生労働者が各部通済県と高重協力と、情報を共有することにより、課整が 可能になるのではないか。 の12時を表するため、12年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3

	提案事項				制度の記算			各府省からの第1次回答
管理番号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
698	水道事業経営の認可 等の権限移譲	ついて、都道府県知事への 総譲を進める。 【具体的な立下内容】 水道法能行令第14条第1項 水道法能行令第14条第項 に対している。 とするが返用が供給を要業 とするが表しているが、 を制除し、水道者がのよれの供 を制除し、水道者がのまで、 の表している。 が表している。 が表している。 が表している。 は、 の表している。 は、 の表している。 は、 の表している。 は、 の表している。 は、 の表している。 は、 の表している。 の表している。 は、 の表している。 の表している。 の表している。 の表している。 の表している。 の表している。 のまた。	地方分権に関する過去の厚生労働省見解では、5万人超の規模の水道事業図 可における水利関整等の必要性から、期间の流水を水源とする水道事業については国において直接管轄することが適切とされ、水道用水供給事業者について も、同時の即以税いとなっている。しかし、近年、水需要が年々減少し、自己水を 廃止して企業団から全量を受水する事業体が増加している中、今後、新たな水 源開発を伴う事業認可は見込まれない。隣接水道事業や、水道用水供給事業と 水道事業等の間での水平場合・垂直航台の検討が進められている現状におい ては、隣接している水道事業者について水利調整の有無、5万人型の認可権限 のラインで分時ずることは、事業間調整を複雑にし、広城化を加速できないひと	水道法施行令第14 条第1項	厚生労働省	大阪府 和歌山県 鳥取県	C 対応不可	他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている 水道事業、取水量が多く他の利水者に大きな影響を与える水道事業等 について、固が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調整により 水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から水利調整 と水道事業を一体的に適用する必要がある。 現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性に ついて、地方が推推進夏員会第1次勧告(平成8年16月)時点からの事 情変更は認められない。
943	水道事業に係る厚生 労働大臣の認可・指導 野歌大臣の認可・指導 関連 知事への移譲	水道法に基づき厚生労働大 臣が行っている水道事業等 (計画給水人口5万人砂の 特定水源水道事業の近方。 東大給水量が2万5年立方 メートルを超える水道用水供 熱事業)に開っる認可等の 権限を都道府県に移譲す る。	【制度改正の必要性】 事業認可の事前協議及び審査に要する時間は(国よりも)県の方が短いため、 市町からは果への移譲棄望あり(担当者レベルで開取り) 国が1253に公表した「新水道ビジョン」には、都道府県の役割について「認可権 服等の枠組力にとらわれることなく、広境的な事業間調整機能や流域単位の連 携推進機能を発揮することが求められる。」と記述されている。これを実現するた めには、平素からの認可や指導監督を通じ、水道事業者の遺構関係の報意 や水道事業者の状況把握が必要であるところ、現行制度ではこれを図ることが できない。 【懸念の解消】 総水人口が5万人を超える水道事業であっても、認可事務の基準は同様であり、 技術的な問題はない。	水道法第6条ほか	厚生労働省	中国地方知事会	C 対応不可	他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている水道事業、取水量が多く他の利水者に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調整により水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から水利調整と水道事業を一体的に運用する必要がある。 現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性について、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年17月)時点からの事情変更は認められない。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
698	水道事業経営の認可 等の権限移譲	厚生労働大臣が有する水道 事業経営の認可等の権限に ついて、進める に関係的な正常は発生を がある。 は、本道なが道用が供給を事業と をとするかる源とするが、は が、は が、は は、する道から、 は を が、 は は いで、 は い が は い が は い が ら い が は い が ら い ら い ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら	厚生労働省の見解では、国が水資源の合理的配分を行うため、水道事業の認可権限の移譲は不可とされているが、全国的に人口が減少している現状を勘案するととは、新水道ビジョンで売される都道府県の広域化の調整機能の強化を図るべ、認可権限の移譲が必要と考える。 本府提案のように、水道用水供給事業者から全量供給を受ける水道事業者等に係る事業(変更)認可については、直接的な水利調整を必要といいため、権服移譲に対ける支険は無いと考える。また、順急水道事業の統合や、先般の水道法の改正による権限移譲(市域専用水道等に関する権限が都道府県から全市に移っているが現れ考慮した上で、国と都道府県の役割分担について、見直しを行われたい。 (以下別紙参照)	都追的県域で完結する水逸事業の認可・指導監督につ いては、事業の規模等により監督官庁を分離することは 非効率である。 また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期であ り、指導監督の密度は都道府県に比して小さいことか	なお、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業 者に対して、十分な指導力を長様でき、また、他果と法 的な指導内容に差異が発生しないよう体制を整えること が必要、きらには、現接を超えた水道事業の広域化など も踏まえ、どのようた形で事業者へ関与すべきか、国と 各都道府県において十分な議論、調整等を行うこと。	平成8年の地方分権推進委員会第1次動告の時点から約20年が経過している。現在の状況を当時と比べると、人口の減少や部水整菌の高まり等により水需要が減少し、特米約にも減少傾向 が続くを設立ましいも等。 天空の有限変更化高まり等により水需要が減少し、特米約にも減少傾向 が続くを設立ましいも等。 天空の有限変更化多なりが高いません。 大きないるではないか。 1912年(現在20年度 1872年)の東20年(東20年度 1872年)の東20年(東20年年) 40月11リトリーと、中国2012年(東20年) 40月11リトリーと、中国2012年(東20年) 40月11リトリーン 河川法上部分人利用を対している河川については、水道事業の認可権服をあ道房県上衛道の下地によるのではないか。 0 年の職 超海県内で発札している河川については、都道府県レバ で調整できるのではないか。 6 中本・水道事業の設可と河川法上の外利課壁は、直接対応するものではないか。 0 米の間を対象に対している河川については、都道府県と初での間をできるのではないか。 0 米の間の地域を受する水道事業について国認可と都道府県提可を分ける輸水人口5万人の要件を約1、河上なれた。 10月1日、10
943	水道事業に係る厚生 労働大臣の認可・指導 監督権限の都道府県 知事への移譲	臣が行っている水道事業等 (計画給水人口5万人超の 特定水源水道事業及び1日 最大給水量が2万5千立方	水資源の合理的配分のために水利調整が必要であり、水利調整に当たっては 水道事業の計画に係る情報が必要であることに異存はないが、必要に応じて都 道府県から国に情報提供を行うことにより、水利調整と水道事業の計設可等を 分離することによる支障は生しないと考える。 平成25年3月に新水道ビジョンが定められ、「地域ともに、信頼を未来につな ぐ日本の水道」を実現するために、都道府県には広域的な事業間調整機能認可 協議や指導監督等を通じて財政力、技術力・発信力に優れた大規模事業者 国盟可を含かたることとなった。この役割を発揮するために、都道府県のは 協議や指導監督等を通じて財政力、技術力・発信力に優れた大規模事業者 国 医可き含かた金事業者との最及技験を積み事ね、管内の水道事業の発展的 広域化を主導していく仕組みを構築することが必要であるが、地方分権推進委 会会第1次動作(平成6年12月と踏まえて定めっれた現在の国・都道府県の 技術的ノウハウについては、国が示した審査基準に基づき適切に 都道府県の技術的ノウハウについては、国が示した審査基準に基づき適切に 都道府県の技術的ノウハウについては、国が示した審査基準に基づき適切に 都道府県の技術的ノウハウについては、国が示した審査基準に基づき適切に お26年においては立力人検査・一トにより関係法令の遵守状況を確認するな ときめ組やかな対応を行っている。 な36年においては立方内限辺可事業をでは低調となるが、たれは事業者の規模や技術力 に起因する部分が大きく、認可権者の違いによるとは考えられない。むしろ、全 業業者を一元的に所管することで、都道府県を介して先進事業者のノウハウを 共有できるなどのメリットが見込まれる。	非効率である。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分尊重すること。 花志、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業 者に対して、十分な指導力を任理でき、また、他県と法 的な指導内容に差異が発生しないよう体制を整えるによ が必要、さらには、県技を超えた水道事業の様々なな も踏まえ、どのような形で事業者へ関与すべきか、国と 各都道府県において十分な議論、調整等を行うこと。	兩点を中の地方分指推進委員会第1次結合の時点から約20年が経過している。現在の状況を 当時と比べると、人口の減少や膨水を他の高まり等により水電気が減少し、得来的にも減少傾向 が核と足及支払ている等。一世の事情変更の起められるのではないか。 終金者 1日平均余数(個 中庭26年度原理を労働自書より) 1995年(甲成7年) 44名23)小ル 2012年(甲成2年) 40名11リットル 〇 河川法に基づく休利権は額に係る随意については、水道事業の窓可権限を都道府県に移籍 した場合であった。様生労働省から参加資府を心置に対し、情報を共有することにより、課金が 可能になるのではおよれて実験している河川については、都道府県しべルで調整できるのではない か、そもそも、水道事業の窓可と河川法との木利原型は、直接対応するものではないか。 も、そしまのではおよれて実験している河川については、都道府県しべルで調整できるのではない か、そもそも、水道事業の窓可と河川法との木利原型は、直接対応するものではないと考えられ る。 〇 木利原を受する水道事業について国窓可と都道府県と西道協力、信仰ではないと考えられ は、河川法の規定とは関係ないように思われるが、5万人という強値に関係があるのであれば具 を約1元されたり、アルとかれた関係によの次を対象に対している。 〇 上記の景外が第一より水道事業が大規格化し、都道府県と近でが経過している。 〇 上記の景外が第一より水道事業が大規格化し、都道府県については、機関を持ちついではないから ではないか。 〇 共時点では一般が日本日からでは、機関を経過を持つに関係を行うことができるの ではないか。 〇 共時点では一般が日本日が上にては、機関を経過に関係があるのでするのが成立が可能 ではないか。 〇 現時点では物が不十分な都道府県については、機関係の機関の対象が給水人口比で少 数であるたかに、現られた機関においては、機関係の機関の対象が給水人口比で少 数であるたかに、現られた機関においた体制にととなっていると考えられないか。でした。都道府 本のや観度が無けで、文が特をの前値を行い、とが表現におり、他の他府県におり はないか、よってディー・アイナで、日本の大田を通信を持ち、日本日・日本日・日本日・日本日・日本日・日本日・日本日・日本日・日本日・日本日

	提案事項				制度の記答.			各府省からの第1次回答
管理番号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
371	旅館業から暴力団排除するための条例委任 又は法改正による排除 条項の追加	は限定的であり、地域の実 情に応じ法の目的を阻害す る要因を排除することができ ない。このため、必要な基準 を条例で付加することができ るよう、条例委任又は法改	【支降】 「支降】 福岡県では、暴力団対策を推進するため、暴力団排除条例を制定し、行政事務事業からの誹除を進むている。条例能行後、警察からの連続により暴力団と密集に関係する者が、当該事業の許可を受けている事例が見られる。暴力団は反社会的勢力の中心であり、暴力団員及びその密接な関係者を当該事業から排除したいが、法律に暴力団は原体なく、排除措置を実施することができない。「地域の実情を踏まえた必要性】 「地域の実情を認まえた必要性】 「福岡県には、全国最多の5つの指定暴力団が存在し、民間人への襲撃事件や、暴力団同士の対立抗争が断続的に完生している。暴力団対策は喫緊の課題である。暴力団による薬の許認び、ひいては社会経済活動へ影響を排除することは、県民の安全で安心な生活を確保する上で重要な課題である。このような加することができるようにすることは、業の健全な発達を図ることを目的とする法の遺旨にもかなうものである。 「集の健全な発達のための必要性」 「は、都道病界知事に許可の取り加入事実、関し、刑法(公然わいせつ等)や売券防止法、風営法、児童買寿・児童ボルノ禁止法に規定する罪を犯したときに、(本都直察日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	旅館業法第3条第2 項、第8条		九州地方知 事会	C 対応不可	暴力団対策の推進の必要性を否定するものではないが、今回の提案については、憲法第22条第1項の職業選択の自由(営業の自由)を制約する規制を行うことを内容とするものであり、規制の必要性及び合理任について厳格を整理が必要である。数ある実制制法の中で、能館業法のみに提案の規制を行うことの必要性や合理性についての説明がない限り、対応することは困難である。 なお、欠格要件は、構造基準等と異なり、地域ごとに異なる性質のものではなく、条例に委ねることは、法制的に困難であると考えられる。
374	農村地域工業等導入 促進法の適用人口要 件の緩和	人口20万人以上の市は農村地域工業等導入促進法の農村地域工業等導入促進法の農村地域に該当しないとして適用から解外されるが、市町村合併によって入口が20万人以上となった市については、合併前の市の人口をもって農工法の対象とするように適用要件を緩和すること。	【支障】企業誘致は地域経済の振興、雇用創出効果が期待できる即効性の高い 施策であり、地方への企業誘致を進めるには、その受け両となる工業団地の整 備は不可欠なものとなっている。提業県にあるみ市は、最村地域工業等導入促 進活の選村地域として工業団地を経行を値に企業誘致を進めてきたが、平成17年 に周辺町村(星村地域)とのではないとしたの人口が20万人以上となったとの 展工法の適用要件から除外されることになった。しかし、合併によって人口規模 展工法の適用要件から降外されることになった。しかし、合併によって人口規模 が増加しても、A市の財政が計画があくるものではな、農業援興地域、山村 振興地域、遠球地域を有し、工業等の導入による雇用削出が必要な最村地域で (収定の必要性)農業と工業等の均衡ある発展を図るために、例えば市の人口 規模は合併的の旧市町村地で適用する(過路法では、市町村台併に伴い入 口が増加した自治体においても、合併前の旧市町村単位で適用を判断してい る)など、人口要件を提和すること。	農村地域工業等導入促進法第2条第1 項本文カッコ書き 同法施行令第3条第 4号ア	厚生労働省、 経済産業省、	九州地方知事会		農村地域工業等導入促進法の対象となる「農村地域」については、農業者の就業機会が得かれてくい地域について、特に工業などの導入促進を図るという法の建訂に避か、一定の財政力を有しており、相対的に国の財政支援を行う必要性が低い地域、

	in the state of		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
371	又は法改正による排除 条項の追加	ない。このため、必要な基準 を条例で付加することができ るよう、条例委任又は法改 正による暴力団排除条項の 追加を行うこと。	他の業規制法においても、暴力団排除条項が盛り込まれているものはあり(廃業物処理法、資金業法、建設業法、生物建物の目達法、曹備業法等)、旅館業法のみに暴力回排除を行うことを求めているわけではない。旅館業法に関しては、実際に暴力団が旅館業を経営した事例。また、暴力団と密接に交際としているものである。 一般では、実際に暴力団が旅館業を経営した事例。また、暴力団の資金で接になるとはもちろん、抗学事件による旅館を設定する。このことは表別団の資金限になることはもちろん、抗学事件による旅館整準等も想定され、その場合は一般信なが事件に巻き込まれる危険性も高いことから、旅館業から暴力団の財産になる事の世全な発達回るため、同法に暴力団排除条項を規定する要があると考えているものである。 なお、欠格要件に関しても、介護保険法など社会福祉関係法令には条例委任を行うた例もあり、法制的に困難であるとは一概には言えないのではないか。	ができるようにするべきである。それまでの間について は、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を 求める。		○ 暴力団関係者が旅館業を経営していた事例が実際にあり、また、そのような 旅館が暴力団の活動に利用されることにより一般人が抗争等に巻き込まれる可能性があることにから、これらを立法事実として筋酸業法に量の損除規定を設けることにつき検討されたい。できないとする場合、その理由を明らかにされたい。
374	農村地域工業等導入 促進法の適用人口要 件の緩和	人口20万人以上の市は農 村地域工業等導入促進法 の農村地域に該当しないと して適用から解除されるが、市町村合併によって人口が 20万人以上となった市につ いては、合併前の市の人口 をもって農工法の対象とする ように適用要件を緩和する こと。	提案県にあるA市は、市町村合併前には「農村地域」として工業などの導入促進を図ろうとしている区域であって、このA市と、同じく「農村地域」である町、村との合併によって人口20万人以上となったものである。よって20万人以上の実態は法の対象たる各「農村地域」の人口が合わさった結果しすぎない。A市の財政力が合併により下かっていることは財政力指数の推移が示すとおりまり。また、合併制と同様に、人口増加率、製造業等の収集者率とも全国平均値法の場合は低く、それぞれの数値は合併的に比べ落ちている状態を示している。法の趣旨は展集者の就業機会が得らればてい、地域について特に工業などの導入促進を図ることにある。A市のように賃料地域」と個合併による区域を単に人口要件を満たさなくなったとして法の対象外とするのではなく、それぞれの合併的の人口規模で法の適用を判断するなどの要件を提和に、農村地域に対する農業と工事の均衡ある発展を図っていくことが、「条件が不利な農村地域に工業等を誘導すの均衡ある発展を図っていくことが、「条件が不利な農村地域に工業等を誘導する」という法の趣旨に合数するものであると考える。			

	AD on the var				Aut o Fr			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
742	民生委員の任期の始 期又は終期の設定の 条例委任	民生委員の任期の始期について、民生委員法第10条の 以で、民生委員法第10条の 規定により任期5年と、昭和 25年法律第115号のびは 財則第3項の規定により任期30日 終期を昭和28年11月30日 と変められているため、一斉 改選が12月1日となってい るが、この任期の始期又は 終期の設定を条例委任す る。	まだ、地区協議会におして即かる中間別念で出したが、各地区協議会の相割 金申請等の手続についても指導・支援をするが、一斉改選のある年度について は、地区協議会の役員改選等が発生し、指導・支援が領権になる傾向がある。 参数の地区協議会を設置している市にとっては支障となる。なお、この市の補助 制度は、交付税措置の対象となっている。	民生委員法第10 条、昭和28年法律 第115号の改正附 則第3項	厚生労働省	豊田市	C 対応不可	民生委員・児童委員の一斉改選期については、民生委員等は福祉事務 所等の関係機関と連携を図りつつ、住民に対する支援を行うものであ り、仮に一斉改選期を4月1日とした場合、民生委員等と福祉事務所等 の担当者が同時期に異動することとむり、住民に対する支援を行うものであ の担当者が同時期に異動することとむり、住民に対する支援の継続性 に支障が生じるおそれがあるとともに、住民も月に生活環境が変化す ることが多く、住民の生活状態の変化を適切に把握しておくことができる よう、12月1日としているものである。 また、実務上も、一斉改選期には、速やかに新任の民生委員等に対す る研修の実施が必要となるが、民生委員と行政の担当者の異動時期が 重なった場合、その円滑な実施に支障が生じるおそれもある。 なお、ご提案の内容については、地域レベルでは様々なご意見があるも のと承知しているが、民生委員等の全国組織である全国民生委員・児 霊委員連合会として、一斉改選期の見直にに関する要望を行った事実も なく、そのような意向にはないものと承知している。 いずれにしても、まずは、民生委員等の当事者間での丁寧な議論を行う べきであると考えている。
94	総合衛生管理製造通 種 (HACOP)の承認等 における事務 権限の 保健所設置市への移 譲	総合衛生管理製造過程 (HACOP)の承認等における 多番・機配子健所設置 市へ移譲する。	総合衛生管理製造過程については、現状では地方厚生局(以下、厚生局)が管 轄しており、新規申請あるいは更新申請を行うためには、最寄りの厚生局(新潟 市の場合は、さいたま市内の関東信総厚生局)を訪れる必要があり、事業者に とって大きな見担となっている。また、施設の監視指導については厚生局からの 職員の派遣が年に数回と限られているため、より身近な保健所設置市に権限が 総議されることにより、効率的な監視指導を行うことができると考えられる。 現在のところ、新潟市内の承認施設は5施設であるが、今後は国からのガイドラ インに基づいてHACOP導入が推進された場合、承認施設がさらに増える可能性 がある。 「申請に係る手数料条例を改正する必要があり、他都市の状況把握を含め、準 備が整うまでに時間を要するため、十分な周知期間を設けていただきたい。 ②承認の手持きについては、総数のの監想と指導が伴いるために表し、 第であるため、移譲する際には自治体職員を対象にした研修を知解を当ま 等であるため、移譲する際には自治体職員を対象にした研修を開催するな 、体制の整備をお願いしたい。 ③羽移議された後については、厚生局等による技術的なバックアップ、相談受付体制をお願いしたい。	食品衛生法第13条 第1項、第13条第4 項、第14条第1項 第28条第1項 第	厚生労働省	新潟市	C 対応不可	本提案は、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」〈平成25年12月20日閣議決定)において検討を進めるとされ、検討を進めてきたが、法制面及び運用面での課題があるために移譲は困難である。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
74:	民生委員の任期の始 期又は終期の設定の 条例委任	28年法律第115号の改正 附則第3項の規定により改 正時の民生委員の任期の 終期を昭和28年11月30日 と定められているため、一斉 改選が12月1日となってい	■本本選売4月1日にした場合に懸合される支管については、いずれま行政職		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、一斉改選の時期を4月1日とする場合は、人事展 動等により集が加重なるなどの意念があることから、委 順事務等の軽減策も含め十分な検討が必要である。	
9.	総合衛生管理製造過程(HACOP)の承認等 程(HACOP)の承認等 における事務・権限の 保険所設置市への移 譲	総合衛生管理製造過程 (HACOP)の承認等における事務・権限を保健所設置 市へ移譲する。	今回の検討により、「移譲は困難である」とした具体的理由(運用面あるいは法制面での障害)についてご教示いただきたい。	総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認等については、都道府県のほか、政令市、中核市及び保健所設置市へ移譲するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	

	AD on the var				Automorphic			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
452		ている総合衛生管理製造過程の承認等の事務の移譲を 求める。 ②現行の実施主体:地方厚 生局 移譲後の実施主体:都道府	総合衛生管理製造過程の承認等の事務は地方厚生局が所管する一方で、食品 衛生法に基づく営業計可事務は自治体が所管しており、営業者からの相談等の 窓口が複数となっている状況にあることから、権限移譲により、所管行政機関が 一元化されることで、営業者の利便性が向上やしないよう、国による審査 基準に係るガドライや南人領的助言は不可欠であると考える。 また、権限の移譲により、審査に係る人材の育成、事務処理量の増加、施設へ の立入り頻度の増加などへの対応のため、職員の増員やこれらに伴う経費の増 加などが想定される。	食品衛生法第13条、 第14条	厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	本提案は、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)において検討を進めるとされ、検討を進めてきたが、法制面及び運用面での課題があるために移譲は困難である。
883	飲食店営業等に関する 公衆衛生上の施設基 準の策定権限の移譲	衛生上の施設基準の策定 は、現在、都道府県が行うこ ととされているが、当該基準	【支障事例及び制度改正による効果】本市は果が定める施設基準に従って、飲食店営業等に関する許可を行っているが、その基準の斟酌や適用については、果が決定している。このため、都市部を抱え、新たな営業形態の出現も多々ある中で、迅速かつ適切な対応が困難な状況である。本市が、見行基準を観力さしたき念、本市独自の施設基準や策定できることとなれば、より本市の実情を考慮した基準の頻変を及びその影酌や連用が可能となる。大方は事例の一例デバートの屋に乗り、企業を受けて調理場内で行わなければならないため、果と基準を提和することについて協議したが、果の了解が得られず、当該行為を認めること「平成25年に2月20日間議決定の方向性と異なる提案を提出する理由」圧生労働省の回答では、「現行法により指定都市が処理することができる事務・権限した。	地方自治法施行令 第174条の34 食品衛生法第51条	厚生労働省	広島市	C 対応不可	飲食店営業等の施設基準の策定については、平成25年12月20日の開議決定の際に、指定都市等が地域の実情を踏まえ、都道府県の基準よりも最和された基準を策定することについては、その基準が公衆衛生上り級安な基準であることに鑑みれば、都道所県の基準を改正すべきものであり、指定都市等が地域の実情を踏まえ、指定都市等が地自に緩和された基準を定めるべきではないとして、現行法により指定都市が処理することができる事務・機関と整理されており、この後、特に状況の変化等もないことから、対応不可である。

	in the state of		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
452	合衛生管理製造過程 における例外承認を除 く)の移譲	①現在地方厚生局で実施 している総合衛生管理製造過 程の承認等の事務の移譲を 求める。 2週代の実施主体:地方厚 生局 移譲後の実施主体:都道府 県、保健所設置市及び特別 区	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日間議決定)において検討を進めることとされている以上、検討の結果明らかになったとする法制面及び運用面の課題を具体的に示した上で、その解決に向けて、改めて検討すべきである。	総合衛生管理製造過程(HACOP)の承認等について は、都適府県のほか、政令市、中核市及び保健所設置 市へ移譲するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	
883	飲食店営業等に関する 公衆衛生上の施設基 準の策定権限の移譲	は、現在、都道府県が行うこととされているが、当該基準 の策定権限を政令指定都市 に移譲する。	平成25年12月の閣議決定理由として、「その基準が公衆衛生上必要な基準であることに鑑みれば、都道府県の基準を改正すべきものであり、指定都市が地域の実情を踏まえ、指定都市等が地域の実情をおれた基準を定めなべきではなりいとされているが、未提案は、参変な衛生水準は確保しつ、地域の実情を慮した基準の策定と迅速な対応を可能とすることを目的とするものである。平成26年9月16日開催の地方分権電本青港者会議。第10回提案等集検討専門部会においても、未提案を「市町村との役割が出の観点から移譲の提案を受け入れるもの」とする意見が全国知事会から表明されたところであり、改めて当該権限の移譲についてご検討いただきたい。	ていること、及び地方分権改革推進委員会第1次勧告の趣旨を踏まえ、基準を定める権限を政令指定都市に移		

	担安市石	提案事項 表现不供票。只是比较中的 具体比较中的基础 (以降)。中华大阪大学、公园场外 制度の所管、				各府省からの第1次回答		
管理番号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	関係府省庁	提案団体	区分	回答
349		食鳥の指定検査機関の指 定・監督の権限を都道府県	食鳥検査は、都道府県知事もしくは厚生労働大臣が指定した指定検査機関が 実施する。本県では、指定検査機関、機査を委託しており、監督上必要な命令 は固が実施している。本権関の移譲により、知事が指定検査機関への命令を直 接実施することが出来、食鳥肉等に起因する衛生上の危害が発生した場合など に迅速な対応可能となる。 特に、食鳥検査の指定検査機関として、本県では獣医師会となっておりますが、 特に、食鳥検査の指定検査機関として、本県では獣医師会となっておりますが、 地方公共団体の獣医師不足もあり、果との連携は益々強化する必要性があること。また、食鳥検査は、都道府県の(特に本県のような農業県では) 基幹産業で ある農畜産業の振興と大き(リンケ)するものであり、その点でも、都道府県全体 の農政・産業援興を推進する都道府県において実施することが妥当である。 なお、「事務・権限の移譲等の見直し方針」(25年12月20日閣議決定)におい て「都道府県、保健所設置市及び特別区への移譲について検討を進める」とされ ておりますところ、その早期の具体化を求めるもの。	規制及び食鳥検査 に関する法律第21 条	厚生労働省	德島県、京都 府、和歌山県	現に同じて対	本提案は、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日開議決定)において検討を進めるとされており、引き続き検討をしてまいりたい。
453		①現在地方厚生局で実施している食鳥検査法の指定検 登機関の指定等の事務の 移議を求める。 ②現行の実施主体:地方厚 生局 体譲後の実施主体:都道府 果、保健所設置市及び特別 区	地域の状況をより把握している都道府県において事務を担うことで、指定だけでなく、立入や指導等の際にも迅速な対応が可能となると考える。	食鳥処理の事業の 規制及び食鳥検査 に関する法律第21 条から第35条	厚生労働省	神奈川県		本提案は、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日開議決定)において検討を進めるとされており、引き続き 検討をしてまいりたい。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
348	指定検査機関(食鳥検 査法の指定検査機関) の指定等の権限移譲		提案趣旨に基づき、既存のスキームにとらわれず、地方創生の観点から、大胆 な改正・緩和を望むものである	食鳥の指定検査機関の指定、監督の権限については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日間議決定)に従って移譲するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	
453	食鳥検査法の指定検 査機関の指定等の移 譲	後線を水める。 ②現行の実施主体:地方厚	本件の事務移譲により、関係事業者の利便性は向上すると思われる。 地方自治体においても、地域に密着した衛生行政として一体的な運用が可能となり、政策的な効果が見込まれることから、極力早期に対応することをご検討い ただきたい。	食鳥の指定検査機関の指定、監督の権限については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成23年12月20日閣議決定)に使って移譲するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	

	相安東西				和本の記集			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
521	婦人保護施設の設備・ 運営に関する基準の緩 和	施設長の資格要件を緩和 し、県始自の基準を設定で きるようにするため、省令で 県が「従うへき基準」とされ ているところを、「参酌すべ き基準」とする。	現在、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第150号)第1 条により、施設長の資格要件については都道府県が条例を定めるに当たって 「逆うへき基準」とされているため。 一律で施設長の年齢や経験などを定めている。 施設長の要件を都道府県ことに柔軟に設定できるよう、「参酌すべき基準」とす ることにより、幅広い人材の中からより適切な人選を行うことができるため。	社会福祉法第65条 第2項 第2項 婦人保護施設の設 備及び運営に関する 基準第9条	厚生労働省	神奈川県		社会福祉施設の入所者等の健康や安全に直接影響を与える事項については、国が最低限の基準を定めるべきであり、保護の質等に深刻な影響が生じ得るものについては「従うべき基準」として全国一体の基準している。そうした考え方の下、既に地域主権破船大綱(平成22年6月22日開議決定)において、以下のとおり結論が出ており、その後の特段の特別を対しており、大切をのとおり結論が出ており、その後の特段の共立を表しませい。 ※地方主権戦路大綱(平成22年6月22日開議決定)が社会福祉施設の設備及び運営に関する基準(65条2項)を、条例(制定主体は都道府集、指定都市及い年核市)に委任する。 条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定がに診験の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「様子と、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「様子と、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「種子とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「種子とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「種子とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「種子とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「種子とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「種子とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「種子とし、その他の設備を必要に係る規定は、「非常といころのといる。
553			保護施設における職員及び員数や、居室の床面積等が一律の基準として定められているため、職員や面積の確保が難しい地域においては、設置が困難となっている。このため、規制緩和により、立地環境に応じた業数な対応を可能とすることで、成制機等の受地が開待される。 社会環境等の変化や地域の実情に応じて基準の見直しが必要となった場合に、国の基準を参酌基準とすることで、適切かつ柔軟な対応を可能となる。	生活保護法第39条 第2項 頻應股、更生施 極度施設及 使應應設及仍體 5人任實 第5条等 第5条等		神奈川県	C 対応不可	保護施設の職員配置基準及び居室面積基準については、利用者の処 適・安全・環境に直結する基準であることから、生活保護法39条におい て「従うべき基準」とされているとともに、現行の基準も一定の入所者処 通を確保するうえで最低限のものとなっており、「参酌基準」とすることは 考えていない。

	In the start of		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
521	婦人保護施設の設備・ 運営に関する基準の緩 和	し、県独自の基準を設定で きるようにするため、省令で	婦人保護施設の施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する者であって、一 完の資格を有すること等の要件を満たした相応しい者であれば問題ないことか ら、施設長要件として「30歳以上の者」という年齢制限を設定することについて は、制限する合理的な理由が見いだせないため、廃止又は条例に委任すべきで ある。	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会 第3次動きを踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌す べき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	
553		地域の実情に応じ設定する ことができるように緩和を図 る	保護施設の職員配置基準及び居室面積基準に関しては、地方が、地域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益にならない基準を設定することに支献はなく。むしろ、都道原外が域の実情に合わせた基準を設定することにより、利用者への効果的な処遇が可能となるメリットが、施設設置が促進されるメリットが大きい。したがつて、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 とで十分である。 とで十分である。 とで十分である。 とで十分である。 とで十分である。 とで十分である。 を対しているため、職員を面積の確保が難しい地域においては、設置が困難となっている。このため、規制経和により、立地環境に応じた業数な対応を可能とすることで、面積要件が緩しい都市部においても、施設設置の促進が期待されるとともに、受け入れ可能な施設が見つからない被保護者対策促進のメリットが生まれる。	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会 第3次制告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌す べき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提業団体の意見を十分に尊重されたい。	

	AD on the var				durt a Fran			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
88	要支援·要介護認定有	会において12月間以上の 認定有効期間の意見が付さ れた場合、事務局(市)の裁 堂に認定有効期間が設定でき のよう希望します。また、受 が護の認定を受け、かつ、 主治医意見書及び前回認定 結果では、状態が改善さ る可能性が極めて低いと介	要支援及び要介護認定有効期間については、介護保険法(第28条及び第33条)に基づき、同施行規則(第38条第1項第2号、第4条第2項、第52条第1項第2号及び第55条第2項)において、市町村が設定審査会の意見に基づき3月間から24月間までの範囲で定める期間とかれています。現状、要支援・要介護認定者は増加してきている中、認定調査員及び介護認定申請月、区分変更申請月及び更新申請月が偏ってしまう傾向にあり、月当とりの業務量にかなりのばかつきが生じており、調査員、審査委員会委員への資業別とかなりのばかつきが生じており、調査員、審査委員会委員への対象認定、区分変更及び更新に係る申請件数は、現在月平均で約420件ですが、月によって100件から150件程度の差がでており、また認定者効剤間については認定審査会の意見に基づき決定しますが、ほとんどが6月間、12月間、22月間となっていることから変更及び更新月も偏ってしまう傾向となっていることが、42月間となっていることかの要素目に基づき決定しますが、現とんどが6月間、12月間、24月間となっていることがの要素目を発展で振く係る負担軽減が図られるとともに、月当たりの業務量を平準化することができ、介護保険被保険者の不利益を防げるものと考えます。	介護保険法第27条、第20条、第20条、第30条、第30条、第30条、第30条、第30条、第30条、第30条、第50条第45条。第55条第4条2项、第55条第4条2项。第55条第2项		田辺市	C 対応不可	要介護状態はサービスの利用等によってその変化が当然に起こりえるものであり、有効期間を延長した場合、本来要介護認定区分に変更が必要なおで適切な認定を受けられず必要なサービスを受けられなななると利用者の不利益につながらおそれもある。有効期間の延長については、このような点に踏まえ、賃重な検討が必要である。一方、高齢化の進展に伴い、要介護認定者数が増加しており、市町村における要介護認定事有効間のではへことは重要な課題であると認識している。そのためこれまでも、平成10年度、平成23年度であると認識している。そのためこれまでも、平成10年度、平成23年度と設定で表のと認識している。そのためこれまでも、平成10年度、平成23年度と認定であると認識している。そのためこれまでも、平成10年度によいで、それぞれ、要介護認定率有効期間を延長によいました。また、今級の介護保険法改正に伴う要支援認定の有効期間の延長については、現在検討しているころである。なお、状態が改善する可能性が極めて低いという判断を認定審査会で行うことは顕確であり、要介護認定の有効期間を長期(無期限)とすることはできない。
411	要介護認定「更新申請」における認定有効期間の延長	複数回、更新認定を受けている要介護認定者の以下状況に係る使動中語。 (1) では、今後の状態に認定者効期にない場合が、(1) では、今後の最高を表名のかり、(1) では、(1) では	申請の有効期間では、心身の状態に変化が見込まれないにもかかわらず、要介	第1項、介護保険法施行規則第38条第 1項 介護保険法第33条 第1項、介護保険法	厚生労働省	特別区長会	C 対応不可	要介護状態はサービスの利用等によってその変化が当然に起こりえるものであり、有効期間を延長した場合、本来要介護認定区分に変更が必要な者が適切な認定を受けられず、必要なサービスを受けられなくなったり、本来不要な過剰サービスを受け続け、利用者本人の費用負担と被保険者の保険料負担や国・自治体の財政負担が増支とり、関係者の不利益につながるおそれもある。有効期間の延長については、このような点も認言、慎重な検討が必要である。一方、高齢化の進展に伴い、要介護認定者教が増加しており、市町村における要へ跨認定事物の規模と呼んの進度に伴い、要介護認定者のプロインにとは重要な課題であるため、平成16年度、平成23年度及び平成24年度において、要介護認定等有効期間を延長、事務負担を経滅を図ってきた。また、今総の介護保険法改正を踏まえ、要支援認定の有効期間の延長することについて、現在検討しているところである。なが、心身の状態に変化が見込まれないということを予測することは、予測対象期間が長期化するほど困難であり、当該要件をもって、認定有効期間の上限を延長することは困難である。

	to the trans		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
81	介護保険制度に係る 要支援・要介護認定有 効期間の弾力的運用 及び緩和	会において12月間以上の 認定有効期間の意見が付き れた場合、事務局(市)の裁 量によりその前後3月間内 で認定有効期間が設定でき るよう希望します。また、要 介護医の認定を受け、かつ認 注当医院とし、状態が改善す。 本により、状態が改善す。	本市提案のうち、認定有効期間の延長については、ご回答をいただきましたが、審査委員会により12月間以上の有効認定期間の意見が付された場合、市区町村の裁量において、一定の期間内の情後3か月の施囲内、で有効制度を含まった。これでは、4 効剤間の延長を求めるものではなく、介護保険施行時において事務処理の平準化の規点から規定されたり度保険法施行期間則割等を参考と、小意健認定審査による決定を考しつつ、認定調査事務・認定審査会事務の平準化・効率化を図るものであり、本件についての厚生労働者の回答がなされていないため、改む「回答をお願いいたしたい。 したい、 が集中した場合、予選を関係が困難な地方において、特定の月に更新対象者数が集中した場合、介護認定審査会、受債の確保が困難な地方において、特定の月に更新対象者数が集中した場合、介護認定審査会(合議体)の開催を増加させることは極めて関連であり、場合、介護保険制度を安定して運営により複模者の不利益を予防するといったことからも本提案を行うものです。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	
411	要介護認定「更新申 請」における認定有効 期間の延長	正有効期間を散長36か月間(3年間)まで延長すること 【延長を提案する状況】 ・前回要介護→今回要介護 ・前回要支援→今回要介護	のえば、過去に下くではた有効期間の上級の返長を求めらむのである。 例えば、過去に3回要が譲渡定申請を行い、いずれきを介護度に変化がない ケースがある。その時に今後についても改善の見通しがほとんどないと見込ま れる場合には、短い期間に次の更新申請(4回目)をすることとなり、その結果要 が進たしまっないに、しない	要支援・要介護認定については、有効期間の延長及び 判断基準の簡素化を検討するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	

	提案事項				turn o er m			各府省からの第1次回答
管理番号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
692	要介護認定の有効期間の延長	要介護認定の有効期間の要なる延長及び基準の簡素化を求める。	【現状・支障事例】 介護サービスを利用するために必要となる要介護(要支援)認定には有効期間をあり、有効期間を通ぎてなお、介護サービスを受けるためには、有効期間を更新することが必要である。団成の世代が56歳を超え、今後、安介護(要支援)認定の申請件数が増加することが見込まれている中で、現在の有効期間は、最長で2年であり、更新の上の大切を出まれている中で、現在の有効期間は、最長で2年であり、更新の上の上のとおり、検雑多岐にわたっている。 「制度改正の必要性」 このため、認定事務を行う保険者の負担軽減のために、要介護認定の有効期間の更なる延長(原則の有効期間の延長、設定可能な有効期間の期間延長、なお、延長期間を何月にするかは、その推奨とともに別途検討が必要及び、更新申請については①一個の種別に関わらず、有効期間を統一するなど基準の簡素化を求める。 「態念の解消策」なお、有効期間の延長は、介護報酬増加となるのではという懸念があるが、状態が変われば、安介・養しな必ず、なり、変更申請が可能であり、また、長期に高い介護度で推移し今後も改善が見込まれない高齢者(例えば、妻できりなどに対しては、更新の認定を行うことで、本人の負担や保険者の負担が生じているため、設定可能な有効期間を延長することで、事務負担の軽減が図れるものと考える。	介護保険法施行規 則第38条、第41条、 52条、55条	厚生労働省	大阪府·京都 府·兵庫県 徳島県	C 対応不可	要介護状態はサービスの利用等によってその変化が当然に起こりえるものであり、有効期間を延長した場合、本来要介護認定区分に変更が必要な者が適切な認定を受けられず、必要なサービスを受けまれるなったり、本来不要な過剰サービスを受け続け、利用者本人の費用負担を被保険者の保険料負担の間。自治体の財政負担が増またり、関係者の不利益につながるおされもある。有効期間の延長については、このような点も認まえ、賃車な検討が必要である。一方、高齢化の進展に伴い、要介護認定者数が増加しており、市町村における要介護認定等有の負担の軽減を図っていくことは重要な課題であるため、平成16年度、平成23年度及び平成24年度において、要介護認定等有効期間を延長、事務負担を軽減を図っちた。また、今般の介護保険法改正を踏まえ、要支援認定の有効期間の延長することについて、現在検討しているところである。
118-1	小規模多機能型居宅 介護事業所での障害 音楽の登録度 員)を定める条例に係 る基準の緩和	準該当坂県入所事業所として利用する際の登録定員については、介護保険法第10 条の4第5項の規定におり厚 生労働省令で定める基準に従い市町村条例で定めることとされている。合理的な理 財力を範囲内で、地域の 支情に応じて必要な内容と 大きにして必要な内容と 大ができるようにするため、当基 防「従うべき基準」に参酌表	るようにするためには、高齢者施設での障害のある方の受入を促進していく必要がある。一方、障害者総合支援法の基準は当態度を活用可能な事業所に 甲戌22年度に0箇所であったものが、現在15箇所と増加し、今後も増えていくことが見込まれている。 (制度改正の必要性) 小護保険法の小規模多機能型居宅介護事業所において、障害者総合支援法の基準該当生活介護・基準該当短期入所を受け入れる場合、その登録定員は、高齢者、障害者あわけで25人以下とされている。一方で、現行の報酬体系では、障害者の登録が1、増えるごとに高齢者1人分の包括極関が減酷され、事業所としては経営面でマイナスとなることから、障害者の受入が進まない状況にある。障害者を学り入れる場合に登録定員を増やすことと可能とすることにより、事業所の経営の安定を保ちつつ、障害者の受入を促進することができる。(態きへの対応)	員、設備及び運営に 関すで取ば18 年厚生第19条第34号)第68 第34号)第68第34号 第68第30年活を引き、 近び社支援の生活を 合の法律第00 時書の日常を のと で の に の に の に の に の に の に の に の に の に の	厚生労働省	静岡県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次動告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定もれており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。

	to the trans		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
692	要介護認定の有効期 間の延長		介護認定区分の変更が必要となった場合については、「状態が変わった時に 行う区分変更申請(規則§3852)で対応可能と考える。また、介護度が下がる 状態の変化が見込まれる場合については、市町村の認定審査会で有効期限に ついて適切に判断されている。 しかし、過去機度の更新において介護度の変更がない場合や、長期にわたり 状態変化が見込めないと判断できる場合(線たきりなど)においては、あえて更 新を行う必要はないものと考えられる。こうした点を踏まえ、要支援認定の有効 期間の延長だけでなく要介護認定についても検討すべきである。	要支援・要介護認定については、有効期間の延長及び 判断基準の簡素化を検討するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	
118-1	小規模多機能型居宅 介護事業所での障害 者受及基準(登録定 員)を定める条例(係 る基準の緩和	タ機能型原宅介護事業所を 集富者総合支援法の基準 集富者総分支援法の基準 建該当生活介護事業所・基準 建設網入所事業所として 7利用する節盤線定属でいては、介護保険法第19 集分4第3項の規定により展生 生労働省令で定める基準に 送い市町村条例で定める上 とされている。合理的な理 由がある範囲ので、地域の 表情に応じる要な内容さ 各市町さよらでするため、基 議「従うべき基準」を参酌本と 集別又に「標準」にあめること	さらに、この改正により受入可能な事業所は、本県において平成22年度に0箇所であったものが、平成28年4月1日現在で16箇所と増加しており、今後も需要の増大が見込まれ、過疎地域等におけるサービス提供として求められるところである。よってこのサービスをしいがに効果的に実施できるようにしていくかという点において、このサービスを推進していく行政として考えていべきところであり、制度活また、未累の法案に対する回答として管理番号118-1においては「対応不可」との回答がある一方、管理番号118-2においては「対応不可」を開発したの国答がある一方、管理番号118-2においては「現行規定により対応可能と各所管局から個別に回答されていることから、介護保険法、障害者総合支援法の双方を総合的に勘案に上際、本提案が現代規定により対応可能か不可能と		【全国市長会】 介護支援専門員による各利用者の状況把握及びサービ ス調整に影響が出ない範囲で、提案団体の提案の実現 に向けて、積極的な検討を求める。	

	提案事項				制体の影体			各府省からの第1次回答
管理番号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
118-2	小規模多機能型居宅 介護事業所での障害 者受入基準(登録定 員)を定める条例に係 る基準の緩和	攀族当生活介護事業所・基 建設当性の事業所・基 建設当成りの登録定員に シリンは、か管保険法第第。 条の4第3項の規定におり厚生 生労働省令や戻めで定める基準に とどされている。合理的でにある理 由がある範囲内で、地域の 実情におして必要ない母を とができるようにするようにする ができるようにする。当基 が援い受かの、当基	[制度改正の必要性] 小護保険法の小規模多機能型屋宅介護事業所において、障害者総合支援法の 基準該当生活介護 基準該当短期入所を受け入れる場合、その登録定員は、高 齢者、障害者あわせで25人以下とされている。一方で、現行の報酬体系では、 際害者の登録が1、増えるごとに高齢者1人分の包括報酬が譲続され、事業所 としては経営面でマイナスとなることから、障害者の受入が進まない状況にあ る、障害者を受け入れる場合に登録定員を増やすことを可能とすることにより、 事業所の経営の安定を保ちつつ、障害者の受入を促進することができる。 [懸念への対応] 登録定員を増やすことにより、「なじみの関係」の構築や家庭的な環境の保持が	員、設本を 関すを 関すを 東京生第1条 第6等 34号)第年第 第6等 34号)第年 第6等 第6等 者の生活を の生活を の生活を たたし 会的法律 のの法律 のの法律 のの法律 ののと 第6等 なたし で のの の の の の の の の の の の の の	厚生労働省	静岡県		障害者総合支援法における基準該当生活介護事業所・基準該当短期 入所事業所の利用定員については、「従うべき基準」ではなく「標準」で あり、現行規定で対応済みである。
119-1	小規模多機能型居宅 介護事業所での障害 不定員)を定める条例に 係る基準の緩和	て利用する際の通所利用定員については、介護保険法 第78条の4第3項の規定により厚生労働省令で定める基 準に強い市町村条例で定め ることとされている。合理的 な理由がある範囲内で、地 域の実情に応じて必要な内 空を大きたのである。 というである。 は、当該位さべきるようによった。 、当該位さべき基準になって利用用用 がある。 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	るようにするためには、高齢者施設での障害のある方の受入を促進していく必要がある。一方、障害者総合支援法の基準結当制度を活用可能な事業所は、 平成22年度に0箇所であったものが、現在15箇所と増加し、今後も増えていくことが見込まれている。 に例度改定の必要性) 介護保険法の小規模多機能型居宅介護事業所において、障害者総合支援法に 基づく基準線と注流が健・基準線当短期入所を受け入れる場合、その通いの利 用定員は高齢者、障害者あわせて15人以下とされているが、現状では、高齢者 の通いの利用者は定員に対し、節和状態のため、障害者の受入が不可能と なっているケースも多い、障害者を受け入れる場合には、通所利用定意を増や すことを可能とすることにより、障害者の受け入れを保証することができる。	関す年本 基準 衛名第3 4566 第6第3 4566 第6第3 4566 第6第3 4566 第6第3 4566 第6第3 4566	厚生労働省	静岡県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次動告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
118-:	小規模多機能型居宅 介護等業所での障害 百要人基準 関連を定める条例に係 る基準の緩和	華騰当短期人所事業所として利用する際の登録定員については、介護保険法第18条の将頭の規定の定定のを認定ので定める基準に従い市時のでに使い市場で利用では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	さらに、この改正により受入可能な事業所は、本県において平成22年度10億 所であったものが、平成28年4月1日現在で10億所と増加しており、今後も需要 の増大が見込まれ、過疎地域等におけるサービス提供として求められるところである。 よってこのサービスを、いかに効果的に実施できるようにしていくかという点において、このサービスを推進していく行政として考えていべきところであり、制度活用に向けた議論は新たな論点となりうると考える。 また、本展の提案に対する回答として管理番号118-1においては「対応不可」との回答がある一方、管理番号118-2においては、現所定により対応可能しと所管局から個別に回答されていることから、介護保険法、障害者総合支援法の双方を総合的に勘案と上際、未提案が現代設定により対応可能か不可能か	べき基準へ移行するべきである。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間	介護支援専門員による各利用者の状況把握及びサービス調整に影響が出ない範囲で、提案団体の提案の実現	
119-	小規模多機能型居宅 介護事業所での障害 1者受人基準(通所利用 定員)を定め条例に 係る基準の緩和	準該当短期入所事業所として利用する際の通所利用定員については、介護保険法 第78条の4第3項の規定によ リ原生労働省やで定める定 をこととされている。全理的 な理由がある範囲内で、地 域の実情に応じて必要な内 安を各市面は4条例で定める とかできるようにするた め、当該(後7・00基準)	注5に、この改正により受入可能な事業所は、本県において平成22年度に0箇所であったものが、平成26年4月1日現在で16箇所と増加しており、今後も需要の増大が見込まれ、過疎地域等におけるサービス提供として求められるところである。 よってこのサービスを、いかに効果的に実施できるようにしていくかという点において、このサービスを推進していく行政として考えていくべきところであり、制度活用に向けた雑値は新たな論点とかりると考える。また、本県の提案に対する回答として管理番号119-1においては「対応不可」との回答がある一方、管理番号119-2においては「現行規定により対応可能」と各所管局から個別に回答されていることから、介護保険法、障害者総合支援法の双方を総合的に勘案した際、本提案が現行規定により対応可能か不可能かを明らいこされたい。	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会 第3次動きと踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌す べき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 定員が増加することによる利用者への影響及びサービ スの質の低下のない範囲で、提案団体の提案の実現に 向けて、積極的な検討を求める。	

	提案事項				制度の所管・			各府省からの第1次回答
管理番号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	関係府省庁	提案団体	区分	回答
119-2	小規模多機能型居宅 介護事業所での障害 者定員を定め条例に 係る基準の緩和	を、護事者総合支援法の基 建議当生活の連事業所と定 支援・ 工利用する際の4第3項所列 第78年の4第3項の規定は、 が197年と、 197年を 19	たが障害サービスを受けていない障害者が、生活介護は142人、短期入所は 4557人いる状況である。障害のある方がたねれた地域でサービスを受けられるようにするためには、高齢者能能での障害のある方のを入を促進していく必要がある。一方、障害者総合支援法の基準該当制度を活用可能な事業所は、 平成22年度に0箇所であったものが、現在15箇所と増加し、今後も増えていくと とが見込まれている。 (制度な正の必要性) 多機能型局宅介護事業所において、障害者総合支援法に 基づる基準験と注流が建、基準該当短期入所を受け入れる場合、その通いの利 用定員は高齢者、障害者あわせて15人以下とされているが、現状では、高齢者 の通いの利用者は定員に対し、危制状態のため、障害者の受入が不可能と なっているケースも多い、障害者の受け入れる場合には、通所利用定意を増 すことを可能とすることにより、障害者の受け入れる場合には、通所利用定意を増 すことを可能とすることにより、障害者の受け入れる場合には、通所利用定意を増 すことを可能とすることができる。	34号)第1条第3号 第68条第2日第生落 第68条第2日第生落 第68条第2日第生活 第68条第2日第生活 第68条第2年 第68条第2年 第68条第2年 第68条第2年 第68条第2年 第68条第2年 第68条第2年 第68条第2年 第68条第2年 第68条第2 第68条 第68条 第68条 第68条 第68条 第68条 第68条 第68条	厚生労働省	静岡県	D 現行規定可により対応可能	障害者総合支援法における基準該当生活介護事業所・基準該当短期 入所事業所の利用定員については、「徒うべき基準」ではなく「標準」で あり、現行規定で対応済みである。
690	小規模多機能型居宅 介護(地域密着型サー ピス)の普及に向けた 基準の緩和	地域での生活を維持するために有効な介護サービスである小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)を	【現状・支障事例】 「小規模多機能型居宅介護」は、「通い」「訪問」「泊まり」を柔軟に組み合わせて、利用者の在宅生活の継続を支援するものであり、今後、増加が予想される既知症高齢者が住み傾れた地域での生活を維持するために有効な、市町村が指定する介護サービスである。また、地域包括ケアシステムにおいても、中核的な役割を担っていことが可能と考えられている。 しかし、大阪府内市町村における当該サービスは、地域包括ケアシステムの圏域である中学校区(464校区)と比較し176事業者と普及が進んでいない状況である。 これは、サービスの利用に介護支援専門員(ケアマネジャー)を変更する必要があることや、少ない登録資食や利用定員などの基準が、地域の利用者ニーズや事業者の採算性などの課題となり、事業者参入の障壁となっているためである。 【制度改正の必要性】 このため、「小規模多機能型居宅介護」が普及できるよう、通いサービスの利用定負数の上限の引き上げや、介護支援専門員との契約を利用者選択とすると、厚生労働金令(平成18年3月14日甲生労働名令第24号・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」。)の基準の緩和を求める。	厚生労働省令第34	厚生労働省	大阪府・兵庫 県・和歌山 県・鳥取取県	C 対応不可	本提案で御指摘のあった小規模多機能型居宅介護における人員配置 基準及び利用定員については、市町村の条例で定めるにあたっては「従 うべき基準」とされているものである。 この「従うで基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推 進委員会による第次次動告により、「真に必要な場合に限定」した結果と して規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは 認められないため対応することはできない。

	in the state of		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
119-2	小規模多機能型居宅 介護事業所での障害 者受入基準(通所利用 定員)を定める条例に 係る基準の緩和	を、隆書者訟合支援法の基 建築当生活の連事業所と で利用する窓の通所利用変 東市と で利用する窓の通所利用変 直上ついては、介護保険法 等70条の4常3項の規定によ リ厚生労働省令で定めた。 はの実情に応じることされている。 はの実情に応じめまり、 はの実情に応じめまり、 においては、 はの実情に応じめまり、 はの実情に応じめまり、 はのまでは、 はのまでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	さらに、この改正により受入可能な事業所は、未県において平成22年度に0箇所であったのが、平成28年4月1日現在で16箇所と増加しており、今後も需要の増大が見込まれ、過疎地域等におけるサービス提供として求められるところである。 よってこのサービスを、いかに効果的に実施できるようにしていくかという点において、このサービスを推進していく行政として考えていべきところであり、制度活用に向けた議論は新たな議論となりうると考える。 また、未県の提案に対する回答として管理番号119-1においては「対応不可」との回答がある一方、管理番号119-1においては「現行規定により対応可能」と称「管局から個別に回答されていることから、介護保険法、障害者総合支援法の変力を総合的に勘察と上際、未提案が現行規定により対応可能か不可能と	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会 第3次動告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌す べき基準へ移行するべきである。 なお、所管(府)省からの回答が現行規定により対応可能)となっているが、事実関係について提案団体との間 能)となっているが、事実関係について提案団体との間	定員が増加することによる利用者への影響及びサービスの質の低下のない範囲で、提案団体の提案の実現に	
690	小渡(地域密着型サー ビス)の普及に向けた 基準の緩和	めに有効な介護サービスで ある小規模多機能型居宅介	地域包括ケアシステムの構築を進めるうえで、その中核となる小規模多機能型居宅介護の現在の普及状況は、2025年に予測される認知症高齢者数(日常生活自立度 II 以上 470万人)から十分とは言えないと考える。また、全国の事業所数は毎年、徐人に増加はしているが、その増加数は直近では大き伐平しており、大阪府内でも同様の傾向にある。こうした点は、第3次勧告時からの事情変更などとして考えべきではないか。 なお、本提案は「従うべき基準」を「参酌基準」にするものでなく、「従うべき基準」の緩和を求めるものである。	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会 第3次動告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌す べき基準へ移行するべきである。 それまでの間でついては、提案団体の提案の実現に向 けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	

	担实支持				出席の記符			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
276	るにおける人員基準 の緩和	た段階制にするなど緩和 すること。この場合、サービ	[制度改正の必要性等] 高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けていくためには、医療や介護、生活支援などのサービスを切れ目なく提供していく体制を整備していく必要がある。 定期巡回・随時対応サービスは、地域包括ケアシステムを構築する上で申核を担うサービスであり、本県では、このサービスがすべての市町村で提供されるよう普及促進に努めている。 定期巡回・随時対応サービスは、一位のサービスがすべての市町村で提供されるよう普及促進に努めている。 定期巡回・随時対応サービスは、二つの形態(一体型事業所、連携型事業所)で提供されているサービスであり、現在、18事業者が25市町でサービスを提供しているが、普及率はまた4割と低い。 を提供しているが、普及率はまた4割と低い。 建立者護職員を常勤検算と5以上配置しなければならず、これが収益を圧迫 なることから多入をためらうということが挙げられる。 また、連携型で事業を実施しようとする事業所は、連携先となる指定訪問看 護事業所が受け取る介護報酬額が低いために連携先の確保が困難となって あり、参入できないということが挙げられる。 【懸念の対応策等】 喜及を促進するためには、一体型事業所の看護職員に係る人員基準について、基準を下回ったときの報酬減額を担保に利用者数に応じた段階制とすること及び連携ととなる既存の指定訪問電車業所が受け取る介護和酬額を引き上げて連携型事業所が連携先を確保しやすくすることが必要である。	指定地域の密等型型の運第 不可以上では、 一位には、 一位には、 一位には、 一位には、 一位には、 一位には、 一位には、 一位には、 一位には、 一位には、 一位のでは、 一では、 一では、 一では、 一では、 一では、 一では、 一では、 一	厚生労働省	埼玉県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。
527	9 る基準の緩和	運営に関して、「従うべき基 準」が設定されているた	今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とする ことで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。 人員配置及び入所者の適切な処遇等の運営について、今後、社会環境等の	老人福祉法第17条 第2項 第2項 特別養護老人ホー ムの設備及び運営 に関する基準第5 条等	厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や 新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。

	10++		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
2/6	高齢者に対する定期 巡回・随時対応サービ スにおける人員基準 の緩和	た技順制にするなど被削	を担うサービスであるため、第101回社会保障審議会介護給付費部会においている。	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。 第定に関する 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する 指定居宅サービスに要する要な事と乗る事と次動 告を踏まえ、条例に委任する、又は条例によるい補正を許容するべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	
527	する基準の緩和	人員配置、居室面積及び 入所者の適切な処遇等の 運営に関して、「従うべき基 準」が設定されているた め、今後、地域の実情に応 じた施策を進めていくため		「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員 会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参 酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	

	提案事項				制度の所管・			各府省からの第1次回答
管理番号	提系争項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所官・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
528	の従業者、設備及び運	を求める。 利用者のサービスの適切な 利用、適切な処遇及び安全 の確保等に関して「従うべき 基準」が設定されているが、	都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。人員配置及び利用者のサービスの利用等について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見慮しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。	介護保険法第42条 第2項 第2定居宅サービス等 の事業の人員、設備 及び運営に関する基 準第40条等		神奈川県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日 の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合 に限定した結果として規定されたものであり、すでに過去の醣論におい て結論が出ており、その後特段の事情変更や新たな論点はないため対 応できない。
529	基準該当介護予防 サービスの従業者、設 債及び運営に関する基 準の緩和	を求める。 利用者のサービスの適切な 利用、適切な処遇及び安全 の確保等に関して「従うべき 基準」が設定されているが、	都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難し いことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、 施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地 域の実情に応じた施設整備が可能となる。	介護保除法第54条 第2項 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次		神奈川県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次動告により、真に必要な場合に限定した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。

	40 mb at at		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
528	基準該当居宅サービス Bの従業者、設備及び運	でないない。 の実情に応じた施設整備和 進めていくために、規制機構和 利用、適切な処遇及び安全 を求める。 利用、適切な処遇及び安全 を基準」が設定されているとと、 会後、基準を見ないととした。 よって、利用をあのサービスの利用等がより適切いことと、 スーとは事でもあると、 スーとは事でもあると、	基準該当居宅サービスの人員配置、居室面積及び利用者の適切な処遇等の運営に関しては、地方が、地域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、真に必要な場合しは認められない。という、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、設置者の創意工夫を導き出し、利用者への効果的な処遇が可能となるより」かが、力を設定が促進されるメリットが大きし、したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 には検討対象が人とはされていないことから、新たに検討すべきである。 なお、提案業集要項上「第2次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象が人とはされていないことか。新たに検討すべきである。 なお、現実業集要項上「第2次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象が人とはされていないことか、影析に接対することが疑し、公職人に対することが表えられるため、「参酌基準」とすることで、都市部においては、施設整備の促進が期待されるメリットが生まれる。	「使うへき基準」については、地方分権以事推進安員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	
52\$	基準該当介護予防 サービスの従業者、設	して、「従うべき基準」が設定 むれているため、今後、地域 の実情に応じた施設整備を 進めていくために、規制 複数を取り、 利用、適切な処遇及び安々 利用、適切な処遇及びなべき を求める。 利用、適切な処遇及びなべき を実施を見して「従うべき を実を見るサービスの のでは、	基準該当介護予防サービスの人員配置、居室面積及び利用者の適切な処遇等の運営に関しては、地方が、地域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益にならない基準を設定することに支頭はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、設置者の創意工夫を導き出し、利用者への効果的な処遇が可能となるメリットや、施設設置が促進されるメリットが大きい。したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合・1参酌すべき基準」とすることで十分である。なお、提案事業要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支頭となることが考えられるため、「参酌基準」とすることで、都市部においても、施設整備の促進が期待されるメリットが生まれる。	第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	

	提案事項				制度の所管・			各府省からの第1次回答
管理番号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	関係府省庁	提案団体	区分	回答
530	指定居宅サービスの従 推業者、設備及び運営に 関する基準の緩和	を求める。 利用者のサービスの適切な	都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。人員配置及び利用者のサービスの利用等について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。	介護保険法第74条 第3項 第3項 第3字 第3次 第2 第2 第3 第3 第3 第3 第3 第3 第3 第3 第3 第3 第3 第3 第3	厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日 の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合 に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。
531	指定介護予防サービス の従業者、設備及び運 営に関する基準の緩和	人員配置及び居室面積に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域をされているため、今後、地域をあったした施設を制度をあったした。及の適切ながあるが、この。 ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは	施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。 人員配置及び利用者のサービスの利用等について、今後、社会環境等の変化	介護保除法第115条 の4第3項 利定介護予訴サー 世ス等領域予訴の 員、記載定等 研究が選挙的 で 一で で の で の の で の の が の の が の の が の の が の の の の	厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、真に必要な場合に限定した結果として規定をおれており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。

	AD ploy tile v.T.		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
530	指定居宅サービスの従 業者、設備及び運営に	して「従うべき基準」が設定 されているため、今後、地域 の実情に応じた施設整備を和 を求める。 利用者のサービスの適切な 利用、適切な迅速及び安全 基準」が設定されているが、 会後、基準等に関して「従うが、 会後、基準等のサービスの の可用等がより適切にの の利用等がなりでは、 とって、 の利用等のサービス の利用等がは、 とって、 の利用等がより適切にの の利用等がより適切にの の利用等がより適切にの といる。 イン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	指定居宅サービスの人員配置、居室面積及び利用者の適切な処遇等の運営に 関しては、地方が、地域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不 利益にならない基準を設定するとして実際はなく、現に必要な場合」とは認めら れない。むしろ、都追病療が地域の表情に合わせた基準を設定することにより、 設置者の創意工大を発き出し、利用者への効果的な処遇が可能となるメリット が、施設設置が接慮されるメリットが大きい。 したがつて、国がナショナル・ミニマムを定める場合は「参酌すべき基準」とするこ とて十分である。 なお、提案募集要項上「第3次動告以降の事情変更や新論点の発生がない場合 には検討対象が」とはされていないことから、新たに検討すぐきである。 都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難し いことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、 能設整備を進める上で実限となるとが表えられるため、勢動基準」とすること で、都市部においても、施設整備の促進が期待されるメリットが生まれる。	第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌す	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	
531	指定介護予防サービス の従業者、設備及び運	して、「従うべき基準」が設定 されているため、今後、地域 の実情に応じた施設整備を和 を求める。 利用者のサービスの適切な 利用、適切な過渡び安全を 基準」が設定されているが 会後、基準当かな記をできた。 とって、利用者のサービスの の確保等に関して「従うが、 会後、基準」が設定されているが、 とって、利用者のサービス の利用等がより適切にの 列用等がより適切にの	指定介護予防サービスの人員配置、居室面積及び利用者の適切な処遇等の運営に関しては、地方が、地域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしみ 補道府県が地域の実情に合わせて基準を設定することは別り、設定書の創意工夫を導き出し、利用者への効果的な過過が可能となるメリットが、施設設置が促進されるメリットが大きむ。したがって、国がナショナル・ミーマイと定める場合・10参称すべき基準」とすることで十分である。なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する自担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支限となることが考えられるため、「参酌基準」とすることで、都市部においても、施設整備の促進が明待されるメリットが生まれる。	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会 第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌す	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	

	担实市场				things on each			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
532	指定介護老人福祉施 設が有する従業者の 員数に関する基準の緩 和	七世後、北部、ウェンフェ	現在、指定介護を人福祉施設に従事する従業者及びその員数に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、この基準を満たせる指定介護を人福祉施設が少なく、受け入れ可能な施設が見つからないといった入所者の意向に一ズルニーケ列応することができなくなることが想定される。 また、様々な状況を抱える入所者の立場に立った支援の提供において、指定介護を人福祉施設の創造工夫が活かせない状況にあり、地域の状況に応じた業就な対応が困難となっている。この(従うべき基準)を検索することにより、都道府県は、指定介護を人福祉施設を利用する入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう施業を図ることができる。このため、人員配置について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参助基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。	介護保験法第88条 第3項 第2介種老人福祉 施設の人員、設備及 び運営に関する基準 第2条等		神奈川県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日 の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合 に限定した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。
533	設の設備及び運営に	な処遇等の運営に関して、 「従うべき基準」が設定され ているため、今後、地域の 実情に応じた施策を進めて	都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難し いことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、 施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。 入所者の適切な処遇等の運営について、今後、社会環境等の変化に伴い、基 率の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。	第3項 指定介護老人福祉 施設の人員、設備及 び運営に関する基準	厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次動告により、「真に必要な場合に限定した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。

	In the start of		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
532	指定介護老人福祉施 設が有する従業者の 製に関する基準の緩 和	人員即適に関して、「使かへ 吉基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応 じた施策を進めていくため に、規制緩和を求める。	指定介護老人福祉施設の人員配置に関しては、地方が、地域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、入所者に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情にありせた基準を設定することにより、設置者の創窓工夫を導き出し、入所者への効果的な処遇が可能となるメリットが大きい。したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。なお、提案業業要項上「第2次勧告以降の事情変更や新治点の発生がない場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。人員配置について、「従うべき基準」と構度し、「参酌基準」とすることにより、都道府県は、指定企賃差之人福祉施設を利用する人所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を置むことができるよう、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な施策を図ることができるより、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な施策を図ることができるメリットが生まれる。	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会 第3次動告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌す べき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	
53:	指定介護老人福祉施 設の設備及び運営に	居室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めて	指定介護老人福祉施設の居室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関しては、地方が、地域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、入所者に不利益にならない基本を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、設置設置が促進されるメリットが大きい。したがつて、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることが、行なお、提案業集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支限となることが考えられるため、「参酌基準」とすることで、都市部においても、施設整備の促進が期待されるメリットが生まれる。	第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌す	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	

	担实市区				制度の記集			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
534	有する従業者の員数に	き基準」が設定されているた	現在、介護老人保健施設に従事する従業者及びその員数に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、この基準を満たせる介護を人保健施設が少なく、受け入れ可能な施設が見つからないといった入所者の意向(ニーズ)に十分対応することができなくなることが想定される。また、様々な状況を抱える入所者の立場に立った支援の提供において、介護老人保健施設の創意工夫が活かせない状況にあり、地域の状況に応じた業軟な対応が困難となっている。この「徒うべき基準」を撤棄することにより、都道府県は、介護老人保健施設を利用する人所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう施策を図ることができる。このため、人員配置について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参助基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。	介護保険法第97条 第2項、第4項 介護老人保健施設 の人員、施設及び設 値並びに運営に関 する基準第2条等	厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日 の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合 に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。
535		営に関して、「従うべき基準」 が設定されているため、今 後、地域の実情に応じた施	入所者の適切な処遇等の運営について、今後、高齢化社会が更に進むことから、入所者の適切な処遇等の運営について、今後、高齢化社会が更に進むことから、入所者の処遇を確保しつつも、施設そのものに対する更なる需要増加は必須であり、全国一律の基準が反かせとなり、需要にある。そで、地域の特性を重視した施設電管を図るため、行数うち基準力から「参酌基準」とすることで、利用者からの様々なニーズに対して、より身近な地方自治体が適切かつ柔軟に対応出来るようにする必要がある。	介護保険法第97条 第1項、第4項 介護老人保健施設 の人員、施設及び設 備並びに適営に関 する基準第5条等	厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分構改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。

	In the start of		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
534	有する従業者の員数に	人員配置に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。	介護老人保健施設の人員配置に関しては、地方が、地域の事情に合わせて慎 に検討したうえで、人所者に不利益にならない基準を設定することに支障はな く、「真に必要な場合」はは認められない。ないる、都道原殊が地域の実情に合わ せた基準を設定することにより、設置者の制意工夫を導き出し、入所者への効 果的な処遇が可能となるメリットが大きい。 したがつて、国がナンコナル・ミニマムを定める場合は「参酌すべき基準」とするこ と下十分である。 なお、投寒募集要項上「第3次動告以降の事情変更や新論点の発生がない場合 なお、投寒募集要項上「第3次動告以降の事情変更や新論点の発生がない場合 には検討対象が」とはされていないことから、新たに検討すべきである。 人員配置について、「従うべき基準」を被廃し、「参酌基準」とすることにより、 遺解県は、力能を人保健施設を入 遺解県は、力能を人保健施設を入 造解県は、力能を人保健施設を入 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌す	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	
538	が設定人保健地設の 設備及び運営に関する 基準の緩和	入所者の適切な処遇等の運 営に関して、「従うべき基準」 が設定されているため、今 後、地域の実情になした施 策を進めていくために、規制 緩和を求める。	介護老人保健施設における入所者の適切な処遇等の運営に関しては、地方が、地域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、入所者に不利益にならない 基準を設定することに支障はなく、真に必要な場合」とは認められない。むし、 都道所県大地域の実情に合わせた基準を設定することにより、設置者の創意工夫を導き出し、入所者への効果がな知識が可能となるメリットが大きい、したがつて、国がナショナル・ミニマムを定める場合は多動すべき基準」とすることで十分である。なお、接寒等集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合なお、接寒等集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合なお、接対等を関係していていて、従うべき基準」を撤廃し、分酌基準人とすることにより、都道所県は、介護老人保施設を利用する所者がたゆすする能力に応じ自立した日常生活を営むことができるより、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な施策を図ることができるメリットが生まれる。	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会 第3次動告を除まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌す べき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	

	提案事項				制度の所管・			各府省からの第1次回答
管理番号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	関係府省庁	提案団体	区分	回答
536	指定介護療養型医療 施設が有する従業員 の員数に関する基準の 緩和	大真に置に関じて、「使アマ き基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応 じた施策を進めていくため	人員配置について、今後、高齢化社会が更に進むことから、施設そのものに対する要介護者からの需要増加は必須であり、全国一律の基準が足かせとなり、需要に応えられた傾される。 そこで、地域の特性を重視した人員配置を図るたり、従うべき基準」から「参酌基準」とするとで、利用者かの時々なエーズに対して、より身近な地方自治体が適切かつ柔軟に対応出来るようにする必要がある。	旧介護保険法110条 第3項定 開定介護療養型 医療施設の設備及 び産営に関する基準 第2条等	厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日 の地方分権改革推進委員会による第3次動告により、「真に必要な場合 に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。
537	指定介護療養型医療 施設の設備及び運営 に関する基準の緩和	病室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関して、「能分を基準」が設定されているため、全後、地域の 実情に応じた施策を進めて いくために、規制緩和を求める。	病室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関して、今後、高齢化社会が更に進むことから、施設そのものに対する要介護者からの需要増加は必須であり、全国一律の基準が足かせとなり、需要に応えられなることが危惧される。そこで、地域の特性を重視した人員配置を図るため、「従うべき基準」から事務基準」とすることで、利用者からの様々なニーズに対して、より身近な地方自治体が適切かつ柔軟に対応出来るようにする必要がある。	旧介護保険法110条 第3項 旧指定介護療養型 医療施設の設備及 び運営に関する基準 第3条等	厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。

	All of the All		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
536	指定介護療養型医療 施設が有する従業員 の最初に関する基準の 緩和	人員配置に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていために、規制緩和を求める。	指定介護療養型医療施設の人員配置に関しては、地方が、地域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益にならない基準を設定することに実情はなく、賃息心要を場合したは認められない。むしろ、都直原県が地域のへの効果的な処遇が可能となるメリットが大きい。したかつて、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることでナウである。なお、程寒寒寒寒夏上「第2次動告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象が人とはされていないことから、新たに検討する。はは検討教験が人とはされていないことから、新たに検討するとある。人員配置について、「従うべき基準」を増廃し、「参酌基準」とすることにより、都直解は、指定では衝撃を機能態を利用する人所者かその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な施策を図ることができるメリットが生まれる。	第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌す	【全国市長全】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	
537	指定介護療養型医療 施設の設備及び運営 に関する基準の緩和	病室面積及び入所者の適切な処遇等の連営に関して、 「成うへき基準」が設定されているため、今後、地域の 実情に応じた施策を進めて いくために、規制緩和を求め る。	指定介護療養型医療施設の病室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関しては、地方が、地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益とならない 基準を設定することに支障はなべ、「異に必要な場合」とは認められない。なしる、船道府境が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、指定介護機養型医療施設事業の創意工夫を導き出し、利用者への効果的なサービス提供を行うことができるというメリットが大きい。 したがって、園がナシュナル・ミニマムを定める場合・1多節すべき基準」とすることがつたるの。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すくきである。病室面積及び入所者の適切を邀集等の運営について、従う・2基準」と指定し、「参酌基準」とすることにより、都道府県は、指定つ護療業型医療施設を利用する人所書がその有する能力に応じ自立と日常生活を営むことができるより地域の実情に応じた、より適切かつ条款な施策を図ることができるメリットが生まれる。	「なアンさ会年」に、DVCは、地方が信以中性進安員芸 第3次勧告を辞まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌す べき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	

	40 m to 45				Aut o Fr Mr			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
558	者の指定に関する基準 のうち、申請者の法人	の利用等がより適切に図ら	に限定することは、事業者の拡大の検討に支障がある。 今後の指定居宅サービスの需要を賄う手段として、地域の実情に応じた事業 者の拡大を図るためには、法人格の無い事業者の参入も検討できるようにする	介護保険法第70条 第3項 介護保険法施行規 則第126条の4の2	厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。
554	事業者の指定に関する る基準のうち、申請者の	の利用等がより適切に図ら	る者に限定することは、事業者の拡大の検討に支障がある。 今後の指定介護予防サービスの需要を賄う手段として、地域の実情に応じた 事業者の拡大を図るためには、法人格の無い事業者の参入も検討できるように	介護保険法第115条 の2第3項 介護保険法施行規 則第140条の17の2		神奈川県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分構改革推進委員会による第2次勧告により、「真に必要な場合に限定した機能をして規定となっており、というでは、できない。 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

	In the start of		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
558	者の指定に関する基準 のうち、申請者の法人 格の有無に係る基準 の緩和	「従うべき基準」とされている が、今後、基準を見直すこと によって、利用者のサービス の利用等がより適切に回 れることが考えられるため、 撤廃するなど規制緩和を求 める。		「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会 第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌す		
556	事業者の指定に関する 基準のうち、申請者の 法人格の有無に係る 基準の緩和	「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることが考えられるため、撤廃するなど規制緩和を求める。	指定介護予防サービス事業の指定に関しては、法人格の有無に関わらず、その事業者が事業を実施する能力があるかどうかが重要であり、それは地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利達とならない基準を設定することに支障はなり、類に必要な場合」とは認められない。なした、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、地域の実情に応じた高齢者福祉を実情に合わせた基準を設定することにより、地域の実情に応じた高齢者福祉を大き十分であることができるというリットが大きい。したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合は参酌すべき基準」とすることで十分である。なお、提案募集要項上「第3次動告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。基準の緩和により、法人格の取得が不要となれば、事業者にとって法人格取得のための手続きが不要になるとともに、住民にとっても、様々な事業者を選べるなどのメリットがある。	第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは		

	40 m to 45				during a service			各府省からの第1次回答
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
557	設の指定に関する基準 7 のうち、指定対象とな る施設及びその入所定	指定対象となる施設及びそ の入所定員に関して、「従う 今基準」が歴史されている ため、今後、地域の実情に 応じた施策全地のていくない に、撤廃するなど規制緩和 を求める。	指定介護老人福祉施設として指定対象となる施設及び入所定員を、「従うべき 基準」により限定することは、施設の拡充の検討に支障がある。 今後の指定介護を人福祉施設の需要を勝う手段として、地域の実情に応じた 施設の拡充を図るためには、基準の緩和も検討できるようにする必要がある。	介護保険法第86条 第1項	厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日 の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「夏に必要な場合 に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。
558	指定原宅介護支援事 業者が有する従業者 の負数に関する基準の 緩和	「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことによって、利用等のサロジスの利用等がある。 おもことが考えられるため、 強度するなど規制緩和を求める。	指定居宅介護支援事業者が有する従業者の員数を、「従うべき基準」により限定することは、地域の実情に応じた適切な職員配置基準の検討は、実際がある。今後の指定屋介護支援における地域の実情に応じた適切な職員配置を図るためには、基準以外の方法によることも検討できるようにする必要がある。	介護保険法第81条 第3項 指定居宅介護支援及 び運営に関する基準 第2条等		神奈川県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定した機能をして規定をよれており、その他の事情変更い新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。

	to the total		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
557	設の指定に関する基準 7のうち、指定対象とな る施設及びその入所定	指定対象となる施設及びその入所定員に関して、「従う で各基準」が歴史されている ため、今後、地域の実に付金 成じた施策を動物が制 成じた施策を動かい に、撤廃するなど規制緩和 を求める。	指定介護老人福祉施設における指定対象となる施設と入所定員に関しては、地方が、地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益とならない基準を設定することに支障はなく、第に必要な場合」とは認められない。むら、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、指定介債老人福祉施設の創意工夫を場合出し、利用者への効果的なサービス提供を行うことができるとレラパリカが大きい。したがつて、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。なお、提案募集委項上「第3次勤告以降の事情変更や紡論点の発生がない場合には検討対象外上はされていないことから、新たに検討すべきである。 おっぱ 技術 表現 保証 他の発生がない場合には検討対象外上はされていないことから、新たに検討すべきである。 おっぱ 政策を担 に参加 基準とする たら施設及びそ が正 原理 老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその表現を表現を表現を表現に「参加基準とするとこれを表現を表現し、「参加表準とするとこれを表現を表現し、「参加表準とすると言ないことができるよう。地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な施策を図ることができるメリットが生まれる。	第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	
558	の貝数に関する基準の 緩和	「従うべき基準」とされている が、今後、基準を見直すこと によって、利用者のサービス の利用等がより適切に図ら れることが考えられるため、 被あるを規制緩和を求 める。	したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とするこ	第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	

	提案事項				制度の所管・			各府省からの第1次回答
管理番号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	関係府省庁	提案団体	区分	回答
560	理呂に関する泰年の被	者のサービスの利用等がよ り適切に図られることが考え	準」により限定することは、地域の実情に応じた適切な事業運営基準の検討に	介護保険法第81条 第3項 第3項 計定居宅介護支援 等の事業に関する基準 第4条等		神奈川県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日 の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合 に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。
561	指定居宅介護支援事 等の指定に関する基 準のうと、申請者の法 人格の有無に係る基 準の緩和	が、今後、基準を見直すこと によって、利用者のサービス の利用等がより適切に図ら	【支障事例】 現行規定では、申請者が法人格を有しない場合、居宅介護支援事業の指定が できないため、事業を実施する能力はあるが法人格のない団体への指定ができ ず、県が実施する高齢者福祉事業の推進に支障を来たしている。 【地域の実情を譲まえた必要性】 本県では居宅介護支援事業者が不足しているが、規制を緩和することによって、 今後高齢者が増加が想定される本県において、地域の実情に応じた居宅介護 支援事業を展開することが可能となり、高齢者福祉に資する。	介護保険法第79条 第2項	厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。

	in the state of		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
560	指定居宅介護支援事業者の支援の事業の 連営に関する基準の緩 和	一部基準が「従うべき基準」 とされているが、今後、基準 を見直すことによって、利用 者のサービスの利用等がよ り適切に図られることが考え られるため、散廃するなど規 制緩和を求める。	したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とするこ	第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	
561	指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準の方は、申請者の法 人格の有無に係る基準の経報和	が、今後、基準を見直すこと によって、利用者のサービス の利用等がより適切に図ら れることも考えられるため、 規制緩和を求める。	指定居宅介護支援事業の指定に関しては、法人格の有無に関わらず、その事業者が事業を実施でる能力があるかどうかが重要であり、それは地域の実情にもわせて電車に検討したうえて、利用者に不利益とならない基準を設定することに支限はなく、「真に必要な場合」とは認められない、むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、地域の実情に応じた高齢者福祉事業を展開することができるというメリットが大きし。したがつて、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。なお、提案募集委項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会 第3次動告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは 参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	

	提案事項				制度の所管・			各府省からの第1次回答
管理番号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	関係府省庁	提案団体	区分	回答
562	基準該当居宅介護支 接の従業者及び適営 に関する基準の緩和	が、今後、基準を見直すこと によって、利用者のサービス の利用等がより適切に図ら	さない団体が除外されており、県が実施する高齢者福祉事業の推進に支障を来	等の事業の人員及 び運営に関する基準		神奈川県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日 の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合 に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。
554	社会福祉施設の設備 及び運営に関する基準 (受害と、人は、係 る部分)の緩和	用者の適切な処遇等の運営 に関して、「従うべき基準」が 設定されているため、今後、 地域の実情に応じた施策を	都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進めることです。 施設整備を進めることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。 人員配置及び利用者の処遇等について、今後、社会環境等の変化に伴い、基 学の見直しが要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。	社会福祉法第65条 第2項 老人福祉法20条の6 軽費老人ホームの 設備及び運営に関 する基準第5条等	厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次動告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定もれており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。

	in the state of		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
562	基準該当居宅介護支 接の従業者及び運営 に関する基準の緩和	「従うべき基準」とされている が、今後、基準を見直すこと によって、利用者のサービス の利用等がより適切に図ら れることも考えられるため、 規制緩和を求める。	居宅介護支援事業の従業者及び運営に関しては、地方が、地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益とならない基準を設定することに支 際はなく、「真に必要な場合」とは認められない、むしろ、都道府場が地域の実情 に合わせた基準を設定することにより、居宅の護支援事業の創金工夫を当 出し、利用者への効果的なサービス提供を行うことができるというメリットが大き し、たがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場 台には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会 第3次動告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは 参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	
554	(軽費老人ホームに係 る部分)の緩和	人員配置、居室面積及び利 用者の適切な処遇等の運営 に関して、従うべき基準が 設定されているため、今後、 地域の実情に応じた施策を 進めていくために、規制緩和 を求める。	したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会 第3次動告を除まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌す べき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	

	提案事項				制体の影体			各府省からの第1次回答
管理番号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
795	設(特別養護老人ホーム)及び介護老人保健 施設の設備及び運営	介護老人保健施設の設備 及び人員配置基準につい て、全国一律で「従うべき基 準」とされているものを、必 要となる財源を措置した上	【本県の状況】特別養護老人ホームの場合、現在は要介護1以上の高齢者が入所可能であるが、入所者の平均要の護度が4を超えているため、職員配置基準(利用者:職員15歳率の下りを超えた人員配置を行っている(従来型219、ユニット型160)。【文障率の】 甲虎72年度から特別養護老人ホームへの入所要件が原則乗り護3以上となるため、平均乗り護度は更に高くなると見らまれ、職員も今以上の人員配置を行わなければ運営は困難となる。また、退所率は現在の約22%から30%程度まで上昇する見込みである。 2025年を見据えると、今後高齢化率が安定化すると予想される(65歳以上人口増加率が比較的低い)ものの施設整備が量的に進んでいる原と、今後急速な高齢化が予想(6歳以上人口増加率が比較的低い)ものの施設整備が進んでいる原と、今後急速な高齢化が予想(6歳以上人口増加率が比較的低い)ものが施設を備が進んでいる原と、今後急速な高機化が予想(6歳以上人口増加率が比較的低い)ものが施設と使が進んでいる原と、今後急速な高利用状況が異なる(空室の増加等)ことが予測される。(制度改正の必要性)和用状況に応じた人員配置を行わないと運営が成り立たない、施設も生じると考えられるため、全国一律の配置基準ではなく、都道府県の実情に応じた対応ができるよう参析機様、便か課度の割合別や規模のより、自配置に応じた対応ができるよう参析権様、便か課度の割合別や規模のより、企業を開始に数定)が必要である。公要な設備や人員配置での10寸は、全国一律の人員配置を行いては、全国一律の人員配置を行いては、全国一律の人員配置を行いては、全国一律の人員配置については、全国一律の人員配置となる。「改正による効果」全国一律の人員配置を対したが、表現したり、表現した人員配置が確保できることから、利用者の立場に立ったが可能となる。「な正による効果」	介護保験法第88条 の3 指定介護老人福祉 施設の人員する基分 近選書第1項 者定施設一、関連 指定更する。 指定更する。 関する基準 指定更する。 関する基準 年間 第2条 第2条 第2条 第2条 第3条 第4条 第4条 第4条 第4条 第4条 第4条 第4条 第4条 第4条 第4		兵庫県 【共同提案】 和歌山県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日 の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合 に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。
449	指定医療機関等の指 定等 ・「生活度護法」に規定 生活定医療機関の 指定の移譲	各都道府県が従前から指定 を行っている医療機関等と 合わせ、国開設病院等と 定事務についても、都道府 実で一括して行うことが効率 的であるため提案する。	生活保護法に規定する指定医療機関の指定は、国が行うものの、医療費公費 負担の実務は県で担っているため、当該権限についても、県の権限として支障 がない。	生活保護法第49条	厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	地方自治体の首長も含めて参加した「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書(平成25年1月25日)においても、国(地方厚生局)の積極的な関与が期待されている。 こうした地方自治体からの意見奉答語まえ、昨年、生活保護法を改正して指定医療機関制度を見直し、国の関与を強めることとしていることを考慮すると、当該事務については、国(地方厚生局)において引き続き実施すべきである。なお、改正生活保護法については、施行後5年を目処とした検討規定が定められており、ご提案の事項については、こうした中で検討してまいりたい。 【参考】 社会保障審議会 生活困窮者の支援の在り方に関する特別部会報告書(平成25年1月25日)(指定医療機関に対する指定や指導等に係る体制強化・負担軽減)指定医療機関に対する指定や指導等に係る体制強化・負担軽減)指定医療機関への指導に当たって、地方自治体のみでは指導に当たる医師を確保することが困難なために、十分な指導ができるとは言い難い状況にある。このため、国による直接指導も併せて実施できるようにしたして、地方厚生局に専門の指導監査職員を増配置することを検討すべきである。

	In the start of		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
795	設(特別養護老人ホーム)及び介護老人保健 施設の設備及び運営 に関する基準の「従う	指定介護老人福祉施設及び 介護名人保健施設の設備 起火人保健施設の設備 起火人配置基準につい て、全国一律で「従うべき基 楽とされているものを、必 要となる財源を措置したと で「参酌すべき基準」に見直 すこと。	地域の実情に精通した地方公共団体の方が適切に対応することが可能である ため、実情に沿った人員配置基準とそれに連動した介護報酬の設定を行うこと ができるよう、全国一律の「従うべき基準」の参酌基準化を図るべきである。	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会 第3次動告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌す べき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	
445	相定医療機関等の相定等 定等 ・「生活保護法」に規定	泉で一拍して11万にとか30年	「平成20年1月20日川においては、地方日石体が週初な又抜を行えるようにする	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	

	提案事項				制度の所管・			各府省からの第1次回答
管理番号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	関係府省庁	提案団体	区分	回答
586	地方社会福祉審議会 必置規定の廃止	社会福祉法第7条の地方社会福祉書議会必置規定を廃止し、民生、障害、児童福祉などの分野ごとの個別法に位置づけなおす。	【支障事例】 社会福祉に関しては民生、障害、児童福祉、高齢者など個別分野ごとに重要な 膨楽事項が数多次あり、それぞれ社会福祉審議会の専門分科会等の協議の場 が存在している。 地方社会福祉審議会は法定必置となっているが、大括りの「社会福祉に関する 事項上を幅広な見識を持つ委員が集まり協議する場では、実質的な審議を行う のが難しい一方で、多くの委員を委嘱する必要があるため、事務が煩雑である。 [制度改正の効果] 美質的審議的が終化している地方社会福祉審議会の必置規定を廃止し、個別 法に位置づけなおすことで、地方社会福祉審議会本体の運営事務(委員委嘱、 開催等)の辞載につながるとともに、地方の実情や社会福祉分野の現状に即し た連営が可能となる。	社会福祉法第7条	厚生労働省	京都府·大阪府·兵庫県・ 徳島県	C 対応不可	現状においても社会福祉に関して、人材育成の問題や地域福祉等、 高齢者、障害者、子どもの枠を超えて議論すべき重要性は増しており、 地方自治体で有識者が協議を行うことは必要である。 現行法とおり、分野を横断に福祉分野全体で議論する必要があるもの は社会福祉審議会で協議し、個別分野ごとの要案事項は専門分科会で 協議することで、地方の実情や社会福祉分野の現状に即した運営は可能である。 なお、委員の定数等の規定については「地域の自主性及び自立性を 高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」 (平成25年法律第44号)にて撤廃しているところである。
654	民生委員委嘱に係る 委嘱権限の都道府県 への移譲	民生委員委嘱に係る委嘱権 限の都道府県への移譲	【支障事例】 民生委員法第3条において、民生委員を市町村の区域に置くこととなっており、 同法第5条で都道府県知事の推薦によって原生労働大臣が民生委員を委嘱すると規定されている。の前に、市町村で民生委員養を開催し候補者の推薦 を行うことはなっているが、市町村の候補者推薦以降、委嘱状の送付までに2ヶ月、場合によってはそれ以上要することがある。 「会社の大力ではそれ以上要することがある。」 「会社の大力ではそれ以上要することがある。」 「制度な正のかめ、民生委員に欠負がとした場合、地区民生委員で組織する民生委員協議会では、欠負委員の分を他の民生委員が力バーしている状況にある。 「制度な正の安性】」 上記のとおり受嘱までの期間が2ヶ月以上要している現状は、地区民生委員協議会の職務所行に多大なる影響がある。 よって、委嘱権限を生労働者がある。 よって、委嘱権限を生労働者がある。 よって、委嘱権限を生労働者がある。 とは、対域の実情に応じいる最近高齢を早期に開始でるとともに、地区民生委員協議会の職務遂行にかかる負担軽減となると考えられる。"	民生委員法第5条	厚生労働省	福島市	C 対応不可	民生委員・児童委員の委嘱については、憲法25条に基づき社会福祉の向上及び増進は国の責務であることを踏まえ、社会福祉行政の最終責任者である厚生労働大臣がこれを行うこととし、これにより、国民一般の民生委員等の活動に対する急収退、民生委員等自身による自然、活動意欲の同上を使すとともに、その活動の活性化を期待しているものである。 民生委員の多くは、大臣委嘱がその使命感、責任感の源泉となっており、全国民生委員児童委員連合会からも厚生労働大臣の委嘱は坚持すべきとの要望を受けており、厚生労働者としてもこれを坚持すべきとの要望を受けており、厚生労働者としてもこれを坚持すべきとの要望を受けており、厚生労働者としてもこれを坚持すべきとの実証を受けなが、民生委員等の当事者間での丁寧な議論を行っべきであると考えている。 なお、従来、民生委員等の委嘱に当たっては、市町村が推薦した候補者について都道府県が地方社会福祉審議会の意見を聞いた上で、厚生労働大臣に推薦することとされていたところ、「地域の自生性及び自立性を高めるための改革な力を推進を図るための関係法律の整備に関する法、後代「平成25年法律第44号」による民生委員法の改正により、欠員補充の際の手続の迅速化等を図る観点から、都道府県における地方社会福祉審議会への意見聴取が努力義務化されたところである。

	to the total		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
586	必置規定の廃止	などの分野ごとの個別法に	横断的な課題であるからといって、現在構成されている委員すべての有識者等が毎回一堂に会して譲論することは非効率であり、必要性もない。結果的に開催実態は形骸化している。 社会福祉行政に関する地域の自主性、自立性をより一層高めるため、委員の定数規定だけでなく、書籍会の必置規定自体を廃止し、地域の実情に即した協議の枠組みに議論の場を移行させることを目的に提案するものである。	全国一律の必置規制は廃止すべき。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	
654	民生委員委嘱に係る 委嘱権限の都道府県 への移譲	民生委員委嘱に係る委嘱権 限の都道府県への移譲	具体的な支障事例にも記載したが、委嘱までの期間、民生委員協議会では、 欠負がある状態で活動をしており、職務遂行に多大なる負担があるのが現状で ある。 また、地方社会福祉審議会への意見聴取は努力義務化されたところである が、75歳以上、有職者の推薦は従前どおり地方社会福祉審議会を経ており、こ れら方とそれ以外の方の委嘱は変算での期間に多があるのが現状である。 「厚生労働大臣の委嘱は堅持すべき」ということであれば、市町村からの候補 者推薦以降の知道府県、厚生労働名の事務手続きの簡素化をさらに進めて委 嘱までの期間短縮を図っていただき、具体的な短縮策を示されたい。	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式 や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 委嘱者を部道府県知事に変更することによって、民生委員活動への意欲減退につながるとの懸念意見等があることから、慎重な検討が必要である。	

	提案事項				和中の記憶			各府省からの第1次回答
管理番号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
526		児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に関して、「貸うへき基準」が設定されていることにより、本景の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	児童福祉施設に配置する従業者及びその員数、居室及び病室の床面積等に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、各施設とも専従要件を満たされ、面積基準を十分に満たせず量的なサービスの提供ができないといった。地域の状況に応じた業物な対応が困難となることが想定される。当該施設の事従要件や面積基準における「はラインき基準と推廃することにより、都道再限は地域が抱える課題やニーズに応じた対応を柔軟に行うことができ、児童福祉施設が常に利用者の立場につった支援の提供に努めことが可能になると考える。 地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	児童福祉法第45条 第2項 児童福祉施設の設 備基び運営に関する 基準		神奈川県	C 対応不可	子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきであり、保育の質等に深刻な影響が生に得るものについては「従う合基準」として全国一律の基準として、る。その理解の下、既に「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日開議決定)といる。その理解の下、既に「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日開議決定)抄「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45条2項)を、条例(制定主体は都通用限、指定都市、中核市(た上し、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。)及び児童相談所設置市)に委任する。条例制定の基準にいては、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定は「従う今き基準」とし、施設の利用者の実施に対する人権侵害の防止等に係る規定は「従う今き基準」とし、を認め利用者の数に関する基準に係る規定は、「後手の大量準」とし、表別の利用者の数に関する基準に係る規定は、「後子の大量準」として、大に、保育所にあっては、東京等の一部の区域に限り、待様児童祭消までの一時的指置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「様字」として、大に、保育所にあっては、東京等の一部の区域に限り、待様児童祭消までの一時的指置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「様率」として、大に、保育所にあっては、東京等の一部の区域に限り、待様児童祭消までの一時的指置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「様率」とも、ただし、保育所にあっては、東京等の一部の区域に限り、待様児童祭消までの一時的指置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「標準」とする。たび、日本に対している。
798	及び運営に関する基準 のうち「従うべき基準」 の見直し	児童福祉施設に配置する従 業者放びその員数、居室及 妨病室の床面積その他設 に関する事項等について、「 役分へき基準」とされている ものを、必要となる財源を措 置したうえて、「参酌すべき 基準」に見直すこと。	【改正による効果】 保育士の配置や設備の面積については、「従うべき基準」とされているが、地域の実情に応じた基準を地域で定めることが出来れば、干どもが少なく、保育士の循係も因難な都部や離馬等で円滑な事業の実態が可能となる。 【支障事例】 (実育所における拾食の外部搬入について、地域にっては乳丸効児敷の減少から設備や調理員の確保が必要となる自園調理が大きな負担になっている民間保育所がある。運営の合理化を図るため、外部搬入を行おうとしても、この基準のために実施できない。	児童福祉法第45条 第2項		兵庫県 【共同府、和歌 山県、鳥歌 県、徳島県	C 対応不可	子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきであり、保育の資準に突割な影響が生じ得るものについては「能うべき基準」として全国一律の基準としている。その理解の下、既に「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日開議決定)において、以下のとおり結論が出ており、その後の特段の事情変更も認められない。 ※地方分権改革推進計画(平成21年12月15日開議決定)抄 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核市(ただし、制定施設、由子生活支援施設及び保育所に限る。)及び児童相談所設置市にを任する。条例制定の基準にいる規定、配置する職員の負数に関する基準に係る規定に対する人権侵害の防止等に係る規定にに施設の利用者の数に関する基準に係る規定には「提挙とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定には「標準とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「環中とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「標準とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「標準とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「標準とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「標準とし、不の他の設備のでは、同時である事に係る規定は、「標準とし、不の他の設備のである事に係る規定は、「標準とし、不の他の設備のである事に係る規定は、「標準とし、不の他の設備のである事に係る規定は、「標準とし、表での一時的指面として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「標準として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「標準」とする。

	to the state of		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
526	児童福祉施設の設備 及び運営に関する基準 の緩和	児童福祉施設の設備及び連 営に関する基準に関して、 「従うべき基準」が設定され ていることにより、本県の独 自性を発揮することができな いため、規制緩和を求める。	を設定することに文庫はなく、「具に必要な場合」とは認められない。むしろ、都 道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、利用者への効果的 なサービス提供を行うことができるというメリットが大きい。	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会 第3次動告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌す べき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	
798	児童福祉施設の設備 及び運営に関する基準 のうち「従うべき基準」 の見直し	び病室の床面積その他設備 に関する事項等について、 「従うべき基準」とされている ものを、必要となる財源を措	以下の点について、厚生労働省等関係府省の見解を求める。 ・3歳未満児の民間保育所における給食の外部搬入については、公立保育所で、	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会 第3次動告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌す べき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	

	40 chair ox				制体の配体		各府省からの第1次回答	
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答
878	び運営、職員の員数等	福祉施設等の設備及び連 営、職員の員数等に関する 基準等について「従うべき 基準」を見直し、「福準」や 「参酌すべき基準」とするべ きである。	福祉施設等の設備及び運営に関する基準や配置する職員の員数に関する基準等については、都道府県が条例を定めるに当たって、「厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする」とされている(児童福祉法第2)条の5の18が、名福社法第17条第1項、介護保険法第20条第1項外)が、少子高齢化の急速な進行を背景とする人口減少社会の割実により、地域の実情に今後ますます多様化するものと考えられることから、自治体の数量による基準設定が可能となるよう、役うべき基準」の見直しを行い、「標準」や「参酌すべき基準」とすべきである。	児童福祉法第21条 の5の18外、老人福 社法第17条 1項、 介第1項外 競媒係於法第42条 立支援法第30条第1 項外	厚生労働省	栃木県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日 の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合 に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。
522	指定通所支援に従事 する従業者に関する基 準の緩和	業者に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することがで	指定通所支援については、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の 適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成した上で実施し、その効果について経験的な評価を実施することでも他の制置を登譲することもり障害 別に対して適切かつ効果的に支援を提供しなければならない。 指定通所支援に従事する後半者をひばその最か等に関して、ほうべき基準が設定されていることから、指定通所の規模が小さぐでもよりきめの細かい支援を受けたい、若しくは基準を満たせる指定児童発達事業者か少なく、受け入れ可能で施設が見つからないといった通所給付決定保護者及び障害児の意向に一次入に十分対抗することができなぐなることが想定される。また、様々な状況やが困難となることが考えたれる。とない表しているにより、表していまれる。また、様々な状況が困難となることが考えたれる。としまり、指定児童等達支援事業者の創意工夫が活かせない状況にあり、地域の状況に応じた意味な対応、のでほうべき基準と発騰することは、規道府県は、指定障害児通所支援事業者の創意工夫を順行設に反映することを検討することが可能れた。この「従うべき基準」とで、原生の経験等することが検索することが検索することが関係が表述にあり、通知の保護を表して、地域の状況に応じ、通所終付決定保護者及び障害児への効果的な支援が図れると考える。 から分権収率の理念からすれば、国が「従う・基準」として、地方の自立を対したい地方の自治体の判断に要ねるべきである。	業等の人員、設備及 び運営に関する基準		神奈川県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次動告により、真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
878	、び運営、職員の員数等	営、職員の員数等に関する 基準等について、「従うべき 基準」を見直し、「標準」や 「参酌すべき基準」とするべ きである。	「個性を活かし自立した地方をつくる〜地方分権改革の総括と展望〜」(平成26年6月24日地方分権改革有識者会議決定)においても、福祉施設の面積や人員配置に関する基準等については、(後うべき基準)と参れており、地方公共団体による地域の実情や一一ズ等を反映した基準の制定を行う上での支障となっており、令後をかいこば分・含基準」となっている福祉施設の面積や人員配置に関する基準等について見直しを行い、「参酌すべき基準」とするなど、地方の裁量の余地を広げることを目指すべきであるとされている。また、今後の更なる人口減少が見込まれる中、少子高齢化により多様化する行政二ズに砂値に対応、地域の実情に今った最適なサービスを提供し、事をの施策を講じることで、地域の活力を維持していくためにも、、「従うべき基準」の 見直しを行い、「標準」や「参酌すべき基準」とすべきである。	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会 第3次動告を指まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌す べき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	
521	指定通所支援に従事 2 する従業者に関する基 準の緩和	指定通所支援に従事する従 業者に関する基準に関し て、「従うべき基準が設定さ れていることにより、本県の 独自性を発揮することがで きないため、規制緩和を求 める。	指定通所支援事業に従事する従業者及びその員数等に関しては、地方が、地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益とならない基準を設定することで更限はなく、買に必要な場合」とは認められない。むしろ、都定 所見が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、指定通所支援事業者の創意工夫を導き出し、利用者への効果的なサービス提供を行うことができるとしたが力である。したがつて、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分であった。 なお、提案募集要項上「第3次動告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。 なお、提案募集要項上「第3次動告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。 なお、提案募集要項と「第3次動告以降の事情変更の発生がない場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。 なお、近来募集要項と「第3次動告以降の事情変更を受けたい、若しくは基準を満たせる指定障害児通所支援事業者が少なく、受け入れ可能な施設が、プラからなことの主義を選集の意思、とが言かとない、状況にあり、地域の状況に応じた集散な対応が困難となることが考えられる。 この「後づくき基準と撤廃することにより、指定障害児通所支援事業者の創意工夫を果行政に反映することを検討することが可能になり、地域の状況に応じ、通所終付決定保護者及び障害児への効果的な支援が図れると考える。	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会 第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは 参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	

	担灾市伍			根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等				区分	回答
523	指定通所支援の事業 の設備及び運営に関 する基準の緩和	指定通所支援の事業の設備及び適当に関する基準に関して、(従うでき基準が設定されていることにより、本果の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定通所支援については、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性をの他の事情を踏まえた計画を作成した上で実施し、その効果について継続的な評価を実施することを心め間蓋を資明することにより障害児に対して適切かつ効果的に支援を提供しなければならない。現在、指定通所支援の居実が有空したといいませいを確保が重くしているとから、施設設備に必要なまままった土地の確保が重くして、は多くないとから、今後の施設整備を進める上で支障が生じることが想定される。このため、利用希望者の受け入れ可能な施設が見つからず、通所格付決定保護者のに害児の意向に一不プレーイが高することができず、様々な課題を抱える地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となったが考えられる。この「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は地域が抱える課題や二一スに応じた対応を棄款に行うことができ、法の基本方針である「急険音児の身体を及び精神の状況並に行くの置かれている環境に応じる適切かつ効果的な計算及び訓練を行うことだでき、法の基本方針である「急険音児の身体の大震症に行う面をかれている。とは、他方分情であるの重なからすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を視していること自体が問題であり、地域の実情に応じて適力が、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じて適力が、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に要ねるべきである。	業寺の人員、設備及 び運営に関する基準 第10条第2項、第11	厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日 の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合 に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。
524	指定障害児入所施設等に従事する従業者に 関する基準の緩和	事する従業者に関する基準 に関して、「従うべき基準」が 設定されていることにより、 本県の独自性を発揮するこ	指定入所支援については、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成した上で実施し、その効果について継続的な評価を実施することをの他の措置を調することにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。現在、指定入所支援に従事する従業者及びその員数に関して、「従うべき基準」の設定されていることから、所除股の規模がいさてもよりをの細かい支援を受けたい、若しくは基準を満たせる指定障害児人所能設等が少なく、受け入れ可能な施設が見つからないという上外所分が決定保護者及び障害児の名向「ベース」に十分対応することができなくなることが想定される。また、様々な状況を抱える障害児の立場に立た指定通所支援の理保を図るにあたって、指定児童発達支援事業者の創意工夫が活かせない状況にあり、地域の状況に応じ、柔軟な対応が困難となることが考えたれる。この(後つべき基準を推廃することにより、都道府県は、指定児童発達支援事業者の創意工夫を保護ならとにより、都道府県は、指定児童発達支援事業者の創意工夫を保証に反映することを検討することが可能になり、地域の状況に応じ、入所給付決定保護者及び障害児への効果的な支援が図れると考える。なお、地方分権産革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	指定障害児入所施 設等の人員、設備及 び運営に関する基準	厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日 の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合 に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

	AD ploy tile v.T.	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見 全国和基金からの意見 全国市長会・全国町村会か		全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について	
管理番号	提案事項 (事項名)		意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	
523	指定通所支援の事業 の設備及び運営に関 する基準の緩和	指定通所支援の事業の設備及び運営に関うる基準に関して、「従う考基準に関して、「なう者基準に関定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定通所支援事業の指導訓練室及び遊戯室の床面積等に関しては、地方が、地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益ならない基準を設定することに支険はなく、真に必要な場合」とは認められない。もしる整道所は一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では	第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		
524	指定障害児入所施設 等に従事する従業者に	指定障害児入所施設等に従 事する従業者に関する基準」 に関して「従うべき基準」が 設定されていることにより、 本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和 を求める。	△に1+検針が毎月(LI+キャブハナハ=しか) 年もに検針するネズも Z	「成了ぐき金牛」に D.C.G.L. 地力が信以中 佐進安員 芸 第3次勧告を診まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌す べき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		